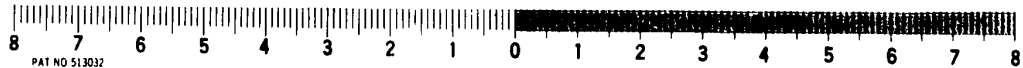


江島茂逸雜纂

四

680  
I  
5

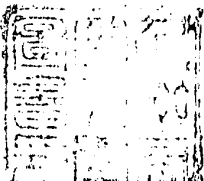
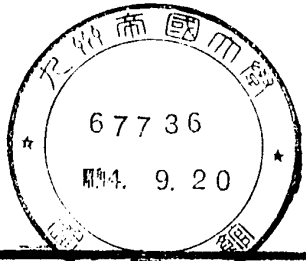


650
I
1

第四卷

黑田家臣各傳





吉田主馬

始孫之巫後姓ヲ八代ト改メ利征ト称ス  
 舍翠ト号ス天保三年九月五日天神ノ  
 二生ル實ハ伊藤半助則房ノ三男弘化  
 三年吉田石見利尚ノ養子トナル安政  
 六年正月廿二日用人トナリ二十人扶  
 持ヲ受ク慶應元年十月十九日不審之  
 次笄有之旨ヲ以逼塞被申付同年同月  
 廿三日奸曲之輩ニ同氣致心得方不直  
 二付押テ隠居徘徊ハ勿論諸人應對欠



通等被差留

此時家来谷川逸騎中村甚た衛門林藤藏七同様、公ヲ蒙ル

奸曲ノ名ヲ得、墾居ノ頃

身ヲ罪ノ淵ニ沈ム、君の上を

思ひ浮へ、日々を待つにけり

同三年十二月廿六日赦免

明治元年三月六日用勤被命貳拾人扶

持ヲ受ク、寛科判然ニテ再職ヲ奉スル

ノ日國君長知公ヨリ一首ノ歌ヲ賀

儀ノ賜物アリ

一節ノ年頃尽ス、赤心のいさをは

今日了顯ル

同二年十一月十一日公議人被命同月

廿五日追々勤勞且此節公議人ヲモ

被命候ニ付旁年：米五百俵ツ、被相

與同三年三月十日御雇ヲ以行政官

出仕被仰付

同年五月太政官御改革ニテ官員御減

省ニ付職務被免勤仕中勵精之段被賞

金子百五十兩下賜

同月廿六日執政役被命為合力米八百

俵下賜 同三年四月福岡藩權大參事

宣下 同年六月七日

累年勤王之為國家ニ心カヲ盡不幸  
一時之冤ニ係ルト雖志節不相變段  
奇特之至致感悅候依之同苗ヨリ願  
之趣モ有之ニ付旁以格別三百五十  
石分知申付候事

同四年三月免本官 同五年第一大區

長祥命兼大講義

同六年六月廿二日卒年四十

死ニさきたつ一日前

身の憂さをなげし歎く人類は

芳野の花はちりなきと云ふ

同年十二月廿六日

先般管内動搖之際鎮撫盡力終ニ非  
命之死ヲ遂候段愍然之事ニ候依之  
遺族為扶助目錄之通下賜候事

明治六年十二月廿五日

一百四

福岡縣

戸田玄成

始ノ平之允中頃鋤ト称ハ福岡藩ノ世  
臣ニテ未地百貳拾石ヲ領ス慶應元年  
三條公始諸藩ノ應接ヲ命セラレシニ  
三坂小兵衛種正山内俊郎信進林泰元  
壽小金丸兵次郎種美尾崎逸藏朝宣徳  
永玄六郎正淳長谷川範藏正綱海津又  
八正諷等ト共ニ同氣相語ラヒ上ヲ憚  
ラサル行セシ故ニ宰居セシムト命シ  
先城下ノ獄ニ下サレ明治元年皆入獄

ヲ赦サレ玄成ハ奥羽賊征討ノ軍監ト  
ナリ其功ヲ賞シ五十石ヲ賜フ後福  
岡藩權少參事ニ任セラル同三年累年  
勤王ノ志厚ク官武混錯ノ時ニ當リ卓  
然方向ヲ定メ只管國ヲ為メ心力ヲ盡  
シ一時冤枉ニ繫ルト雖終始志節撓マ  
カリシヲ賞シ米地百石ヲ賜フト命セ  
ラル神祇官及教部省ニ出仕シ後生國  
魂神社宮司ニ任シ中教正ヲ兼補ニ正  
七位ニ叙ス明治十二年七月一日病死

天保五十一

黒田 醒翁

名ハ増熊次郎大夫又平左衛門禪正山  
城靜軒左衛門近江後今ノ稱ニ改ム別  
ニ吟松ト号ス文化四年四月二日筑前  
國那珂郡福岡城内ニ生ル本姓立花氏  
平左衛門増名ノ子ニテ兄平左衛門増  
良ノ嗣子トナル弘化四年藩主齋溥ノ  
使トシテ上京ニ天皇御即位ヲ奉賀ス  
嘉永元年四月右筆所詰ニ補セラル職

後勤勞ヲ賞シテ衣物掛軸ヲ與ヘラル  
同五年三月執政トナリ財計主宰トナ  
ル同七年大坂ニ至リ銀主ニ説諭シ藩  
ノ負債ヲ處分シケレハ其勞ヲ賞シ同  
十二月山林ヲ與ヘ且其在坂ノ日外舶  
入港セシニ速ニ兵ヲ出シ備ヘシヲ嘉  
シ小銃ヲ授ケ又郎茅風習ヲ釐革セシ  
ヲ以テ短刀ヲ與ヘラル  
安政四年十二月藩政改革ヲ委子ニ  
日夜寢食セシ<sup>オイ</sup>心<sup>イ</sup>思<sup>シ</sup>ヲ苦<sup>シ</sup>シ<sup>テ</sup>又封内富

民ヲ能ク諭シテ金ヲ貸リシヲ賞シ掛  
軸ヲ與ヘラル同六年正月十七日甲寅  
年財用主宰トシテ藩政改革ヲ委任セ  
シニ勇往身ヲ顧ム能ク屬吏ヲ主使シ  
數年控ム<sup>ル</sup>ナリ大坂ニ數回往復シテ  
各銀主ヲ説諭ス彼是、勤勞ヲ賞スル  
為ニトテ米地五百石ヲ加ヘラル  
文久元年四月荒歲ノ賑救ヲ擔當シテ  
能ク處置シ慶禮及自他ノ事件陸續セ  
シニ能ク其費用ヲ辨シ事毎ニ始末ヲ

整へタリト賞シテ鞍ト鬃斗目衣ヲ與  
ヘラル六月致仕ヲ乞ヒ乞サス攝養シ  
テ益力ヲ盡スヘシトテ刀身ヲ授ケラ  
ル 全二年正月命ヲ奉シテ江戸ニ趣  
ク衣器數品ヲ與ヘラル 八月藩主勅  
ヲ奉シテ上京ス増熊ニモ其事ヲ謀  
ハ入浴スヘシト命セララル  
閏八月江戸ヲ發シ上京シテ主ヲ輔翼  
シ遂ニ主ハ朝意ヲ奉シ東下シ増熊ハ  
西還ス此時モ茶具羽織ヲ與ヘラル藩

主ハ江戸ニテ大將軍ニ内命ヲ傳ヘテ  
後書ヲ以テ來春復命スヘシ其時増熊  
モ又上京スヘシト命セラレケレモ意  
見有テ辭ス再書ヲ以ニ條公モ増熊能  
ク京都ノ事情ニ通シ殊ニ老練ナレハ  
上京セシムヘシトノ書ヲ余ニ贈ラレ  
タリ且今度ノ事件ハ懸念最深ケレハ  
邦家ノ為疑意ヲ去リ速ニ上ルヘシト  
有ケレハ同三年正月發途ス此時雙刀  
及短銃衣ノ賜ヲ受タリ京ニテ主ニ會

シ其復命畢リ三月隨ヒテ歸藩ス  
藩主ノ世子慶賛上京スヘシトノ勅ヲ  
下サレ故ニ増熊ニ隨行ヲ命シ七月廿  
五日慶賛ヨリ千利休書軸及時服ヲ與  
ヘラルル八月廿六日命シテ曰當春強  
テ上京セシノニニ時勢ニ能ク應ヒテ  
心カヲ盡シ多端ノ職掌失錯ナク又藩  
財窮ヲ告シ日費用輻湊セシヲ處置シ  
内外ノ勤勞衆ニ袖ルヲ以テ黒田氏ヲ  
授ク九月命ヲ受テ鹿兒島熊本ニ藩ニ

使ス藩主父子及夫了各送ニ衣物ヲ以テ  
セラルニ藩ニ至リ其主ニ謁シ主ノ意  
ヲ演説ス  
同月武家傳奏ヨリ藩主ニ増熊ヲ上京  
セシムルトノ内命ヲ下サレ暫シテ  
又止ノラル  
同月廿六日世子ノ隨行ニテ發途ニ十  
月十九日入京シ十一月大坂ニ下リ一  
橋慶喜卿ニ謁見シテ建言ス上蓋衣ヲ  
與ヘラル

元治元年四月慶賛公武ヨリ山口藩ヲ  
悔悟セシヨトノ内命ヲ奉シ京ヲ發シ  
其藩ニ至リ其嗣子ニ會シテ説諭ス増  
熊取其説ヲ輔タリ  
同二年九月從政ノ事主ノ意ニ副ハス  
ト黒田氏ヲ收メテ隱居セシメ子増  
實ニ嗣セラル  
慶應元年十月在職ノ中姦徒ニ誘ハレ不  
正ノ處置シタリト聞ユ以後徘徊及人  
ニ應對文通スヘカラスト命セラレ

全三年十一月罪ヲ解カレ  
明治元年正月復執政トナシ年給米八  
百俵ヲ與ヘ余朝廷遵奉ノ赤心ヲ貫徹  
セシメヨト命セラレ二月入京ニ世子  
ヲ輔佐シ閏四月歸藩ス其在京中邦家  
ノ為ニ心力ヲ盡セシニ賞シ短刀ヲ與  
ヘ五月復黒田氏ヲ授ラル  
同月長崎ニ至リ七月命ヲ受テ上京ニ  
八月歸國ニ十月藩主徵ニ應ニ朝覲ス  
ルニ隨ヒシニ十一月廿三日今春邦家



浮沈ノ際上京セシソシニ尊王ノ素志ヲ主張シ時勢ヲ察識シ苦心盡力ニ歸國シテ藩政改革ニ從事シ酷暑ノ中長崎ニ至リ又大坂ニ上リ銀主ニ能謀リ且入京シ又此行隨從益奮發シテ日夜勵精實ニ無比ト感入故ニ五百石ノ米地ニ與ヘ且大老格ト為スト命セラレ同月藩主久ク病テ朝スルヲ能ハス世子上京ニ代リ朝ス主ハ歸藩ニ増能ヲ止ソテ輔ケシム十二月三條公ノ徵ニ

應シテ謁見ス後世子命ニテ歸國セシム同二年二月辭職ス懇篤ノ詞命ヲ以テシテ鞍轡ヲ與ヘラル三月復々辞ス乞ニテ歳老料七十口俸ヲ與ヘ猶議政ニ與ラシム六月勤王ノ素志深厚ニシテ國事ニ勤勞ニ究ニ罹ルト雖志節變セス故ニ終身毎年米百石ヲ與フト命セラル同五年六月縣廳ニテ舊藩與ヘシ禄五百石ニ終身下賜ト傳ヘ玉フ

同十二年七月縣廳ヨリ西南騷動之際  
銃器ヲ献スルヲ賞シテ木孟ヲ賜フ  
同年八月縣廳ニテ太政官ヨリ黒田醒  
翁西南騷擾之際盡力シテ其賞トシ  
テ白縮緬一疋下賜ト傳ヘ玉フ  
明治廿二年二月一日病没、年八十四

尾崎 孫

始亨太郎又弥助後逸造ト称ス惣左衛  
門朝秀ノ長男母ハ佐伯氏天保十二年  
辛丑四月早良郡鳥飼村ニ生ル  
又久二年五月加藤又左衛門建部孫左  
衛門ニ完テ備後鞆太郎ト書ソ状ヲ万  
代安之丞申合セ建部氏ニ投セリ其意  
兩氏ハ一家中ノ標準トシ衆庶モ心ヲ  
歸スルニ安ソ時勢ヲ坐視スルノミ  
テ蹶起スルヲ遲クタルヤ云々ニテア

リニ惣尤衛門草爾未建部氏屢來訪ニ惣尤衛

門ト時勢ヲ痛論スル一敷田ニ及ヘリ

投書ノ策ハ加藤建部ノ為ソニハ余程

激勵ヲ與ヘタリ

同三年六月長州奇兵隊堀平三郎遠藤

貞一福岡唐人町麦屋半次方ニ來ル平

野次郎中村哲藏一同密會セシ所五月

二十日京師朔平御門ニ於テ姉小路少

將公知卿奸賊ノ手ニ斃サレタリ尋テ

轉法輪ニモ何時可迫ヤモ難計實ニ容

易カラサル勢ニ付國論ヲ確立シ天下

ノ為ノ周旋セニ一ヲ頻ニ促セリ又京

撰間ノ時情ヲ委曲ニ將來盡力ノ事ヲ

互ニ約ス堀平三郎弥助力持處ノ扇子

ニ尤ノ詩ヲ書ス

肅氣肅森秋正闌宋生悲回九腸酸

黃風捲地江聲急毒霧籠山日影寒

東海誰應秦曆數西陲獨奉漢衣冠

斯身縱有揚雄筆未嘗儻生守一官

同年九月藤四郎齋田要七等平野次郎

カ密書ヲ携ヘ深夜ニ來訪ス其書ニ大  
和地方ニ於テモ既ニ中山忠光・義舉  
ノ内決アリ之カ應接トシ丹州ニ旃兵  
ヲ奉ルニ廿各脱走ノ力ヲ共ニセシ  
ヲ勸諭セリ因テ早良郡西原守太郎宅  
ニ密會シ各自ノ決心ヲ固ム旃助ニ於  
テハ長知公御出京御供ノ命ヲ受ケ  
ノ三ナラス長知公ニ於テハ既ニ獻慮  
徹底長州免罪七卿復職等飽マテ御周  
旋ノ御居リニ恐察スレハ我々ニ於テ

モ草芥間ニテ十分力ヲ盡シテ約シ  
テ平野ニ宛テ一片ノ回答ヲナセリ  
同年九月四日長知公吉田驛御泊リ  
夜森安平万代安之允一同佐久間佐兵  
衛旅宿ニ至リ中村四太ニ會合ノ京師  
表ノ事情ヲ論スル毎夕ニ及ヒ佐久  
間ハ長藩免罪七卿復職ノ件ニ至リテ  
ハ黒田家ノ御續柄ナレモ二條殿ノ執  
奏ニテハ貫徹ノ見込ナキ故是非共近  
衛殿ヲ以テ執奏アラニテ頻リニ望

ノリ中村田太モ自身微行シテ出京ニ  
潛伏シテ共ニ力ヲ盡シテヲ主張スト  
雖何レモ不可トソ同意セザリシモ遂  
ニ出京シ十月廿七日京師四條ニテ縛  
セラルハニ至ル  
十月三日長州宮市驛長知公御休ノ所  
ニ平野次郎突然来ルニ會ヌ密ニ説テ  
云フ兼テ通牒セシ如ク澤公ヲ三田尻  
ヨリ奪ヒ但州ニ走ルニ付尚同志ニモ  
通達ヲ囑托シ去ル翌夕果ソ澤主水正

三田尻ヲ脱走アリト傳聞ス  
同四年正月十一日森安平万代安之丞  
一同長知公御石ヲ願ヒ長藩元七卿ノ  
御周旋モ容易ニ功ヲ奏スルニ至ラヌ  
荏苒御滞京ニ相成テハ莫大ノ御國賤  
ヲ費ヘ又何トナク世邊モ墜ニ敷折柄  
ナレハ一ト先御下國ノ上機會御見合  
セノ方可然云々、所思ヲ上言セリ  
元治元年四月長知公御下國播州姫路  
御泊黒田山城宿所ニ於テ浦上信濃建

部孫左衛門森安平万代安之丞我：一  
同御陸行論御船路論、西説ニ別レ頗  
ル激論ヲ生セリ去ル三月廿四日福岡  
於テ中原出羽大神壹岐等牧市内ヲ  
斃シ森勤作等教輩中村田太ヲ脱獄セ  
シソ中原吉田ハ長州ニ走リタルニ飛  
報ニ接シタルニヨル浦上等ノ論據ハ  
是儘御陸行ニテ長州路ニ至リテハ若  
シ中村田太其他ノ有志共御供ノ内ニ  
何等ノ危害ヲ加ヘ御國辱ヲ可醸哉モ

計リ難キニ付御船路ノ万全ニ若カス  
ト云フニ在リ黒田山城初ノ我：一同  
ニ於テハ元来長藩共七卿ノ御周旋者  
公然タル御論旨ニテ御上京ノ折モ既  
ニ他國人跡絶ヘタル長州路御通行了  
リシハ二條殿初ノ會津等ノ疑ヲ容レ  
タルニモ拘ラス御歸國ニモ御同様ノ  
御確定ニナリタルハ各藩有志ノ称嘆  
シテ大ニ属望スル所ニ聊カノ愛ヲ構  
ヘ御船トナリテハ第一京師ニテ、仰

立ラレニモ違ヒ殊ニ毛利公御出會ノ  
御約定モアル由ナレハ旁以テ御船路  
不可ヲ主張シヨ遂ニ御陸行ノ處ニ  
確定トナリタレハ森万代我ニ一同ハ  
猶見ル所アリテ同夜三田尻ニ向ト脱  
走ハ然ルニ毛利公三條殿ヨリ佐久間  
佐兵衛上方楠左衛門野村和作南亀五  
郎其他數名使者トシ福岡表ニ出會ス  
若福岡表ニ於テ長博公御使者ニ御逢  
ナクニテ天下ノ時勢ヲ委曲達スル

能ハナルニ至ラハ失望限リナキ故有  
志者協議ノ上強テ歸國ノ勸告ヲ受ケ  
タリ要スルニ惣左衛門ヲノ矢野梅庵  
等ト謀リ老公御對顔ノ計畫ヲナサシ  
ムルニ在リ遂ニ其意ニ隨ヒ夜白兼行  
ニ馬關ニ於テ赤根武人佐世八十郎等  
ニ會シ謀ル所ノ約アリシモ事急ニ出  
タルヲ以テ果サス佐久間土方ト同船  
ニテ福岡ノ事情ヲ告ケ共馬關ヲ渡海  
ソ歸ル

慶應元年七月御不審ノ慮アリトテ一  
族預ケ被命漸次御取締ノ坐敷窄入ト  
ナル同年十月廿三日夕父惣左衛門  
初ノ奸曲・輩ニ組ソ上ヲ憚ラズ不埒之  
至ニ美依之大島流罪窄居被仰付  
但浪士等破獄セシムルノ虞アリ  
トカニテ要害ノ地ニ獄舎ヲ改築  
ニ移轉スルト三回ニ及リ  
明治元年二月御一新ノ大赦ニヨリ罪  
條御免被仰付候事

同年三月學問所師南加勢助被仰付

但後加勢役ヲ經テ副訓導トナリ和  
學引立支持

同年四月御詮議ヲ以被石出五人扶持  
被下候事

同年四月依賀藩江御使者トノ被差越

同年六月御詮議ヲ以十人扶持被下候

同年八月御詮議ヲ以尾崎逸造儀追

男子出生候ハ、亡父惣左衛門正統ノ

譯柄ヲ以惣左衛門相續ニ相立可申旨



被仰付候事

同二年六月參政向副議事被仰付候事

同年七月豐後岡藩暴民蜂起付探察

旁御使者 = 被差越候事

同年 月長州 = 御使者 = 被差越候事

但穂波半太郎八柄受取一件

同三年十二月豐前中津藩元豐津表 = 御

使者 = 被差越候事

但三木直三郎一件

同年九月奥頭取被仰付候事

同年十一月臻一改名被仰付候事

同年十二月監察被仰付候事

明治三年三月

任司察高八屬叙四等

同年同月

累年勤王之志厚官武錯之時 = 當卓

然方向ヲ定、只管國家 = 心力ヲ盡

不幸一時雖繫冤枉始終其志不相撓段

神妙之至致感悅候依之以格別永世切

未十二石五人扶持相與候事

同年同月思石ヲ以尾崎可也小宗ニ被  
仰付候事

同年九月前等ヲ以テ刑憲司出仕申付ル  
同四年六月平素質素廣潔ニ有之職務  
別ニ勵精致且亡父追孝ノ志厚ノ母ニ  
事ニ方懇ニ有之又弟共ニ仕向等モ  
宜候段殊勝之至ニ候依之為其賞端物  
相與候事

### 京極常樹

始ノ竹田安之進ト称ス文政七年五月生ル吉  
田太郎左衛門ノ二男也竹田五六左衛門義存  
養テ子トス安政五年四月三日家督ス万延  
元年二月廿六日馬廻頭被仰付久久三年  
五月六日鉄砲大頭被仰付慶應元年七月  
七日依願免職 同年同月廿一日御不審之  
次第有之遠慮被仰付同年八月十七日通  
塞被申付同年十月二十三日  
奸曲之輩ニ同氣致依之辨知之内貳

百石御預御目通遠慮

同三年十二月廿九日御召之筋御免

明治元年正月十日再御馬廻頭被仰付

同年二月御納戸頭ニ轉ス同年四月三

日御軍事文武引立役

同二年二月十四日依願退隱名ヲ草蛇

ト改ム同年同月十七日被石出御納戸

席ニテ公議人御合力米年ニ三百俵被

下

同年同月二十八日昨春以來不容易時

勢ニ相至リ御國政御一新ニ付テ者御

軍事ヲ初御用向別テ多端之處地旅共

御為宜精勤致ト被思召候依之以格別

御鞍被下

同年十一月十九日御家令職被仰付

同三年六月十三日

累年勤王之志厚不幸一時之冤ニ繫

ルト雖志節不相變加之昨年藩事ニ

付不厭身分盡力致候段奇特之至致

感悦候依之<sup>御</sup>久摩一族ヨリ願之趣也

有之候ニ付以格別貳百石分知申付

候事

同九年九月七日病卒年五十三

平島茂七由順

幼名松次御笠郡吉木村ニ生ル父茂七

ト称ス天保五年十月御武具修覆役所

小使定勤被仰付

同十四年御鎗方役所役觸被仰付

安政五年職ヲ辞ス

文久元年五月御鎗方奉行小田三太夫

宅ニ呼出サレ左ノ御達ヲ蒙ル

去秋以来人氣穩不成義申合ニ相

携上ヲ不恐不埒之次第依之押テ

身退被仰付以後屹度相慎可申候事

同二年十月大野十郎太夫普代被石

抱

元治元年五月廿日

去ル西夏押テ身退申付置候處以後前非ヲ悔ヒ專ラ相慎罷在候趣相達候依之格別ノ御詮議ヲ以一代小人被石抱候弥出精可相勤候事 但直ニ役中帶刀役中申付候事

慶應元年十月廿三日

奸曲之輩、隨身致心得方不宜段相達候先年咎ヲモ申付置候身分不埒之事ニ候然共此節者加用捨石込指免候以後屹度相慎可申事

明治元年六月廿八日御呼出代帶刀被

差免寂前ノ御鎗方小頭被仰付候事

同二年四月廿四日

當府郡政局庶務下調加勢申付候事

同年八月

任當府少屬

京都府

同年八月八日

平日質素廉直。有之輕。身分ヲ以  
最前ヨリ御國家之御為志相立數年  
來不相變候段。違御耳依之格別被石  
出切米拾石三人扶持被下一代直禮  
被仰付候事

同三年五月依病辞表出入

依願免本官候事

京都府

同年六月歸國

同年七月四日

年來志操正敷不幸一時之冤枉。罹  
ル。雖其志不相變段。奇特之至。被  
思石候依之以格別金子三十疋下賜  
候事

同三年八月廿七日

任司民局少屬

藩政廳

同年十月

教育方吟味御算用取調兼務申付候事

同四年一月

御鎗方御算用兼務被申付候事

同年二月十四日

民事掛聽訟方被申付候事

教育方出職中職務致励精候改相達殊勝之事候依之為其賞目錄之通相與候事

同四年四月十四日

質素廉潔ニ有之聊奢ノ間敷儀無之職務励精致且餘分之献本致候段殊勝之事ニ候依為其賞目錄之通相與候事

一反物

同年五月二日

以本官監察懸被申付候事

同年六月

依改革免本官

同四年九月廿九日	十四等申付候事	同年十一月十二日	少属被申付候事	同年十二月十九日	少属被免十二等出仕被申付候事	同五年七月十日	十二等出仕被免候事	同十七年二月十四日	病卒
----------	---------	----------	---------	----------	----------------	---------	-----------	-----------	----

履歷

倉八隣  
 中上重遠  
 浅香茂徳  
 矢野梅庵  
 馬場氏就



倉八 隣

天政壬午十一月十五日  
生

幼名熊壽前長友トリ誠ト称ス後権九郎ニ改メ晩ニ隣ト改  
 實ハ根原七太夫景翼ノ次男倉八勝太郎早世ニテ  
 十ニ依隣ヲ養テ子トス弘化三年九月廿一日遺<sub>ニ</sub>辞<sub>テ</sub>領御  
 馬廻組ニ被差加嘉永元年六月二十八日 齋清公御所御  
 納戸勤被仰付同年八月廿八日江戸詰方トシテ福岡出立九  
 月晦日江戸着同四年二月廿四日<sub>冥途</sub>三月<sub>廿六日</sub> 齋清公御逝去  
 付御遺髮御下國御供五月四日出立上州通木曾路ヲ經  
 京都紫野大徳寺内龍光院ニ御供於同所御遺髮御

葬儀畢テ大坂ヨリ海路御下國同年六月八日福岡着波戸場  
ヨリ揚陸宗福寺迄御供葬儀竟同月十六日當勤御免  
同五年八月廿八日御納戸再勤被仰付慶贊公御附被仰  
付御初ハ為御迎立江戸表江被差遣

同六年三月廿七日慶贊公御供江戸出立五月五日福岡着  
同年七月長崎へ曹西垂船渡来ニ付御番所御巡見トシテ同  
月廿四日御發駕御供出立八月四日歸着

安政三年三月廿八日 平日質素ニ有之御為筋ニ心ヲ寄セ出  
精相勤御用透之節兵學修業致免許ヲ得志ヲ相立  
候段相建御側近ク被召仕候ニ付テハ其苦ノ儀ナカラ奇

持之事ニ被思召候依之格別、以御及物被下

萬延元年十月十九日當勤御免馬廻組ニ被差加

文久二年十月廿日郡代被仰付那珂郡席田夜須御笠掛被仰付

同三年二月廿二日兩糟屋宗像掛被仰付

同年二月廿二日遠賀鞍手請持被仰付遠賀郡底井野村

在住被仰付

元治元年六月香椎宮へ奉幣使梅溪中將通善朝臣御

参向ニ付石御用相勤黒崎驛ニ於テ梅溪殿ヨリ懷紙一葉被

下京都御役敷幸三郎傳達ス

同年七月廿三日依御詮議郡奉行被仰付上下座嘉穂

掛被仰付

同二年二月廿二日京都御役被仰付

京都表へ急御用ニテ被差越三月六日戸川瓢浅香一案

早川養敬筑紫衛ト同行福岡出立同月廿四日京都着

堀川覺島藩西郷吉之助吉井幸輔熊本藩古閑富次

未會 福岡出發前上京中心得御書指合ヲ得持參其大意ハ幕府昨年

尾州公ヲ總督ト爲長州ノ間罪ノ師ヲ差向テラレシ長藩謝罪就テ

ハ薩戸肥後筑前ノ三藩ハ預ケ置カレタル五郷ヲ太守府ヨリ江口へ護送スルキ旨

閣老牧野南前守ノ達アリ然ルニ五郷ノ義ハ總督尾州公ヨリノ命ヲ承テ預カリ

置テレハ同公ノ命令ニアラスニテハ送り難ク何レモ總督ノ指揮ヲ御伺可被成

云々時ニ京ニ至ル尾州公ハ御所寄ヨリ既ニ御殿圖後ニ甘智恩院在陣同藩成

頼軍人正ニ面會右ノ趣申述ニシテ九ノ義ナレト總督不在故自分限如何此各

一橋邸へ出黒川嘉兵衛河村敬十郎原市之進ニ面會

何日ナリシヤ日誌ナケレハ記憶セズ長ハ全部へ可出トノ旨ヨリテナリ黒川云遠國ニハ

京地ノ事情知レ難キヨリ浮説異論有之ト相聞工勅勸ノ人ヲ尚五郷ト稱ス加之飯

京復職ノ周旋アルナト以テノ外、沙汰ナリト縷々説諭アリ

二條殿へ參 此日記臆ス 關白殿下へ拜謁 御側近ク召サレ近來福岡

續柄被是御配慮不少頃日美濃守殿ノ御主意最前ト御變リ無之哉否御尋問ニ付

本儀出發前マナハ聊御愛ノ御沙汰伺ヒ奉ラスト申上退出以後藩邸内外ヲ視察熟

考ヲ透ルニ斯クテ在京セバ如何ナル事ヲ發ラシテ測リカクシ若シ參事アラニハ

御為宜シカルマシクヤト存シ御用人大番兵部ノ飯圖ノ義申出候處可然トノ言ニ付戶

川親其餘一同 四月四日京都出發公月十八日福岡啟着直ニ

出殿候テ公御召相願候得共御不例ニ御目見難相成旨

ニ付御用人迄ニ條殿御口狀ノ趣申上置歸宅以後病氣

羨難相勤旨ヲ以御役御免相願六月廿三日右頭被差

留七月四日再ニ退役相願同月十日町奉行被仰付就右

退役願書御下ケ

慶應四年三月九日六日付被仰付御急キノ御用有之

京都表江被差越同月十九日小川藩岐宮内十郎右衛門及兩役一同

福岡出發同廿三日京都へ着大徳寺内玉林院ニ宿

御旅館龍光院へ出頭長知公へ拜謁御用相齎同

月晦日大坂ヨリ乘解四月三日福岡啟着

七月廿六日先役中町方放正ニ付テハ踏込逐宰判別テ

出精相勤候ニ付御端物被下

明治元年十二月十五日

當春以來不容易時勢ニ相至リ候ニ付テハ夜白盡力致

引續御國政御一新ニ付御軍事ヲ初御國端在住等急務

ノ處深ク心ヲ配リ追々御基礎ニ相立其外多端ノ御用向

別テ出精勤勞致候ニ付格別ヲ以建山七千坪被下

同年十二月廿七日

大監察ノ号ニ被仰付依御詮議小書院御禮席之役

被仰付參政ニ被差加

同二年二月十八日

御用有之秋月表へ被差遣秋月滯留中長徳公ヨリ

御書々御下緒被下

同年四月四日

先頃承秋月表、被指越、美處御用筋出精相勤候、  
御内分、以御羽織地被下

同三年三月十日任福岡藩少参事監察、局出任被仰付

同年七月辞職願差出大参事之花増實受取置退、  
差因、及マテ職務是通、通相心得出仕可致旨達有之

同年九月十日司民局出任被仰付

同年十一月三日分課民事掛會計掛被仰付

同月五日ヨリ病氣、付引入同九日存念有之出仕御免願  
書少参事西島方、差出候處同十日存念之趣、無  
儀次第、ハ候得共當時御用御差支、付強テ出勤可致

旨知事公御沙汰、越大属川上高、ヲ以テ仰聞ラレ候、  
當分、差上レハ奉固辞、モ忍入、ニ付出勤可仕旨御請申上

同四年三月廿八日辨官ヨリ被相達候趣、テ被免奉官

同年四月三日任福岡藩大属社寺掛被申付

同日再御呼出之上  
質素、有之祖母、美曾母、ハ孝養之志厚、  
實母病中、敏業務之、  
處不絶罷越看病筋懇、有之且一家示方行届、  
美故和熟致、  
美故奇特之至、候依之端物相與候事

同年五月二日以本官刑法懸被仰付

同年七月十三日未、刻裁判所、御呼出

監察懸勤役中元大參事之花增實其外者共申訟之  
楮幣價造藩用之充用夫ヲモ不心付打過候段不束之付  
閉門三十五日可申付旨大改官ヨリ被相達候事

同年八月十八日閉門被差免旨大參事河田景興相達  
同月廿八日病氣之付退職願書差出候處九月四日領之  
趣難採用候精之加養可致旨付紙ヲ以御指令有之

九月二十九日聽訟懸被仰付旨大參事河田景興相達  
十月廿五日再辭職願書差出候得共御採用無之

同月廿八日任少屬戶籍掛被仰付旨知事有栖川熾仁  
親王御達

十二月十九日任少屬庶務課出仕

同五年正月十八日免本官

同年四月廿日任香椎宮禰直

同六年四月廿五日兼補中講義

同七年二月廿五日任香椎宮之司兼補權大講義

同十三年六月十日兼補權少教正

同十六年一月九日叙從七位

中上 重遠

幼名亀之助後源八ト稱ニ晩ニ萬ニ故ム清音堂次齋ニ  
其号ナリ天保五年十二月廿七日春吉中洲ニ生ル壯歲心  
ヲ韜鈴ノ學ニ潛ソ深ク長沼ノ兵法ヲ信ニ早川又一郎ニ從  
ニ學フテ數年遂ニ許可ヲ得ル旁ラ藤田恒久ニ就キ能島流  
ノ船軍術ヲ學ヒ許可ヲ得タリ安政四年七月廿二日兵庫傳  
取候趣相達西洋軍術傳習被仰付同年九月二日長崎表  
ニ出立於同所泰西兵法ヲ學入ニ學子ナ

同五年二月依幕命傳習被廢三月廿二日歸國

同年五月廿日從前ノ軍法ニ西洋要器大砲小銃兼用ノ取

調子被仰付

元治元年六月十六日御免

同年八月十二日無足組取締受持被仰付

同二年二月廿六日依願御免

同年三月九日軍事御用受持被仰付

同年七月廿二日御免

同年八月七日御不審之次第有之趣、遠慮被仰付

同年十月廿三日奸曲ノ輩、同氣致心得方不直旨ヲ以御目

通遠慮切米三石御預蓋、此時幕府長防再征、為浪

華城ニ張出虚勢ヲ張諸藩ヲ恐嚇セシム諸藩、俗吏時

勢ニ不通大ニ敬焉愕ニ憂國之志士是力為、過半宣氣極ノ罪ニ處セラル

慶文應三年十二月廿九日御咎被免

明治元年三月廿九日御國事被仰付

同晦日御用受持ヲ七拜命

同四月廿一日軍事取調、為長州、被差越長府岩園山口

等へ罷越兵隊編制等ノ義專ラ調同五月廿一日歸着

同六月十三日御右筆中頭取軍事御用引切受持被仰付同

廿三日旌中祠造宮兼受持被仰付

同七月六日軍事改正ニ付不一方出精致候趣ニ尾裝鏡ヲ



賜

同九月廿日御國事掛被免

同十月廿七日菊池寂阿公古墳ニ小祠造宮兼受持被命

同十月四日旌忠祠速成出精致候趣ヲ以金子ヲ賜ル

同十二月廿七日參政府參訂拜命 軍事受持從前之通

同二年二月十五日昨春以来不容易時勢ニ到リ引續御國改

御政ニ付テハ軍事ヲ始メ御用向多端ノ處出精致候趣ヲ以

吳呂服割羽織ヲ賜ル

同六月十八日昨年来賊徒征討軍功實賜受持兼務命

同九月十二日依改革當勤被免更軍事向議事拜命

同三年三月十四日任司兵司大屬

同七月二十日累年勤王之志厚國家ニ心カテ盡シ不幸一時之

寬枉ニ罹ルト雖志節不相投旨被賞御反物ヲ賜ル

同四年三月十日知事殿属行日田縣ハ羅越同廿二日歸藩

同四月廿七日積年職務勉勵當時軍務別テ繁劇之處

每事無遺漏取調且質素廉直ニ有之家内亦方行届候

ニ付一家和熟致心得方宜旨被賞當代之同年ノ米七俵被下

同五月十九日以本官庶務掛被仰付

同十二月十一日被仰付

同五年正月十八日出仕被免

同十一月十八日廿七區戶長拜命

同六年三月十五日第十三大區權區長拜命

同八月廿七日依願免職

同十年五月一日第廿大區々長拜命

同十一年十一月郡區改革ニ依テ廢任

同十二年八月廿九日九州地方騷擾之際盡力候ニ付金八円

實勲ヨリ下賜

同十月六日福岡中學校幹事拜命

同十三年四月十三日依願免職

同十四年十月廿八日福岡農學校幹事拜命

同十五年三月廿五日依病願ノ上免職

同十七年五月廿日病卒年五十一

浅香茂徳

幼名熊次郎後一索又藩主命名ニテ赤馬ト称ス  
天保五年八月二十日筑前國上座郡小石原村  
ニ生ル父彦三郎茂周天保十年三月十六日病  
死茂徳六歳ニテ其後ヲ嗣キニ同年五月  
十一日藩主齋傳後稱長傳世禄百六十石ヲ與ヘ馬  
廻組ニ列セラレ萬延元年八月國事ノ議ニヨリ  
竊ニ薩摩ニ至リ島津家江依托スルアリ歸國シテ  
犯禁ノ罪ヲ待ツ藩主此ヲ聞キ特旨アリテ其  
罪ヲ回ハス同年九月廿九日點許ノ内命アリ爾後幕

府ノ嫌疑アリテ同年十月八日通塞命セラレ

一文久元年五月七日 去ル萬延元年八月有志総代

ト唱ヘ私ニ薩摩ニ赴キ参勤ノ儀ヲ初メ容易ト

ラナル廉ニ申立國禁ヲ犯シ自己ト旅立セシ

ニナラス外聞ニ拘ハリ重々不届ノ至リナリトテ

知行改収玄界島江流罪宰居命セラレ

一同年七月六日養子齋吉石出ナリ數代奉公ノ家

筋ナレハ持典ヲ以拾五石四人扶持授與セラレ

無足組ニ差加ハラハ

一文久三年六月二日 藩主慶事ノリテ大赦施行

流罪宰括免セラレ徘徊ヲ禁セラレ

元治元年五月三日禁錮赦免當主ハ先知百六十石与

ハラレ馬廻組ニ復セラレ

一同年 月十二日周旋方命セラレ

一同年七月三日ヨリ旅行京摂間ヲ往復ス同十九日

京師變動報告ノ為メ下國ハ非常ノ際勦勵慰勞

トシテ衣服ヲ授與セラレ

一同年八月六日京師變動ノ始未尋問且忠告ノ旨意ヲ

含メラレ長州山口ニ使ス

一同年十一月九日長州黨汎艦擾ノ非アルヲ以テ周旋ノ内

意ヲ含ソラレ萩表ニ使ス

一同年十二月六日五卿筑前宰府へ僂坐云：「丁ヲ以テ

長府ニ使ス此時馬關滞在 中本藩ヨリ命令アリテ

岩國廣島尾州大納言総督ノ本官迄使ス

此使節ハ長州謹慎ノ現状ヲ開陳シ寛典ノ處置

アリテ丁ヲ上申ス此時尾州公ヨリ慰勞トシテ銀十五

枚與ヘラル

一慶應元年三月五日宰府滞在、五卿出府幕命ヲ拒

ハントテ請持五藩協議ノ件ヲ命セラレ上京ス

一同年七月廿一日不審ノ幕ヲ以テ一族中ニ預ケラレ同九

月宅ニテ宰府命セラレ

一同年十月廿三日同士相謀リ上ヲ憚カラサル所業有之不屈

ノ至リナリトテ自宅ニ於テ永ク宰居ヲ命セラレ

一慶應三年十二月廿六日宰居ヲ免シ他出ヲ禁セラレ

一同年二月四日天下無罪ノ勅ヒヨアリニヨリテ罪謹悉

皆許免セラレ

一同年三月十一日横目役命セラレ合方末年七十苞

完與ヘラル

一同年四月廿八日國事掛兼務ス

一同年四月九日藩主ヲ擁塞セシ姦夫處分ノ届且藩情

辨解ノ為上京命セラレ

同日四月四日詮議方ニ轉

同日五月十一日

奥頭取番頭席ニ列セラレ 合力未百五十石宛与ヘラレ

同日四月長州毛利家ヨリ國難 際盡力候トテたノ通  
與ヘラレ

一刀身 一腰 一銀子

明治元年六月 日多年勤王ノ志操相授マス國家ニ心  
カヲ盡シ候賞トシテ更ニ永世祿百石與ヘラレ

同日二月廿二日

勘定奉行ニ補セラレ

同日三月十九日

参政ヲ以赤藩附屬命セラレ執政席ニ列セラレ

但本藩ヨリ二百石宛與ヘラレ

右者赤藩黒田長徳藩情紛紜ノアリ本藩ニ依頼  
アリシ故ナリ

同日二月昨春赤危難ノ時努多端ノ用向励精候賞ト  
シ執政局議事ニ轉シ禮席徒前ノ通ト達セラレ

同日十二月豊前小倉一揆蜂起ニシテ總裁命セラレ國端  
出張ス

同日十月廿五日未藩黒田長徳方ヨリ藩改補助慰勞ト

シテ尤之通與ヘラル

大小金物料  
一金百兩

一掛物 一幅

一三竹物

同三年三月十日

任福岡藩少参事

右宣下

同日六月廿四日未藩内属中職務勉勵勲績ヲ遂ケ候ト

テ三所物與ヘラル

同日十月日田縣暴徒蜂起ノ際鎮撫共総督トシテ出張

命セラル

同四年十月七日

被<sup>受</sup>本官本縣知事有栖川宮ヨリ在職中勤勞ノ實状

賜ル

同五年五月三日

福岡縣第一大区長命セラル

同日六月十四日

兼大講義ニ補ス

同日六年七月

本務兼兼務共辞職

同日八年ヨリ華族黒田長成家令相勤ムル

二十二年八月廿九日九州地方騷擾、際盡力候旨、トシテ大政官ヨリ金四下賜

二十四年七月二日

宮内省御用掛拜命 山階宮御附被命

二十六年九月六日

被叙正七位候

二十一年 月 日 辭職

二十二年五月十二日持旨ヲ以從六位ニ叙セラハ

二十一年四月十四日病卒五十七

矢野 梅庵

名ハ幸賢始六太夫致仕ニテ梅庵ト故ノ相模ト更ノ  
辭職ニテ復稱メ文化十一年甲戌五月朔日筑前國福岡大  
名町ニ生ル矢野安太夫幸端ノ長子也文政十年六月十四  
日父ノ禄三千貳百石ヲ継キ中老ナリ嘉永六年長崎戌營々  
ニ魯舶入港ニ藩主齋藤速ニ來見シ其勤ヲ勞ニ陣羽織ヲ  
賜フ七年四月去年魯舶長崎ニ入シ時父營ヲ嚴備シ時勢  
規則ノ如ナラサリシヲ機會ヲ失ハス處置宜ニ合ヒタリトテ  
刀身ヲ與ヘラル安政二年二月九日職分ニ命セラル同四月廿八  
日辭職ス同四年五月十一日乞テ致仕ス又久三年 朝廷ヨリ上京



スヘシトノ内勅アリ同年九月三條公三田尻ヨリ其許平素勤王ノ忠志獻聞達シ既ニ上京ノ勅ヲ下賜ヒケレハ尚書カシテ震襟ヲ安ニシ奉ルヘシト依頼ニ給フ旨密書ヲ賜フ即チ藩主ニ告ケ可テ得テ命ニ隨ヘシトノ西書ヲ献ル元治元年八月廿三日上ヲ憚ラス姦曲ノ徒ニ同意ヒクリトテ宅中ニ長ク容居セシメラル同三年正月廿日朝廷ヨリ相模カ禁錮ノ聞エヌレ氏御用アレハ早ク上京スヘシトノ勅命ヲ下サル病ニテ辭シ奉ル同廿九日藩主ヨリ徘徊ヲ許サル同三年六月隱居ノ資トシテ年々百苞ヲ與ヘラレシレ也 辭ス同年藩政廳出仕ヲ命セ

ラル同年六月朔日累年勤王ノ志深ク官武混錯ノ日卓然方向ヲ定メ國家ノ為メ心カク盡セシニ不幸ニシテ一時冤枉ニ係ルト雖終始其志撓マサリシヲ賞シテ永世七十苞ヲ與フトノ旨ヲ命セラレ同四年三月廿九日福岡藩大參事宣下ヲ拜ス同年八月奉官ヲ免セラレ同五年七月十八日太政官ヨリ舊藩ヨリ與ヘシ禄七十俵ハ特旨ニテ終身賜フトノ命

後見石ニテ二十三  
下サリ石ニテニ改テル

実父真木旋臣久留米水天宮 祠官  
養父小野氏倫太宰府 攝官

從五位 馬場氏就

旧名小野加賀中頃 蒼心ト  
挿ス文政二年卯十一月生

文久二年戊三月十一日御不審筋有之ヲ以テ盜賊方ヨリ  
引致サレ太宰府延壽王院ニ於テ三日間御詮議アリテ  
後同院ニ幽閉セラレ

本年二月十六日伯兄真木和泉守保臣米藩ヲ脱  
シテ薩ニ走ル同月仲兄大島居信臣上京ノ途次  
筑前國黑崎驛近傍ニ於テ乘輿中屠腹セリ  
是御不審ノ原因ナラニカ先是江戸浪士安

積五郎京都田中河内之次豊後小河彌右衛門肥  
前祇園太郎本藩平野次郎當時尊王攘夷之説  
ヲ唱ル志士ノ未訪ニ接シタル事アリ

同年八月十七日宿慎ニ申付ラシ同十二月十一日御赦免  
文久三年亥八月十九日建部孫左衛門越知小共太小田  
部龍石衛門ト共ニ九州監察使トシテ御下向之正親町左  
少將殿長州三田尻ノ御滞在ニ付御機嫌伺ヒ元長州公ノ  
御使者トシテ差遣サレ

慶應元年丑九月三日御詮議ノ次第アルヲ以テ盜賊方  
ヨリ福岡作木屋ニ護送セラレ御吟味之上博多古門戸

ノ場リ屋入申付ラレ

先是長藩佐久間佐兵衛野村和作國重徳次  
郎本藩月形洗藏鷹取養也今中作兵衛中  
村哲藏等ノ諸士ト會合シタルアリ

同年九月十三日一族預申付ラレ大塩八郎左衛門方ニ  
暫居此間三ヶ年

慶應三年卯十一月廿九日宿慎申付ラレ太宰府ニ歸ル  
明治元年辰二月七日勤慎免セラレ翌八日藩老黒田  
山城ニ從ヒ上京命セラレ嫡男小野湊同行後隆助ト改ム次男小

野日升後小松弘隆改稱ス客年十二月十九日太宰府ヲ發セラレ御歸洛

相成タル三條公以下五卿方ニ隨行セリ

辰二月入京以後應接方ヲ勤メ後貢士ニ舉ラレ

同月廿五日大德寺御本陣ニ於テ御用石ノ上た之通

達セラル

多年勤王之志ヲ賞セラレ永世祿現米

拾五石五斗余ヲ賜メ

今年六月十四日富高判事被仰付

同月廿三日富高判縣事被免京都府權判事被仰

付同十一月當官ヲ以河掛被仰付

明治二年己正月五日福岡藩ヨリた御達アリ

二人御禮席  
京都府權判事

馬場 蒼心

去春上京以後不容易時勢厚遂勤辨夜白

精勤盡力專ラ御用達致候故達御聽格別

ヲ以百石當リ被下候事

同年七月任京都府少参事同年十一月任京都府權大

参事

同三年午六月叙正六位

同四年十二月任京都府權参事

同五年三月依願免本官全月京都府貫族士族編入

願齋

同十三年京都行幸之節拜謁被仰付白羽二重壹

足ヲ賜フ

同廿一年三月特旨ヲ以テ從五位ニ叙セラレ

同年六月廿八日以病卒于時齡六十九年五月

同三十日愛宕郡吉田山ノ神葬地ニ葬ル初ノ愛宕郡

聖護院村ニ邸宅ヲ攝ヘ後下京東丸太町ニ住入三男好

寸襲家後氏隆ト改ム

又久三年癸亥八月十九日建部孫左衛門越智小兵太小野加賀

小田部龍右衛門長州三田尻正親町左少將殿御旅館長州

為御使者被差越正親町殿九州監察使トシテ御下向ノ旨ニ

付御機嫌伺且長州ハ其前幕同方ヨリ使者参リ居候御挨拶

ニテ實ハ崎陽掃攘之儀頗リ切迫之風聞有之故右兩様

ヲ表トシテ使者被差至タル事ナルヘシ正親町殿御機嫌伺ハ

別ニ口上ニ控等モ無之候得共長州ハ朱丸印之通楯

又崎陽掃攘之義ニ就テノ申向テ振ハ等式朱山形印之

通リナリ

一同年九月三日越智小兵太小野加賀小田部龍右衛門長

州へ為御使者被差哉黑崎駛走罷哉候處正親町殿急御  
國へ入込相美旨佐久間伏兵衛ヨリ懸合到來致候ニ付其趣  
福岡へ申遣候上三人共正親町殿黑崎御滞在中同所共宿  
御用向相齋五親町殿御引返ニ後長州へ参ル九最初御舍  
ノ御用向ニ取消ニ相成更ニ第三朱角之印之趣旨ヲ申向  
ケ山口ニテ増田右衛門伏へモ出會何レモ聞受能ク同月  
十八日ニ罷帰ル

京都御伺書寫

今度外夷掃攘无隣國應援之義ニ付 敵慮之趣  
御達有之奉謹美候速ニ奉安 震襟度心底ニ申遣

モ無之右ニ付私儀上京宮中御時宜巨細相窺度存念ニ御座  
候處兼テノ持病再發ニ付急速ニ旅行仕兼無餘義併下野守  
登京為致奉伺 天氣且當節御親征之御沙汰可被為在  
哉之風聞相宥規誠ニ不容易深恐入奉存候旁取急ニ上京  
為致相應之御用向且ニ委細之御模様相伺度奉存候事  
八月六日野宮殿ヨリ御渡御書付寫

松平美濃守

方今進々不容易時勢ニ付上京之心得ニ候處持病再  
發急速旅行難相成ニ付下野守登京 天氣且御用向伺  
度旨神妙ニ思召候間上京有之様御沙汰候事

八月

長州ヨリ口上手控

使者 秋良 篤之助

弥御堅固<sup>校</sup>御座珍重ニ奉存候然ニ今度 敵慮遵奉  
 幕議隨順之趣意ニ於領内未佛等之英船及討攘候素  
 ヲリ兵備手薄々不整之義ニ候得共義之所重力之限リ盡忠  
 之覚悟ニ夫慮 皇國御持堅之於御目途ニ甚以奉恐入  
 候次第ニ付御互ニ應援致度此故御尊慮被成下夫様  
 使者ヲ以テ被申夫トノ事

松平大膳太夫様へ御口上書馬

弥御堅固珍重ニ存候今度 敵慮遵奉幕議  
 御隨順之御趣意ニ於御領内異船御討攘夫得共  
 皇國御持堅之於御目途ニ深御心配有之候ニ付  
 應援之義委細最前御使者ヲ以被仰越夫條拙  
 者内存之趣委細家来之者ニ為及演達置夫ニ付御  
 義知可有之ト存夫右御挨拶時候御見舞旁使者ヲ  
 以テ申述夫猶委細之儀ニ家来之者ニ申合候間御義  
 知可被下候以上  
 近未長崎表人氣懸ニ敷色ニ流言被行夫段ニ自然  
 御義知ニモ可相成哉至々風説ニテ不実留義ニハ有之候

得共何トカ浪士体之輩進、入之貴藩ヨリ御長掉類御  
持圖ニ相成碇泊之真船ニ御手ヲ可被附トノ御支度有之  
最早且夕ニ迫リ居申杯ト申立取騷キ候者モ有之哉ニ相  
聞、同表ハ御案内之通兩家持場之義ニ廿一應心之御釣  
合モ無之尤様御舉動可有之筋トハ不存寄候得共煩リニ  
不容易風説被行懸念致候既ニ一体切迫之時勢ニ差及ヒ  
公武之御達表衷ニ出候ニ廿人心疑惑ヲ生レ所置當惑之  
至リ有之速ニ被奉安 震襟度美濃守ハ一途ニ被存  
込込、下野守上京外夷掃攘之策略等巨細ニ建白等被  
致猶 天氣等篤ト同居ハ相成其上ニ第一兩家申合セ貴

藩ニモ御隣端之事故御示致被置速ニ崎陽掃攘之合ニ  
有之處只今萬一卒然、貴藩或ヒハ浪士体之輩ヨリ砲發於  
有之テハ為守衛國許ヨリ指越居候番士共ヨリ決定テ御  
議論ニ可及其未被取ハ差置内故ヲ生レ候様ニ共相成候テ  
以テ外 皇國御不為之儀ト被存候先日使者被差越重役  
ニ被致出會皇國御為筋周旋之遲速ハ不一候得共勤  
王壤真赤心報國之國論ニ於テハ御同意ニ落着致候御隣侯  
不外義ニ進、御双方無隔心御親睦可相成就テハ於崎陽  
自然御引合モテ御砲發有之候ヨリ混雜差起美テ且以  
テ不相齟儀ニ美濃守初ノ家来共心配致候依之此節御目



懸り石心配之情態寫し申解藩中不及申御内屬之  
奇兵隊之向も重被仰談不都合之儀出表不致候様御  
周旋之儀及御頼談候全風説依り事敷御引合矣段  
御引受も如何候得共事柄不容易其上御耳も不入竊探  
索等致候へ却テ抱隔心候様も候間不差置御懇談矣様  
ト申邊りも申合候此段御話合仕儀候

佐久間佐兵衛、演建和

往日ハ御出初テ御面談ヲ得段御懇談ヲ被下大慶不  
少候御應對致候都合重役共モ申達候濃守下野守  
ニ逐一被致承知矣諸テ正親町殿九州ハ為勅使迎御

下向之御合ニテ下ノ關御滞留中國元平野次郎ト申者ヨリ正  
親町様御雜掌返書狀ヲ以テ近々下野守上京公武御和合之  
周旋可被致旨申越候段御承知ニ相成右之通不日國元ハ御  
下向勅談御傳ニ可相成祈柄御待度モ不申渡テ上京剩ハ  
今更公武御和合周旋之存念御不審被思石算一右之通ニ  
ハ各國ノ氣合ニモ相拘リ不被得其意如何之次第候哉居リ  
ノ處御承知ニ相成リ為御内使被差立矣改美濃守下野  
守初ノ家老共ハモ敬承致候正親町様御不承知之依御下  
向ニ相成只管天意ヲ以テ御烈敷勅談之趣御達ニ相成  
リ御信從之方ハモ萬一弊邑之國事御疑念之餘御

取合振ニ依テハ愈々意味行違ヒ夫ヨリ下方之者共ニ至リ自  
然不服致シ御無禮之舉動等仕候様之義出来致候テ  
ハ以テノ外之義ニ夫處此節御内使被差立候ニ付凡此方之  
素志モ御出會致候者ヨリ申解キ能ク御聞得被下候由堵  
弊邑幸甚之至リ正親町様御配慮被下候故美濃守初家  
老共感戴仕候素ヨリ九州へ勅使御下向之義ハ於京師御  
達モ無之風聞而已之義ニ有之且下野守上京之義ハ右風説  
兼知以前ヨリ内評相決迎親ニ條殿迄伺裁置候得共否ヤ  
義御下知モ不申夫條尚又在京用ハ迄申越右上京之  
義帝都同方天張國論通リニテ可然乎又ハ時勢モ益切迫

相成最早公武御和合之周旋杯ハ時過夫儀ニテ今更無詮筋  
ニモ可有之哉然ル時ハ其時体ニ付敵慮御深遠之處ヲ奉  
伺何レノ道ニモ皇國一和攘夷急將 天意奉安候邊リ時  
勢相當之策略ヲ以尊王攘夷之道ニ周旋可仕ト相合夫  
旨趣下知申受置ソル事ニ候然處正親町様御内使ヲ以テ  
御説得被下夫詠兼知仕候ニ付則テ上京相止ソ 勅使御下  
向ヲ奉侍居候處今以テ弊國御下向之御治定モ不相違然  
ルニ在京之役人共段ニ申合セ事情及探索候處ニテハ最早  
公武御和合之周旋ハ過去之時合ニテ 天朝之御引受モ如何  
可有之哉ト申合セニ條殿下地其趣ヲ以テ相伺候處御存

念相伺可然、旨御差、面有之候、付彼是別紙、案書之、振り以  
て傳、衆迄相伺候處、達、天聽存念、神妙、被思召候條、  
早、上京仕候、概御沙汰之旨、野宮殿、被相達候段、去、凡十七日、  
相建難有奉敬、前候右之通機、會後、公武御和合、宿意、  
不逐改、殘懷之至、候得共、是非不及次第、候、乍去蒙、御内命、  
候、儀、付成、大、取息、上京仕、正親町、概御内使之御趣、旨、踏、  
へ、攘夷之御策略、初、皇國御安泰之道、獻慮之通、周旋、  
覺悟、候、尤、モ、當分、尚、又、勅使御下向奉侍、發足見合、可申候、  
得共、此儘御、遲緩、相成候、上京、類、延引仕候、段、恐縮之至、  
付、支度相、斤、付、次第、出立之覺悟、御座候、迄、勅使御下向

相成候得共、羨濃守在國、罷在候、義、付御、應答仕、可  
有御座候、惣テ、敷、邑、於テ、ハ、名利、馳、セ、花、敷、儀、相、慎、  
兎角實地ヲ、踏、候、様、申、義、先祖、以來之、遺訓、候、  
專ラ、其意ヲ、守リ、候、故、當時、勢、ハ、一、渡リ、迂遠之、國論、之、様、  
御見聞、モ、可被下候得共、年來、長崎表、守衛受持、モ、有之、兼、  
假成、手、當向、嚴重、申、付、居候、條、只、今、モ、外夷、襲來、致、  
ス、於テ、ハ、則、打、碎、候、覺悟、罷在候、勿論、天朝、遵奉、之内、  
情、上下、共、確乎、ト、相居リ、毛、頭、念、無之、候、間、其、段、正親、  
町、様、モ、御安心、被下候、様、存候、就、上京、之、義、モ、只、管御、  
為筋、奉存候、ヨリ、前文之、通、疾、ク、逐、内評、勅使御下向

之風聞、永知不致以相次其後。至、勅使御下向之風聞有之。  
何、指向上領、御入込トカ申事ニテ御先觸モ不相達候  
得共、自然不番御入込ニ相成御無禮之儀等御座候テ元  
未、天朝遵奉之素意モ一時水泡ニ帰ニ可申ト心配致  
候間、留守居役之者不取敢下ノ關、差越重役共初ノ國  
境迄為御出迎、差出諸事手當向申付日、御入込ヲ奉  
待罷在夕ル事ニ候然ルニ御都合ニヨリ一先三田尻迄御引致  
ニ相成候段下ノ關、遣ニ置候、留守居役之者中、歸リ致申  
出御出迎ニ差越置候重役共モ進ニ引拂未リ甚残念ニ  
奉存候尤モ進テハ多ク御下向モ可被下由ニ付折角ト御座候

申上居事、御座候就テハ上京之上、弥以テ勤王之微中、ヲ捧テ  
報國之存念ニ御座候、彼是之趣、重畳宜敷正親町様、被仰  
上置候様、厚可及御依頼、昔家老共申合候以上

之風聞承知不致以相次其後至、勅使御下向之風聞有之  
何トカ指向上領御入込トカ申事ニテ御先觸モ不相違候  
得共自然不面御入込ニ相成御無禮之儀等御座候テ元  
未天朝遵奉之素意モ一時水泡ニ帰ニ可申ト心配致  
候間留守居役之者不取敢下ノ關並差越重役共初ノ國  
境迄為御出迎差出諸事手當向申付日御入込ヲ奉  
待罷在夕儿事候然ルニ御初合ニヨリ先三田尻迄御引致  
ニ相成候段下ノ關ハ遣ニ置候留守居役之者中帰り致申  
出御出迎ニ差越置候重役共モ遣ニ引拂来リ甚淺念ニ  
奉存候尤モ追テハ多ク御下向モ可被下由ニ付折角ト御入込

申上居実事ニ御座候就テ上京之上弥以テ勤王之微中ヲ捧テ  
報國之存念ニ御座候彼是之趣重畳宜敷正親町様へ被仰  
上置候様厚可及御依頼旨家老共申合候以上





畫比大夜長州藩邸下着船一隊仕り懸へ手を  
備し乘り終り同夜淀川ヲ仰り懸へ手を出  
り上陸して淀川天正山麓に陣し淀川長藩主候及  
三條公等ノ上京ヲ待り内城ヲ閉陣せり大凡手余  
日隊將莫不知京軍急ニ遠ニ隊仕り懸へて是夜  
京師ハ存しトス此レ七月十日ノ夜也  
公大砲ヲ撃ち候隊儀隊前後ヲ捲し旗幟ヲ靡  
鼓行し之ヲ馬廻街道ニ屯陣行陣スル可  
川原者遠ニ同宿ニ候隊儀隊前後ヲ捲し旗幟ヲ靡  
京也松原道ノ陣馬儀隊在在所ニ遠ニ直ニ門御門

多瀬下ノ進ニ表訴スル所アリトス後州倉庫ノ兵數數  
ノ圍メ門扉已ニ鎖シ九ノリ傳ス候ヲ轉シ奮司殿ノ後  
門ヲ閉り公ニ依り表訴スル所アリトス陳ス公東邊  
ニテ出陣隊儀隊ノ向リ余今更ニ入朝し詳細ニ奏上  
候事御覽ニ付後仰り待り候事果敢テ是夜尋テ  
公公圍ヲ善守り挑り入朝隊儀隊ハ兵り其邸内へ控へ  
命下ルニ後ヲ暫時ニ奮司公ニ進ませり以テ朝迄  
御圍シテ大ノリ復シ直ニ兵亂リ喧嘩スル所アリ  
前門外ハ我陣如シ幕軍上向來攻め候儀  
敵先ノ敵儀隊軍勢ニ我軍殊死而戰死傷



△江九市ノ信

討つし未詳今特將外傳九兵右兵ノ要々自本ノ又  
百傷又我軍醫藥改盡其兵死傷久後寺島軍  
敗れはラ嘆て予領内ハカミ市ノ兵久兵大船守及所  
於テ隊將自本ノ隊リ解し餘糧共リ知れし又之  
言ノ血戦リ山崎ノ本營ニ還リ益日等兵ト分し  
ラテ後國ヲ今又自本ノ新計リテ舊司即後  
口リ南ヲ大祀リ放ス常備軍共捕リ我軍銃隊リ前  
月佛リ餘隊後ニ負傷者ヲ捕し以テ出大倉備  
者本與三郎信ノ愛しゆハ如内外敵ニ乱軍ニ付死ス  
口リ出テ幸存し二年ハ九高所即助揚口リ延命等ハ

途中敵五六百人

三幸道リ大佛前街道ニ出リ高田寺如カトニ遠テ信  
騎リ又ス延命即ハ進テ同席如御下高田寺如カトニ  
竹内街道リ往テ日暮山崎ノ本營ニ進テ至山崎寺  
ニ於テ自本等ハ而接シテ尋リ御久自本等ハ既ニ死リ  
矣し延命即善ハ信リノ事ニ志ス矣金ニ亦リ負傷  
如何表ケテ余ハ死ニ回恩報スハし御等ハ此ヲ見テ  
歸リ其後國リ為スヘト云テ遂ニ自死ス延命  
ハ同席下自本ノ訣別シテ山ノ下リ山崎村ノ自家ニ  
酒飲リ集リ主人御包え酒飲リラス衆徒飢渴死  
テ飯久今や主人ノ好意ヲ酒飲下リ墮ラ英氣

舊三徳七御元金著... 蔵藤正之亮寺... 間為... 吉部南部... 三子... 入... 深し... 船... 宗師共...

舊... 左... 宗師... 船... 宗師共...

船



着又晴直と藤郎の事家老村岡近江留守役回命  
三光衛門へ而後し果し京師變動の情あり陳又近江一  
行の血争あり藤直酒飯の事とて慰帝し巨族受下し  
各自金控兩の統禦ス然し平藤長藤の報威ははに  
對州郷へ長人潛伏の嫌疑強り理索最末急なり依て近江  
行り郷内物産蔵の隠匿の事也今日夕方飛つる船  
の船し船の左夜安流川に下りし4回自言船の無恙馬関  
へ着る翌四日又馬関の解凍し金吾三田尻へ返り着る  
一行上陸し金吾山口湯田へ移り三條公へ謁見し京師戰  
況及真木和氣の遺囑を具上す公等ハた一行カ先心り慰

帝は流へ金吾ナリ意賜せうし藤直は山崎宿願を  
し々中岡藩田井直江岩倉後九郎は坂元即古賀受二  
等ハ既具七八日前山口へ着し志平隊へ移り信州西陣へ  
七光又延平即寺山敬善也し時ハ信外國船馬関  
へ龍衣着し長藤敬善最末嚴肅にテ同日はせ子  
長門守公ハ郡へ出馬せし三條公等も自カウ戰やハ赴カシ  
ト為し依ハル折柄ナシハ延平の一行ハ直し三條公藤直等  
守衛セリ如何ナリテ調和の体戦し一行ハ山口より橋本共  
三條公ヲ守衛セリ  
一在十月(元治元年)中江藤直命ナリテ次第アリ藤直

長州へ在らん人残るる傳地への引取ん今吉傳地早急  
 飛り依りて言即一行八喜し三條へ湯見に徒来し因  
 出り謝し此度傳地より呼返し存出免傳地拜別詞  
 シ陳せしこ傳地等ハ徳く多日奔走ヲ慰席せうし金子  
 若う短冊ヲ附し下賜し具短冊ハ左ノ如し  
 月と日乃清き鏡尔如さるる  
 西雲のつららけりおそ中々よ  
 此様ハ何ういれまはし  
 長竹の世の直なるをこれのし

我而きあし（在）の心（在）なり  
 國の為りや神の政（在）とて  
 智恵尔心をあきせの人  
 福徳公ハ顔面を左書して下賜りたるハたの如し

義重因利鞋  
 摩多末口

此時三條公ハ執事ト方楠ヲ門人南都關六天楠平文  
 吉郎利因玄兵衛希島村兼業ノ諸士ハ行を山田湯田  
 尾屋樓に於テ離不四ノ領に紐不し贈別言ふ同かし

ヤレを控  
 板の板

福徳公

是問



辭クルル如カスト侍衛ス依テ是即ハ加納節藏藤正之  
亮平向為石門寺下村在石門在石門在石門  
カウ久希卯七公ハ卯夜同侍リ世云テ  
同侍ノ立寄テ跡屋ハ振寄シテ以テ存中表ノ追至カ辭キ  
トトス翌十日同屋ハ商人侍ノニ夜極密ス此トシ長傳  
高兵隊ノ様因高杉普作侍トスハ馬関ノ志士自是即リ  
弟太彦傳セニテカリキ兩共極夜追至中村同テ共ニ  
ト傳々ハ事ヲ九州各處ノ傳流リ後トト同侍ハ赴キ  
田代表ト放テハ前ト陳セシカ如キ者中表ノ要勤ト接シ  
後自是能ク脱スル海シケリ折柄ニシテ高杉氏等ハ

意操ニ以テ共謀スモハナリシカハ止ム復ス高杉  
氏ノ主ハ受ツ傳々ハ歸リシ途次邂逅セシテ依テ  
追至即ハ一行ハ因ラズ高杉氏ハ而接シ共ニ時事ヲ論  
トテ以テ夜也歌懐服トテ酒造ヲ強リテ一行ハ因フ  
以テ第ハハ暫時ト事有ハ滞在セシ高杉氏ト一行ハ追至  
傳々ハ向テ出立ス大望士百ニハ居テ存中表ノ人数大望  
者ハ接リシモ一行ハ薩州ナリトテ能ク宿飲高杉氏ト是意  
ヲホセシニ追至人数傳々ハ向テ酒造トテ百四ノ侍ハ  
向テ出立セリ故ニ一行ハ後ノ追至カ行過シラト依テトシ  
壯者トナシ同地ハ歸ルニナリニ同傳々ハ接シ川橋ナリ



岡崎屋へ坂宿へ石蔵の事カ周廻し多 翌十二日船  
解き一傳タリ先し西度馬関へ航渡スル所ナリ  
西度船ハ意ナリ馬関へ宿ス依テ延方印ハ先野強現  
出山の上陸し長巻藩仕官所ニ地 桂果へ面接シ  
以テ宿借リ此ハ暫時身ヲ措ク事 成リゆ淡えし桂  
果ハ叙リ對面アリテ一同行リ同地ニ成睡リ 船木屋ナ  
レ止宿セシメ朝夕夕暮ノ儀渡リ候テ大凡ク滞在スル  
所ナリニテアリキ此時仕官ノ下役ニ私作ト呼ビ合リ奈  
馬関ノ商人ニテ一執便心宿し一行為々晝夜お遊  
シテ且宿ヲ取リタリ 折紙紙等馬関村田方ニルナリ

高杉の事ハ此前より帰國アリテ我徒ヲ集集し  
唐橋ノ恢復ヲ圖ラ下ス 圖アリ一入之ニ同キ存  
進シテはラ具奉ル應セシメス二日村田方ニテ旅宿  
船木屋ハ宿ニ依テ一問ニ招キテ一り身寄多  
表ノ恢復モ第ラトスルニ時地ハ益ス所進シ三條等モ  
山口より今ハ長巻ノ岸宿ナシニ同布秋ノ旅宿  
執事船日ニ候キ 事多し至テ一問ニ招キテ一り身寄多  
如何し足下ニ書ク所仰ハ駈ヤ滞リテ大に長ノ意ニ當  
得ル所アルハし然し容易ニ九州へ渡航ハナラズ  
幸ト同藩解中儀兼 海軍ニ一湯宿セトス足下











保持  
西原新部  
多徳  
野田新部  
固守吉し

此等ハ幸シク一カノ血跡ヲ排キ馳テ本營ニ歸リ野ヲ報ス  
隊長ハ此等ノ勲ヲ賞シ祝シ自今ニ至ル隊ヲ指揮シテ其  
敵ハ需ハシム此等ノ之ヲ先導スル途ニ遠シ砲聲ヲ聞ク  
之ヲ我ニ協隊ノ胡麻畑ニ於テ敵ヲ擊テしテ之ヲ  
於テ我ニ協隊ハ急ニ道ヲ轉シテ敵ノ背後ニ至リ砲聲ヲ  
敵軍前後ニ度リ失ヒテ之ヲ敵ノ於テ是等ノ我全軍敵軍  
一齊ニテカリ敵ヲ追ヒテ敵ノ砲聲ヲ聞ク知テ其ノ  
山野ニ將ニ碎列セシトス敵軍遂ニ大ニ敗走ス我軍其  
中遠ニテ逐テ捕獲者多ク揚々トシテ本營ニ凱旋ス今  
七日本宿ノ我ニ協隊長山縣狂々守臨山回市ノ進路

中野  
多徳  
野田

島集(二五集政久)於一カヲ我隊長高杉を謀山縣九在門  
花山春太郎(伊後俊分)軍監高橋能久  
部ノ軍議致刻ニテ帰陣ス八日我軍本宿ニ進出シ時元  
地ノ千協隊ハ進ニテ本宿ニ於テ攻メ此ニ至リテハ内  
ハ宿陣ス土曜本宿ヲ去ルル里全ク敵軍木陣ハ陣セル  
據知セ我軍日夜大風雨ニテ道途ノ間里ヲハ掃トシ  
枚リ念シク又敵軍ノ襲ヒ四カ多獲撃ス砲聲ヲ聞  
度リ歎キ遂ニ敵軍ノ本々砲砲ヲ決セズ落テ於テ隊長高  
杉ハ叱咤シテ敵軍ノ進ニ奇兵ヲ用テ敵軍ノ首首ヲ衝  
テ前後死リ決シテ擁護ス敵軍漸ク乱レ遂ニ潰敗ス

稗史書の中  
にありしを  
又  
しるす  
は  
其  
の  
事  
也

東天紅り星し而晴し風收り我軍大捷り得ず凱歌り奏  
し大町ノ本宿へ凱還ス此邊戦に全勝吉野勢次在り  
右眼り傷り遂に明り失つ敵ノ隊將三あり捕獲し驛門へ  
斬り置る同十九日左町宿り発し山へ抵えトス由途一獲  
り敵軍ノ遺物不敵軍軍ヲ我軍ノ所ニ降らん我軍  
スルモノ復又影を認め又我軍八兵中途に吉敷ハ宿陣ス（此利  
由宿ノ本宿）此時鴻城軍隊長井上間方を既し兵が中  
秋へ迫り我軍ハ辛ハ秋へ迫り辛ハ山に八九延太郎等ハ  
同宿行ハ山に宿陣ス一敵軍より高杉陣ハ兵ヲ  
起し十全口ニ流陣遣り征伐し遂に藩將ノ定充

三月十日前後三ツアリナリ

一正なる等山に陣中 我軍平田左江兵ハ傳々於此有  
兵の集り各中表 藩將ヲ回サシトス盡戦隊ノ本宿  
在傳平田左江兵隊ノ辛ヲ馬圍ハ其兵同也  
阿福院寺所ノ本陣宿後即左更ハ後宿又延太郎也  
行ハ之ヲ聞テ踏力増し高杉陣り辞テ馬圍へ  
歸り平田兵ハ而宿しテ宿陣ス所ナリ此其の事也  
佐野を十郎ハ大江ノ隨ヒ山に辛ク向也ノ堅方敵ノ集  
旅營を扱ス左江高杉兵ハ而接ヤシト敵ス依テ延太郎ハ  
戦テ老敷ハ高杉ハ中宿へ抵り而宿セテ大江山にハ  
来ルカ先ケ保セテ其勢敵軍ヲ拒りし高杉日ハ

着又延平八平内まゝ共し五月六日ノ存中ノ掃也  
中其藩備ノ定ス全三月ノ佐幕備内各遂シ大は賊  
刃ノ被死シ主兼人屠腹ス正太郎等共ニ捕獲セシコトス  
ルニ死ス旨シ危難ノ脱シ延平八平土百々同姓共  
佐野金十郎老野横兵衛等同為存中ノ守り共ニ又利即  
ノ七名ト共ニ存中ノ脱シ西度長州ノ奔ル時幕府内  
征兵遣リ免ス長藩如我殿ニ嚴テ延平部等ハ  
西度高杉等麻下等復シテ西園等在陣ス  
一延平部ハ馬関ニ存テ左藩佐野金十郎ト共ニ傳テ為ラリ  
目下四圍ノ幕府守リ防ナク天下ノ事ヲ為スルト欲ヤハ薩長

林允ルシアリト城藩志士ノ持備ナリシモ不幸ニテ左藩  
志士悉ク佐幕志士ニ被死サルハ下ナリナリ被シハ其遺志ヲ  
継キ幕府ノ藩州ニ赴キ回藩ノ志士西御吉之丞等而接シ  
長藩初シ薩長殊不ノ清リ幕不シト惣合シ慶應  
二年丙寅年ノ正月十日ノ日ノ馬関ヲ免シ中ノ渡リ自ラ  
薩州藩ノ名乗リ回藩ノ志士 目下出テ其志  
又幕府内志士ノ出陣ニ出テ其志士ノ目下久等  
エリ薩州出ルハ為シ陸行先ノ志士四圍

ニシテ



全八日辛子ノ慶島ハ高し西濱ハ西接ヤリテ南ヤシモ  
同ハ院ノ藩城ニ出テ宗師ニ赴ケリト依テ大久保藏兵ハ  
而接シ度ニ西轉暗ク得ルヨリ長洲ノ藩境高ク  
新兵ヨリ藩境宗師ニ部城焼ケ物後リテ藩兵殊  
允ノ事ヲ談流セシニ大久保兵ハ能ク是等事ヲ御覽  
ラシテ兵意ノ在ル所ヲ慮ヤラシ停坐ノ懸望トシテ  
藩兵ヨリ宗師ニ金四枚両ツ送呈セラシ特又大久保兵  
ト宗師ニ付宗師モ同伴スヘシト云々依テ兩名ハ一日  
ノ事ヲ藩境海軍艦三邦共ニ乘込大久保兵ハ隨行  
二日其日ノ慶島灣リ至ル南濱ノ航行シ日

長崎の山

リ陸テ午ノ事ノ大坂ハ高し西名ハ大久保兵ハ隨行シテ  
有事ノ藩境ト相國寺前ノ藩境ハ地リ西御兵ハ接度  
ト長崎灣ノ傍收ルは兵ハ藩兵殊高ク右討リ院ク  
西御兵ハ藩兵ノ隊陣感見シ餘ヤリテ最前我  
藩境放ケモ十ハ九ハ和解端々既ノ頃日長洲藩  
品川藩兵ハ十八日其地ヨリ出テ藩境ヨリ不慮ノ  
諸君ノ満足ニ得ルシ至ルヘテ藩兵ハ意シテ  
暫時藩境ノ坂郷ノ藩兵ト宗師ノ形跡カモ視  
おふヤルヘシト云々其日ノ事如意ノ在ルハ  
幸如クシテ手存ニ御覽後ヨリ藩領シテは二





屬更リ從ハシム内ニ歎ハ兵多ク池田金藏ハ呼ハテ馬廻リ  
護送セシムラン中村半次郎以下ノ壯士數テ人ハ別リ惜ミ  
体兩名リハ見ヘ反送リテリ同町ノ薩藩定宿某ニテ  
訊別ノ述リ惜ス席敷割強盗身衣ハ徹且酒皿  
ニテ御王討幕ノ御備ニ移リ一昨年辰町戦争ノ痛ム  
延テ即ハ大杯ヲ舉テ中村氏ヘ囁シテ曰ク嘗時薩ノ虜  
會賊ノ接ケテ事ヲ為シトス向リ身屬ナリヤト云フ中村氏  
テ果<sup>テ</sup>昔ハ能敵今ハ元氣無ク親睦<sup>ト</sup>事<sup>ト</sup>モ是レハ淫奪ナリ  
ハ愉ホクト云テ又ハ其一杯ヲ傾テ酒ノ一坐震動シ  
夜リ徹シテ別レシ兩名ハ薩ノ屬更ニ必ト共ニ望ミ事<sup>ト</sup>

味爽依見リ歎シ兵夜大坂ヘ着シ薩藩定宿松屋  
某方ヘ投宿ス翌朝里河ノ外河村樂平郎<sup>ト</sup>某田  
孝之元ノ諸士兩名カ旅宿ヘ来リ酌ソリ惜ス又飲甲又  
共ニ時事リ論ス酒酣ニテ里河氏ハ余モ思フ仔細カ  
アレハ同伴シテ馬廻ハ独<sup>ニ</sup>ヘシト云ハカハ依テ兩名ハ固マ  
里河氏リ伴ヒ彼<sup>レ</sup>池田金藏ト共ニ船<sup>ト</sup>薩藩用  
船ナリトテ大坂川ノ出帆ス船ハ善ナリ三 日更日  
馬廻ヘ着ス依テ兩名ハ池田氏ト伴ヒ上陸シテ全地ノ新  
地近江屋<sup>ト</sup>入旅宿ヘ投宿ス里河氏ハ仔細ナリト船  
アリ延テ<sup>レ</sup>馬廻<sup>ト</sup>出<sup>テ</sup>入<sup>リ</sup>抵<sup>リ</sup> 本<sup>ト</sup>會<sup>ト</sup>治<sup>ト</sup>氏<sup>ト</sup>同<sup>ト</sup>

頼同(一)而接し予軍河内カ馬場ノ船中ニ入ルノイワハテモシム  
佐野を才助ハ上陸して討奪シ京宿河江町長尾野原ヨリ  
酒造精ヲ沽テ軍河内ノ船中へ贈入正右即ハ急行して  
山北へ抵リ本戸兵へ而接し予軍師陸師於ニ據座セシ  
西卿大久保等ノ談判ノ勢アリ殊ニ大坂ヨリ軍河内ニ  
同伴予馬場ノ船中ニ入り本戸兵へ而接リ而メラレハ  
予軍大久保等ノ陳述ニ本戸兵ハ在正即カ諸流ノ向  
テ予軍等モ亦ノ意ヲ通テ予軍後意モ亦本戸  
兵ハ馬場騎し予軍師カ馬場へ向テ何カ軍河内ト必出決  
りしトナセシ正右即ハ佐野を才助兩方ハ予軍ノ旨シ

自リ城ヲテ薩州へ赴キ薩長四郡傳セシノ流東ナリトス  
而シテ兩方カ海陸ノ費用ハ悉ク薩長ヨリ立弁セラレタリ  
一延左郎等ハ山北に於テ萬杵麻丸下へ復過リ一円無事ニ  
其ム中テ左衛門少尉平岡為左門等ト共シ長尾  
ハ情ヲテ文思ノ案ニ入り佐學ス一日本戸兵へ而接し予  
之ヲ語ル本戸兵即テ當時此ハ文思ヲ可ナシトモ兵學  
最モ所要ナリ正右即ハ兵學案ハ入レト勸メラレテ遂ニ  
合兵ノ幹旋ニ兵學案ハ轉校し村正藏六兵ヲ仰  
トス長尾等ノ執事トシ毎日九月十日迄而シテ賜  
リテ御助セラレ

一而七日中旬より幕府内征一軍ハ兵端ヲ用キ延太郎  
等ハ高杉氏ノ軍隊ニ從ヒ 日御子ノ門元ハ教四教  
トモニテ一隊シテ日 日ニハ合衆城ヲ追リ大捷ヲ得タリ  
高杉氏ノ大其戦功ノ酬ニ金表ニテ賜與セラル  
一而九日早目高杉氏ノ軍ヲ清リ一船ヲ解キテ筑前藩ニカ  
大夫野村助左衛門前田姫島ノ孤島ハ空ニ居セシ  
リゆリ砂を床底ハ高杉氏ノ築前ハ在リ時同守  
山郷ハ借仗セシメタリトモ疑ヒテ流罪空居ヤレハ  
同高杉氏ハ大ニ之ヲ憐シシ正節等ヲ賞テ同以ハ  
好視アリシヲ以テ多可仕藏吉野庵西郎一孤藩藩

四郎一寺幸兵衛(石蔵卯平)等ノ命ヲ以テ依テ  
正節等ハ兵器ヲ取テ入馬圍リ兵船シ臣島ハ航行シ  
徹リ破リ難ナリ惣東庵ノ故ニ(正節)歸リテ同地竹  
崎所自名正節トモハ復送ス高杉氏大ニ之ヲ喜ビ  
正節ハ滔港及リ贈テ惣東庵ハ贈リ 昔日ノ如クハ  
酬ニ  
一己ニテ(慶)三年丁卯ノ番より天下ノ大勢合リ一變シ  
御手諸藩ハ争テ上京シ朝廷ヲ守衛ス然ルニ不  
藩亦父兄恩存ヤルリ同カス依テ左藩ニ行ハ大ニ之ヲ慨  
ナシ死ヲ決テ歸藩シ天下ノ情態ヲ視テ一藩ヲ

三ノ尊攘ノ院ハ四ノ折ノ院ニシテ四月十四日馬廻リ發船シ  
全<sup>十三</sup>日府中へ着シ百廿二日藩主へ謁見シ天下ノ  
形勢ヲ陳ヘ建策セシ藩主ハ之ヲ嘉賞シ  
在<sup>十二</sup>藩兵ヲ率テ上京シ御王ノ志ヲ表セリ此時特  
旨ニ以テ延壽寺ヲ脫藩流シ免シ家名兩斷シ  
ノ因實ニ興リ同主殿正之廣寺守初在門吉野縣ニ  
在<sup>十一</sup>門寺ヲ共シ上京シ命セラル全<sup>十</sup>日廿一日府中  
ヲ發船シ馬廻リ着シ山口ニ抵リ兵備主候へ謁見シ  
從來ノ恩遇ヲ知謝ス完ク備後今奥打傳太ノ  
兩士旅寄ル事ヲ藩主候より詔初傳へ鄭重ノ

三ノ尊攘ノ院

酒食應金若千ノ之賜與ラレ全<sup>九</sup>日廿一日山口ヲ發シ  
三ノ門寺ノ赤船シト云ス

音智

一慶應四年戊辰五月藩兵ヲ指揮シ山城國ハ降リ固ム  
四月廿二日對藩陸軍傳使等御前作候ノ儀ヲ云ク  
全<sup>八</sup>四年三月藩ノ監獄家所出仕巡察アリ命セラル全<sup>七</sup>日  
十日之ヲ辭シ而後思フ仔細アリ仕官ヲサセヌ家底ニ  
ハ三月十日ニ至ル

右ノ三ノ道ノ旨也

藩主御前御旨全<sup>六</sup>日廿九日

明治六年二月廿六日

小中 丑八 二

○小宮延太郎氏概略(八)新しき高杉の軍に従ひ全捷  
を得て山に上り在りしに全後多田莊藏ハ平田丈二に  
の余命を傳へ存中表の藩御に復として同志を募り馬関  
より航海せんとすとの意を以て平田氏より同藩一行ハ歸路  
して以て高杉の軍を待し素戔嗚尊の義軍に加ふる事と  
りたり平田丈二ハ同志と共に馬関阿福院寺川の陣中  
をゆたまの許に逗留す其等の一行ハ平田丈二ハ西境  
にて得る所あり氏ハ佐野金十郎と共に大江氏を伴ひ山に  
ハ降り長篠まで入る國の其力を徹らんとす氏ハ駈せて  
吉敷の陣中に降り高杉氏ハ見入て其意を物知りしに

高杉氏ハ直以領取し氏と共に山に堅お臥る大江の旅  
宮に参りて並に國旗書かし殊一書を在萩城を杉篤忠氏  
杉子爵) 歎し其事を依移す大江氏ハ氏々乞十郎と高杉  
氏の添書を携へ萩城に據りて杉氏ハ面接し其軍を暮り  
存中の高橋四段の事を思ふ杉氏ハ能く養れ百市盡力せら  
るゝとあるを以て殊に重臣児玉義保ハ飯田カ右衛門 野村航  
作 (野村子爵) 児玉カ右衛門 山田熊三介 (故伯爵又) の依  
士ハ信側奥村厚忠共以領撫便として存中志ハ航海し  
且一班鳩云(北条治常)ハ田天隊の一隊を率て西尾船  
艦に據りて盡戦隊と共に養兵まよのまよ、あり以り殊

に杉氏の盡力にて大砲二門洋銃百挺、砲械彈藥を揃へ  
備置隊へ借渡し別に軍用倉として金千圓を以て補遣せり  
又(此倉ハ杉氏より為務に担し西尾南部助右衛門長  
久保初太郎より限倉を移かし) 又杉氏ハ旅寓に平  
り氏ハ信東也為の國事に盡力せしのを慰せんと為の特  
以長富主公より氏ハ金百兩を贈らせりこの命を傳へ  
大江氏諸共自ら感道ありて是別の意を悉せられぬと  
依て大江氏父子ハ長富の好意を以て軍用を整へ氏等の一  
行と共に其三月十日の朝愉快に馬関を出帆して志州勝  
如ハ上陸して以て存中の郵船を覗ひたり此時後也存中



戸大村諸部は海部は在事奉るに惟ふの使臣と共に  
て晴中へ奉為ありて數巴在事奉るに惟ふの折柄  
和日の夜者中夜に於て晴中と謀るに惟ふの使臣  
兵東大庭次石三門ハ晴殺せしめ和良丹と言和事十部  
等の有志三十余人の福主ハ迫り詰飲せる故ありて  
の五八部は印腹田付たるも同人も亦ハ五八人を伴ひ  
君側に迫らんと言はれてまはハ五八部を又解いて討  
一乃代見島以部は高山水十部ハ井飯輔大東管三女ハ夜  
順之々等ハ悉く謀に任せし故を長谷野村和作氏勝中  
ハ其の先く依て以善ハ平田大江を以てし隊伍を整へ

晴中して以て各中へ参り入れしハ則ち五月廿日の事  
てありて晴中ハ彼の彼の政權を掌理し行陣を巧しと  
魁勝并其八部を始め其他の主理者ハ一時其謀に依ると  
雖も其謀ハ怖くこととて其の意を以て止まらざるに依り  
一即ち其の政權を執り忠行及復平田文子も亦其難に  
龍山氏等ハ九死一生の危難に處るに参りたり(正史)

四十一



平田文子の源氏

平田文子の源氏

○十寛延三年(九) 平田文子より御難儀も亦た不  
 可免の難儀に罹りし御事を記せ人の平田文子より  
 未討取御王正統の御事にして生る養斗せよ所より  
 為の内証の起原を所ハ藩主の逆叛の作込みありて平  
 田文子の後より勝井五郎と共に其姓の所免養斗云  
 七年(常陸の藩主)と称復し勝井も元来一藩警衛の才幹  
 あり平田文子と共に御事を事とし極て藩の要務を負し  
 り御の逆叛の事より常陸の家老佐原何蔵を御外衛に御  
 教之御事と互對し種この御事を御返し遂に勝井ハ御外衛  
 御事御事を御返し遂に勝井ハ御外衛の御事と御事との



意あり故に主をさし意にそ敵へ面徹せらるるまあり即  
刻に屋敷に召さるる十回御さるしとらふは大江はハ  
僅て主命を領し江原の一息屋敷へ之帰しはを成し是館  
はるへしとて四糸の便節の仲出で下馬高きる月必は至  
るの途仲馬場善梅の放て内助然兵取ハ大はり後より  
聲をのけ在来り是物せよと聲の下り意の抜刀して大  
江に宿先深く斬りしは大江に脚差抜ひてを向りくと  
ては老ゆいて節を自由さあすやしく四糸の爲の敵  
軍ありしは強し先を斬るハ此物を見ては抜刀して取  
付四糸をお手の勢ひしうはしえり千鐘の鼓するまを絶

つす力を抜て逸走して藩主の形へ逃け込たり後之元  
前幸吉ハ追て門の捲りしに藩人の別せられは等し  
たし力を抜て斬と注進すは等の同心ハ通りて平田付  
の郷に馳集り評決取らるの折柄あり数多の警衛ハ鉄桶  
の如くおつ取り圍した日附加城進之ゆハ召命を連に  
は等同心以解散すはをばてや此際多田は物ハ究以  
は昔の徳を同じく事多るまうおし同心ハ死を究るし能ハ  
す片時もよく船を出し長州へ歸け西岸を傳へしと云  
ふは氏及平岡為重門カ田么年仲彦川利ぬハイヤと云大  
江原の最年致し意あり主命の貞とあはれ心えまし主命を

伴ひ翁を避くへしと云ふ杜満寺八尋の意を以て見て立  
に股となりてハ主采へ後くし一先長州へ入り内膳を以て  
いふ事なむ世に流の用意ありしと云ふも主采は度比  
勤かきしと云ふ人せりし征是時向を遣る内膳を以て  
致く徳道と云ふ事し海への船を主采を留めしと云ふ杜満  
佐野金十郎の傳の云ふハ段の出船しけ昔ハ有明山に  
る是明里と云ふ名ハ此は主采ハ為らぬを命せりし此際吐  
嗟僅に一髪を容れさりしと(王受)

有明山の元寇

有正亮

○ハ官延太郎事蹟(坂)氏及平同為多門カ田々采由  
唐川川の四ねハ捕獲の追跡を以て近れ有明山奥に六  
室の怪く暗悪せしも事なり阪崎の代名ハ倉庫を以て  
るの傳りもさく一の石蔵のあまの遠かり雨霧を以て  
隔して起つべき精わもさく眩しとて城下に降りたハ名  
ちの捕獲せられ斬首せられんハゆきもあまの代ハ從院  
とて名やん傳てりしとて此の野にそ鐵死せんや  
りハ鞍馬寺今一徳成り下り内膳を以て命せりしとて  
禮論を得て識を命せりしとて名やん傳てりしとて  
氏ハ獨有在國に非し嶮危を以て馳まらん山町の

傳持(鞍馬寺)



同く糸竹田市の叔父より恩返に以り借とし一問を押  
し奪り怒く西條の先にて奪るまぬをあらし御座せし以り  
駿りも終りかましく此所ハ陰籠り早く代へ逃げよ  
と申すに時たるを以ハ西條の體よりよく殺して是より  
ふに様ハ聞かきりふりして奪りも居らすと西條の表に  
向ひ一列とキ出たり以ハ高く彼の浪兵衆へ回り獲り云  
この事大難なし承奉と密相を捕り元度以前同き借  
はせし彼の右の少るる聲屋へ此も居居りたるを捕り  
居たりと奪り以ハ高し居たり密相の敵を身道返へ捕り  
りしより南度者手捕りの理便せし所とあり以等必す

有明少の隠伏を去しとして彼の仁位堂ハ以等と捕縛せし  
ものハ八十金と懸あししと命を申し申有亮市等々の取  
て敵兵の捕獲を申すて敵兵山中狩りともし以等ハ業  
死一せの元論と云ふるに連なり  
十一 彼の敵心降ありし居り居るを以ハ以等の二つと  
長洲へ脱せしめんと行書ニありし居るを以ハ以等の二つと  
命し敵兵より出船のめを密にし之れを脱すの便り也  
せりし折向し陸州御座のを以ハ以等の二つと  
船隻後として来たし居船ハ加船大船なる居り居る  
あまものと聞へし居るを以ハ以等の二つと



へ宿願しその船を以て女等の一行と定めて馬場へ出  
航せしむるを依れせしに船の難を以て宿願の船も  
し事難なるに後難も剛らぬとされたるを承りの色を  
みよし女等も飛舟も六右衛門の左衛門を船に備  
かに只身せしめしめりし船に只六右衛門の女等も  
妻せり衣服御世を曲して事と成し事と存す  
のほろひ船を船を以て下元内(舟中)に北へ向  
一り飛舟せしむる事以て飛舟の事と成し事と存す  
備を移入女等を追跡の船と成し事と成す  
通船の女等の飛舟の事と成し事と成す

崇徳を出て公田道より飛舟出づ定へ其ひし女等も  
舟中に出ても飛舟す事と成し事と成す  
ものなるに女等の一行を以て船と成し事と成す  
船の人とせしむる事と成し事と成す  
走りしやしむる事と成し事と成す  
は事と成し事と成す  
右の山狩りともし女等を追跡し事と成す  
又妻せしむる事と成し事と成す  
と宿願の船の内へ入し自らの船に押入れの船を以  
て成す事と成し事と成す



















おつと... 慶應三年の丁卯の春... 守後... 依て... 怯... 形... 親...

... 臣... 卒... 後... 守... 所... 依... 怯... 形... 親...

無事満笑に

四月 西の位に侍るは

使又カニテと日中相本

まの事ぬらひのり  
日中相本に侍りて居るは由りし

表七は此の...  
おけい...

三

無事満笑の

おけい... 遠都藤木の...

難病の事

おけい... 遠都藤木の...

佐藤の...

おけい... 遠都藤木の...

裁

おけい... 遠都藤木の...

能知の...

おけい... 遠都藤木の...

事

おけい... 遠都藤木の...

洗

おけい... 遠都藤木の...

方

おけい... 遠都藤木の...

奮

おけい... 遠都藤木の...











此の地は... 慶都... 兵別... 二方... 一十... 御... 此の地は... 慶都... 兵別... 二方... 一十... 御... 此の地は... 慶都... 兵別... 二方... 一十... 御...

(二) 慶都... 兵別... 二方... 一十... 御...

七日月の夜... 此の地は... 慶都... 兵別... 二方... 一十... 御... 七日月の夜... 此の地は... 慶都... 兵別... 二方... 一十... 御...





Handwritten text in a cursive script, likely a historical document or manuscript. The text is written in a dark ink on aged paper. It appears to be a list or a series of entries, possibly related to a military or administrative record. The script is dense and difficult to decipher without specialized knowledge of the language or dialect used.

Handwritten text in a cursive script, similar to the one on the right page. This page contains several lines of text, some of which are enclosed in rectangular boxes. The text is written in a dark ink on aged paper. The boxes likely highlight specific names, titles, or important information within the document. The overall appearance is that of a historical manuscript or record book.







Handwritten text in a cursive script, likely a diary or journal entry. The text is written on a page with a vertical margin line on the left. The script is dense and fills most of the page.

Handwritten text in a cursive script, continuing from the previous page. The text is written on a page with a vertical margin line on the left. The script is dense and fills most of the page.



1875  
 1876  
 1877  
 1878  
 1879  
 1880  
 1881  
 1882  
 1883  
 1884  
 1885  
 1886  
 1887  
 1888  
 1889  
 1890  
 1891  
 1892  
 1893  
 1894  
 1895  
 1896  
 1897  
 1898  
 1899  
 1900

1875  
 1876  
 1877  
 1878  
 1879  
 1880  
 1881  
 1882  
 1883  
 1884  
 1885  
 1886  
 1887  
 1888  
 1889  
 1890  
 1891  
 1892  
 1893  
 1894  
 1895  
 1896  
 1897  
 1898  
 1899  
 1900

Handwritten text in a cursive script, likely a historical document or manuscript. The text is densely packed and spans the width of the page.

Handwritten text in a cursive script, continuing the narrative or list from the previous page. The script is consistent with the first page.

Handwritten text in a cursive script, concluding the visible portion of the document. The text is written in a fluid, connected style.

Handwritten notes in a cursive script, possibly a mix of Latin and another language, located at the top of the page.

1100-1110  
1100-1110  
1100-1110

1100-1110

Handwritten notes in a cursive script, located in the middle section of the page.

Handwritten notes in a cursive script, located in the lower middle section of the page.

1100-1110

Handwritten notes in a cursive script, located in the lower section of the page.

Handwritten notes in a cursive script, located in the lower section of the page.

Handwritten notes in a cursive script, located at the bottom of the page.



Handwritten text at the top of the right page, possibly a title or introductory note.

Handwritten text in the upper middle section of the right page.

Handwritten text in the middle section of the right page.

Handwritten text in the lower middle section of the right page.

Handwritten text in the lower section of the right page.

Handwritten text in the lower section of the right page.

Handwritten text in the lower section of the right page.

Handwritten text in the lower section of the right page.

Handwritten text in the lower section of the right page.

Handwritten text in the lower section of the right page.

Handwritten text in the lower section of the right page.

Handwritten text in the lower section of the right page.

Handwritten text in the lower section of the right page.

Handwritten text in the lower section of the right page.

Handwritten text at the top of the left page, possibly a title or introductory note.

Handwritten text in the upper middle section of the left page.

Handwritten text in the middle section of the left page.

Handwritten text in the lower middle section of the left page.

Handwritten text in the lower section of the left page.

Handwritten text in the lower section of the left page.

Handwritten text in the lower section of the left page.

Handwritten text in the lower section of the left page.

Handwritten text in the lower section of the left page.

Handwritten text in the lower section of the left page.

Handwritten text in the lower section of the left page.

Handwritten text in the lower section of the left page.

Handwritten text in the lower section of the left page.

Handwritten text in the lower section of the left page.

Handwritten text in the top right section of the page, including the word "如何人國家" (How people of the country).

如何人國家 未拾七箇

從四位正四位川區喜流未

刑法拾七箇

淳 夏 未

Handwritten text on the left side of the top section.

未

鳥部中廿二箇(十七)

鳥部中廿二箇(十七)

新

Vertical handwritten text in the middle section, including "鳥部中廿二箇(十七)" and "新".

Main vertical handwritten text in the bottom section of the page.











































久松とていふは、  
新編に記すは、  
のり、  
徳とる、  
之を、  
か、  
神、  
信、  
引、  
遠

代、  
出、  
八、

十

吉、  
の、

事、  
吉、  
中、





十二月七

日形由事の書物系

目録由事

目録由事

Handwritten notes in the right margin, including the characters '御' and '日'.

Main handwritten text on the right page, starting with '御' and '日'.

Handwritten text in the middle of the right page.

Handwritten text at the bottom of the right page.

Handwritten text on the left page, starting with 'さ'.

Handwritten text on the left page, starting with 'の'.

Handwritten text on the left page, starting with 'は'.

Handwritten text on the left page, starting with '水'.

Handwritten text on the left page, starting with '信'.







あつたつたの... せうはあつた... 傍の... 勿れと... 徳... ありて... 四...

あつたつたの... せうはあつた... 傍の... 勿れと... 徳... ありて... 四... 三門限...











停往事雖追悔未盡友誼情咨入兮毋忍  
所生也本原一致好非國干城方今天下患俄國維  
與保英王霸事可識各國約縱橫至明見俄  
斷左謀申成吾有第一務故字孫孫兵動離  
墳墓處長顯命孃名不官人譏伐運施又

既國去師入之暮夫守衛二敵  
得入直... 轉... 動... 水... 順元... 頃水

入性上モ益ナカニハ歩ア... 當時... 富國... 勢方益  
サカラス諸侯傍觀ス... 非我建白ス... 所... 万延元年  
江戸ノ歸... 順元... 頃水... 既國... 歸... 探案... 所... 因... 見... 延... 冊... 改... 慶  
轉達ス... 八月... 改... 市... 作... 以上... 英... 進... 諸... 津... 州... 對... 峙...  
... 外... 界... 松... 尾... 喜... 重... 龍... 之... 死...  
... 國... 出... 他... 藩... 依... 賴... セ... ラ... 罰... 小...  
... 若... 刻... 若... テ... 四... 書... 用... カ... 清... 國... 向... 三... 月...  
... 又... 下... 野... 守... 上... 京... 入... 途... 中... 三... 建... 吉... ケ...  
... 自... 強... 周... 旋... テ... 世... 子... 先... 立... シ... 津... 長... 三... 三...









人作令ハ淫領ニス然レバ征討ハ爲カノ士成ヲ廢トス  
大獲ス夫父子ヲ命ニテ悔懼セスレハ速ニ誅伐ヲ加ヘラルヘ  
周クニシテ夫共ニ悔懼シ且古クハ以テ物ヲ争フカレテ也  
抗レバスヘカラスト國邊ノ命ニ且ニ那愛ヲ分ケヌト  
ニ竟トモニ我地ニ臨ム同心シテ血戦スヘシ且連リ禍結レ其害ニ乘ル  
其  
事元故リ神州夏替ノ基トナラント自愛思ス気ヲ深慮アレト昔々且書  
ハ言ラ令レシハ重使ヲ使シテ其意ヲ辨メセトスハ其人其心難ク佐成ノ  
ミ云命ヲ辱シノスト隊將ヲ別人ニ命ニ佐成ヲ石置ルニテ同ナシロ慮情達  
シケレハ偽智ニ渴見ニテ主ノ意ニ惑ヲ詳細ニシケ實ニ難ク解兵ノ利害ハ是非  
ヲ明ク其臣屬成敗心紀田言テ將等ニ其謀ヲニ語ル、主意ト併合シ  
重臣ト人ノ首ヲ殺シ父子ノ罪ヲ謝シケレハ銘誓山口其賊ヲ敗テ流寓ノ僑伴  
五人ヲ出スヘシト命セラル其僑伴ハ五箇ノ分々テ保忠臣セラレヘケレトモ先所  
前ニ收受セラレヘシ其重臣ニシテハ解兵セントアリケレハ別ニ月飛譯等ヲ遣テ  
僑伴ト權謀セシ隊兵ニ先シテ風前ニ後ルヘシト申法セラル能事ト海既ハ其  
レテ公事ヲ重奉ニスレハ聖心何ニセシト法高ノ同ハレケリ佐成歸藩ニテ也

予頃ヲ降シ稱ノ間ニ列セラレハカト云ヘラレ十三日佐成又廣シクテ予其  
先ケリマク西海ノ僑伴五組ノ分難スルヲ自愛ヘラルト聞ヘシカハ佐成水  
ニテ月飛譯等ヲ西ニ降盛去井佐成ニ其謀ヲニ語ル、予其後  
七者ノ意ヲ降テ予不才儀ニ封内ノ富セシコトハ欲セサルニ思アレバ解兵復  
テ守法スヘシト又シテハ命セラル其意ヲレシト別將執前少將ニ向シテ曰  
テ又儀ニ依レセラル佐成亦降盛去井佐成ニ其謀ヲニ語ル、予其後  
リ夫儀ハ五人ヲ命セテ封内ノ富セシコトハ欲セサルニ思アレバ解兵復  
レテ曰フ種ナハ法儀ノ士卒凍寒ニ困苦ニ思外ノ夜モ生スヘケレハ乞ヒ  
應フヘシトテ用引セラル佐成ハ廣シクテ予其後  
アルヘシトテ降盛ハ聲儀ノ兵士多ク人寒中ニ共ニシテ其意ヲレシト  
レリ入付解兵ニ決シテ決儀ナクハ帰還シムヘシト云後言能聞テ解兵  
ラレ解兵ニ決シテ降盛ニ佩カヲ賜シ佐成ハ陣羽織ニ用ニテ被覆シト後  
乗カ作リシ刀ヲ飾ルニ具ニ黃金五枚ヲ添ヘテ賜シ其屬士連徒ヲ授テ  
佐成旅宿ニ歸リ屬兵士連徒ニ其意ヲレシト共ニ酒ヲ汲ニ酬ニテ目  
ラ今儀ヲ作リテウシテ云

予頃ヲ降シ稱ノ間ニ列セラレハカト云ヘラレ十三日佐成又廣シクテ予其  
先ケリマク西海ノ僑伴五組ノ分難スルヲ自愛ヘラルト聞ヘシカハ佐成水  
ニテ月飛譯等ヲ西ニ降盛去井佐成ニ其謀ヲニ語ル、予其後  
七者ノ意ヲ降テ予不才儀ニ封内ノ富セシコトハ欲セサルニ思アレバ解兵復  
テ守法スヘシト又シテハ命セラル其意ヲレシト別將執前少將ニ向シテ曰  
テ又儀ニ依レセラル佐成亦降盛去井佐成ニ其謀ヲニ語ル、予其後  
リ夫儀ハ五人ヲ命セテ封内ノ富セシコトハ欲セサルニ思アレバ解兵復  
レテ曰フ種ナハ法儀ノ士卒凍寒ニ困苦ニ思外ノ夜モ生スヘケレハ乞ヒ  
應フヘシトテ用引セラル佐成ハ廣シクテ予其後  
アルヘシトテ降盛ハ聲儀ノ兵士多ク人寒中ニ共ニシテ其意ヲレシト  
レリ入付解兵ニ決シテ決儀ナクハ帰還シムヘシト云後言能聞テ解兵  
ラレ解兵ニ決シテ降盛ニ佩カヲ賜シ佐成ハ陣羽織ニ用ニテ被覆シト後  
乗カ作リシ刀ヲ飾ルニ具ニ黃金五枚ヲ添ヘテ賜シ其屬士連徒ヲ授テ  
佐成旅宿ニ歸リ屬兵士連徒ニ其意ヲレシト共ニ酒ヲ汲ニ酬ニテ目  
ラ今儀ヲ作リテウシテ云













此書とて天下咸知はるは漢書則冊取傳及追存碑  
文の事も亦此の信信知不違書の具中事  
の如き事なり、傳多の信不町七事なり

如安事位職 後代事案の

信信信信

今下事取町

今出町

今出町 大野に事の

竹中一其の

福岡市米事會

市長集山事の殿

大膳の事

却説も長政の家國及思之の事とて大膳に事たりしは  
恰も蜀帝劉備、白帝城に於て其子劉禪を丞相諸葛  
亮に托せし如く多し、故に前項其願末を述べたれども  
今特に本項を掲げて更らるる事を悉くせん事なり  
然れは長政は其遺命の事と應じられしが此は亦大膳に  
親しく其政の意思を禀けしべし、其事記せしものなり、其全  
文は左の如し



大膳長政の病牀に  
侍して遺言状と  
書す

長政の遺言状

右衛門佐若草に矣へ共其方共歴々堅固なれハ我等死す  
とも國の仕置又ハ弓矢の事出来共跡に思ひおく事無  
二且茂が子系等に至り矣ハ如何様の不覚悟なる者出

来如水某二代莫大の苦勞を以拜領せし國をうきなひ可  
申哉と行末の事氣つゝいふ思ふなり就之子孫の為大事  
の遺言をなすへ能く兼置各々子孫へも申傳へ若後代  
よいたりて我等子孫何事を不慮の誤仕出まらば又ハ不覚  
悟まで黒田の家一大事此時なりと存事あらば其即天下  
の御中（魂）の内由緒在之衆へ此方家来共参り矣而可申ハ柳  
即當代天下御保被成矣ハ勿論 家康公之御武徳又ハ御  
果報不淺故と申ながら偏（偏）ハ如水某兩人忠義之働を以天  
下の武将とハならせ給ふもの也其子細ハ先年石田治部  
少輔一乱之時如水一人りて九州を切去らへ家康公之  
御方は某ハ 家康公御供申聞ヶ原へ下向し伊関ヶ原即  
一戦前後閑東 家康公へ先達尾張表へ馳上り福島左衛

の事には

身を抛ち補佐参らすへきを望む

長政の意を慰られ忠之の将来を善く視る所あり

の事頭を遣ねられしは長政の思ふ心を安んじ忠之を  
信じて大膽に托せられしは猶ほ蜀の劉備が白帝城に

大膳長政の病牀に  
侍して遺言状と  
書す

於て其子劉禪を請為孔明に托寄せし如くなりしとな  
り又長政は本膳をして其遺命を書せしめらる此れ

大膳が長政の意を禀け謹んで筆記せしめたり其全文  
を左に持揚す

右衛門佐若輩に矣へ共其方共歴々堅固なれは我等死す  
とも國の仕置又ハ弓矢の事出来共跡に思ひおく事無

長政の遺言状

こ且茂が子系等に至りまう如何様の不覚悟なる者出

来如水某二代莫大の昔勞を以拜領せし國をうらなひ可

申哉と行末の事氣つゝいひ思ふなり就之子孫の為大事

の遺言をなすへ能く兼置各々子孫へも申傳へ若後代

よいたりて我等子孫何事そ不慮の誤仕出まう又ハ不覚

悟まで黒田の家一大事此時なりと存事あらば其即天下

の御中の内由緒在之衆へ此方家来共参り矣而可申ハ抑

亦當代天下御保被成矣ハ勿論 家康公之御武徳又ハ御

果報不淺故と申ながら偏は如水某兩人忠義之働を以天

下の武将とハならせ給ふもの也其子細ハ先年石田治部

少輔一乱之時如水一人もて九州を切去りて家康公之

御方は某ハ 家康公御供申関ヶ原へ下向し彼関ヶ原即

一戦前後関東 家康公へ先達尾張表へ馳上り福長左衛

門太夫など大坂方へ志を不變様申なす左衛門太夫清洲の居城を明妻子を立除させ家康公の御陣所を定置浅野左京大夫福島左衛門太夫加藤左馬之助藤堂佐渡守池田三左衛門細川越中守など申合武勇をふるひ申故其勢ひを恐れ石田方大勢なりと雖もお出で川を越傷事不成是まづ我等が忠節と思ふなり勿論合渡川を渡り敵を切崩し其後関ヶ原御一戦の日ハ粉骨をつくり石田の勢を追崩し突然共是等之働ハ我等に於てハ不誅事なり第一某謀略を以敵方の大名筑前中納言並毛利家をすおめ内通を以人質を取御方となし其依之其外も御方仕者多く出来矣故関ヶ原御一勝之刻家康公某が手を御取被成今度の利運偏に其方忠節也へなり未代也此

儀御忘却難被成事と上意有之も此故なり是ハ諸人の知なる眼前の働かり扱又於我等ハ人々不及大なる忠節仕矣其子細ハ右の節家康公ハ先人ト関ヶ原より美濃尾張へ奈向せし輩福島浅野加藤藤堂その外武勇譽れの諸將多くハ本関御執立の者也されハ此時我等一人大坂方へ同心し残諸大名を進め励さば右の者共を初皆悦いさし即刺大坂方と可成事案の内なり右の諸大名石田方より加り島津我等先手としてお出なす美濃尾張の間は猶及此事を聞て勝負不付日和を見居たる國々の大小名悉く我先子と大坂方へ参へしされハ家康公も此段無御心元思召此節被差上たる諸大将我々々心底を御氣遣

故にこそ百里を隔たし先手計り被遣御自身ハ江戸へ御  
逗留有て上方の左右御待被成矣其間尾張表子居れる先  
手の諸將我々方より急度御出馬被成矣得と度々使者を  
進上ま得共猶御氣遣故御延引なり其後岐阜の城攻落し  
合渡川を渡し石田方を大垣の城へ追入無二心働矣より  
御間届御安堵被成矣故九月朔日西塞の悪日とて諫申者  
有しといへども御嫌不被成早々江戸御立被成矣若此時  
其一人志を衰し秀頼方となり諸大名をすめ島津浮田、  
筑前中納言、福島、加藤、浅野、池田、細川等を先手として押下  
りなば、家康公古今の名将とハ申せ共江戸御出馬被成  
儀ハ成り間敷志する時ハ関東より誰々我々共に快く一  
戦可遂やまし右の大名共某が進めに不随して万一

関東方はと我等一人上方勢に加りたらば筑前中納言、  
毛利家其外の者とも安堵して二心なく大坂方をすべ  
し志うれは島津、浮田、小西、其諸勢をまけまして亦出な  
其外の大坂より大名小名数万の軍勢いさみ相戦ふべし  
その時ハ岐阜城攻ハ扱置き誰一人も美濃尾張邊へ足  
を止んや是等を輒く追立て諸國の大坂方日々蜂起す  
へし左有之矣ハ、家康公箱根より西へ御出馬思ひし  
寄らざる事なり其上兼て某秀頼方へ志すならハ如水は  
此より福て申置西國まで如水大坂は属せハ加藤肥後  
守ハ大闇の御取立て無二の秀頼方なれハ悦て一味す  
へし其外筑紫大名大友、鍋島、筑前中納言、家人、島津、家人、小  
早川、秀包、家人、立花、宗茂、家人、その外所々の九州城持元米

悉大坂方なれば九州不日に一同すべし然る時如水清正  
両将として九州の勢を引率し押登らば中國ハ毛利家の  
國おれば云におよむす四國の兵も悉馳加り拾万余人  
可及上方の大勢に此大軍一つとなり殊に武勇譽の大將  
共右のごとく寄合て一筋に秀頼方を任 家康公即一人  
と戦ふことたとへハ卯の中へ大石をなけりつゝ如くは  
らん若万一家康公右の時節三河遠江邊まで早く御打  
出され上方勢不慮にお負たりとも我等大坂方まで筑前  
中納言毛利家裏切し有まじされば志堅固して戦をなす  
べし志くればおとひ一戦も負たりとも関ヶ原敗北の体  
のまよふまき負へずし其時江州邊へ引取伊勢近江の中  
所々の城を固めさせ扱毛利輝元筑前中納言備前中納言

其外歴々の者とも大坂の城に籠り我等島津長曾我部伏  
見の城は相さへ 家康公を待申よおいてハ関ヶ原勢  
押来る共勢田より此方へハ嘗て面出し成申間敷末廣言  
の様子ハ妾へ共右のごとく輝元を始数万の兵大坂へ有  
之如水清正両将として九州四國中國の勢を催し大軍に  
て攻上らハ是等の後詰の勢をし不顧我々居ま伏見の城  
を攻ん事異國の頂羽韓信までも成まじく 家康公即一  
人ハ不及申外一代の名將信長信玄謙信を加たりとも思  
も寄ざる事只無恙関東へ御引取被成まじ十分の御仕合  
なるべし然バ西國五畿内悉大坂を志たがひ諸大名ども  
秀頼を守まじ誰ハ此者に敵し 家康公は組し奉ん  
や如此ならバ奥大名伊達上杉佐竹等も必定大坂方へ志し

大坂へ御跡より責上るべし然る時ハ家康公只一人御自滅たるべし是を以家康公天下を取給ふハ我等を初武勇譽れの者共四五人御方仕たる故とハ云ながらつまる所ハ某一人が功にあらずや是諸人の明白に知らざる所なれ共某ハ莫大の忠節と思ふなり亦此時九州にて家康公の御方ハたゞ如水一人なり其外大名小名亦なく大坂方なり然るに如水ハ家康公へ無二心忠節を被存故兼て此乱可起を知て大坂の屋敷に有りし我等母と我妻女を大坂の城に人質に不被召様ニ密に居城中津へ下し関ヶ原前より兵を催し九月九日居城をお立豊後へお越一人の働りて大友義統を生捕豊後豊前筑後数ヶ所の城を攻落し其勢を率ひ肥後の國へお越加藤肥後守を御

方にかゝらひ同道にて薩摩を攻んとて既に飛脚到来して島津も降参の内通有し間薩摩退治可被措置との御事ニ付肥後より帰陳せらる此時関ヶ原一戦に落着し天下一同に定る故も如水の忠節さして不見と雖も九州もて如水一人無二御方も志身命をすて、数度相戦ひ九州を速に退治せられし事<sup>幕代</sup>の大功是ひとへも如水一人家康公へ志深かりし故なりこの時筑前國を我等に下され如水もハ別々御恩賞可被行ふし被仰出といへども老人はて何の望も御おなく矣只安樂に居申餘命終申度とて拜領とれなく矣猶残念なるハ我等父子此時の忠節苦身つふきも聞召とくけられむハ今の如うもてハ有まじと思ふなり豊前を改めて筑前を給ふこと誠に大分の御加恩

なれ共如水某、大功よりふれ、相當の即恩賞と云  
かゝりて、れ共後代に至り我子孫大なるあやまり有之  
く如何様なる不覚悟者有て國の大事はおもひ交とも右  
の趣具申置たる由具に申述べしこの大功を即聞届なき  
れは上は對し謀叛さへ企不申べ其外の議ハ如何様の趣  
度たりとも或ハ不覚悟の者なり共蒙即免許を筑前一國  
の安堵ハ相違有ましくたれなり但し々様のこと無分  
別なる者は聞はずれば必先祖の忠功にほこり 公儀の  
奉公おろそかすることあるものなり各此旨を心得て  
我々子孫へともむさとしかき聞すへ、らす去ながら其方  
ども子孫共の中家を継申者斗もひそ、申傳ふへ、  
此儀國の家老共へ、具に可申聞也

元和九年亥八月二日

長政

小河内藏丞との

栗山大膳との

長政ハ病苦を蒙り既に患之を大膳ハ附托し又前子掲  
けり、如き訓諭を遺り大膳をして之を書せしめ殊に其  
関ヶ原に於る家康の感状を出し大膳に囑して謂ふ此の  
感状ハ即ち我家の寶鑑たり君之を右衛門佐へ譲與へな  
るに彼之を恃として遂て不心得を生ぜんし測られされハ  
其方へ預け置くなり若し亦我等子孫に於て不覚難  
の事でもあらんに、其方々家より差出して匡救する所  
ありべしとのまじなり、蓋し其感状ハたの如き者なり

長政の臨終家康の  
感状を取りて大膳へ  
預けらる  
と西本誌より  
抄出す



家康の感状

今度以御計畧誰彼教多被属身方一戦之刺討崩賊徒敗  
北之事御手柄御命骨無比類矣今天下平均矣事誠子御  
忠節故ニ支御領國ハ可任御望至子孫不可致忘却御  
子孫永々全不可令度畧矣仍而如件猶并伊兵部少輔可  
矣也

慶長五年壬子九月十九日

家康

花押

因に記す前に掲げ一家康の感状ハ大膳長政の遺命に  
依り謹んで奉る。居たるが他日本膳難に其身  
を投し断然為ることあらんとするに際し同志梶原十郎  
兵衛景尚ハ長政の血類にして其家柄と其才幹を以て  
彼の感状に太刀一振を添へ十郎兵衛ハ我ハ策授

合されハ良一若一齟齬して行かれず却て國家の危急に  
嘆せんも測せら。某場合ハ陳此感状を江戸表へ持上  
り處指す所あるへ。然れ共大膳ハ策授  
其効を委し奉りて十郎兵衛ハ感状を差出さす。て事  
済みられハ嚴封して之を子孫に傳へ。後故ありて其  
分家梶原表。今之梶原景の家に傳り如何ある書類  
なり。や知るものともなかり。一日全族の人々集  
會せし時評議を以て察し見しに福島左衛門太夫と表書  
せし文箱あり其内より貴重水。伴の感状とを顕れ出た  
り。其福島の氏名あるハ唯々其名前ある文箱を假用せし  
這なり。依て之を主家(越前の代)へ差出せしに為めに  
恩賞に預りしと云ふ大膳ハ事を察するの密なりしことを

内藏大膳(賜)  
長政自筆の遺言

知るる(一) 根原十郎兵衛景尚の家系より抄出す  
長政の自筆の遺言を大膳内蔵丞に授け給ひ一筆一丸の如く(一) 函宮密書(一) 山内大膳記

- 一我等死したる後此遺言を家老中へ申聞すへき事
- 一右衛門佐切腹の願有之矣得共諸士の重する所なり
- 一かく大膳内蔵丞に申付家名相續たすへき事
- 一後年万一大事に及ぶ時ハ汝等に相渡文一封之書面を(前) 掲げ(家) 原の感状なり 其時の即老中へ指出すへき事
- 一其解由(次) 好(長) 夜須郡秋月の故城を取立五万石を配分矣而堀平右衛門宮崎織部家老たるへき事
- 一官兵衛(三) 男(高) 政(高) ハ鞍手郡東蓮寺之邑を取立小城を攝
- 一四万石を配分し吉田幸岐明石権之丞家老たるへ

事

一家老中腹藏なく相談に及び右衛門佐を守立國中警固たるへき事

元和九年亥八月二日 長政

小河内蔵丞との

栗山大膳亮との

長政の前に掲げけり如く忠之を大膳に附托し其後事を遺言し溘然として去せらるる實に元和九年癸亥八月四日享年五十六歳なり大膳其遺命を奉し即ち忠之の家督二弟長興高政分地の事に際り京都より直に江戸へ急行し時の老中方へ使し其事を領外傳て其十一日(一) 八月十日 江戸に於て忠之の家督相續認可の幕命を下り其事

大膳長政の遺命を命し京都より直に江戸に上りて忠之の家督を領す

忠之誓書の奉命  
下り酒井讚岐守  
の返書

實を証申入す。當時大膳酒井讚岐守へ使し讚岐守より  
忠之誓書返翰の存せしあり。左に掲ぐ。(鑑井)  
昨日八栗山大膳方預御使者然ハ筑前守殿長政去四日  
に御遠行被成矣。由御力落可申上様も無御坐矣。御心中  
之程奉察矣。昨日公方様被聞石土井大炊頭殿為御使  
者御躰式之儀無間違實被仰付之旨。上意之趣奉被  
思召矣。由奉得其意矣。當將軍様(還)未御存不被成矣。間雅  
樂頭(酒井)致相談御口上之通(以上使者の)可達矣。近日大  
坂へ被為成矣。故早々申入矣。恐々謹言。

酒井讚岐守

八月十九日(元和九年)

忠勝花押

松平右衛門佐松

前には揚が家文書へ奥州盛岡なる大膳の子孫内山の  
源兵衛が家に保存せしものにて寛政年中南部  
の人北條仲島之を寫して空府村山(山)  
更嶋と号す。贈りしものに係る。  
先き小河内蔵丞ハ忠之と共に長政の遺骸を奉り

忠之喪主となりて  
長政の葬禮を  
行つ

福岡に帰りし。大膳は移居し翌年八月四日と  
してその遺骸を千代松宗信福禱寺(いまだたけら)  
に葬りし。其の事、(宗信)  
新編興寧院殿古心道卜大居士(宗信)

忠之宗督の奉命  
下り酒井讚岐守  
の返書

實を証し入まじし當時大膳酒井讚岐守へ使し讚岐守より  
忠之の對返翰の存せし本は掲ぐ(鑑井)  
昨日八栗山大膳方預御使者然ハ筑前守殿(長政)去四日  
に御遠行被成矣由御力落可申上様ハ無御坐矣御心中  
之程奉察矣昨日公方様被問召上并大炊頭殿為御使  
者御跡式之儀無間違實格被仰付之旨上意之趣奉被  
思召矣由奉得其意矣當將軍様(遂)未所存不被成矣間雅  
樂頭(酒)致相談即口上之通(大膳使者の)可達矣近日大  
坂へ被為成矣故早々申入矣恐々謹言

酒井讚岐守

八月十九日(元和九年)

忠勝花押

松平右衛門佐松

前掲がけし文書ハ奥州盛岡なる大膳の子孫内山  
源兵衛が家に保存ありしものにして寛政年中南  
の人北條仲島之を寫して芝府村山市(長)  
更瑪と号すハ贈りしものにして係り  
此より先き小河内蔵丞ハ忠之と共に長政の遺骸を奉

福岡に帰りし大膳は移めし聖廟八月四日  
此を以ての遺骸を千代松山宗福禪寺に奉納す  
新号興雲院殿古心道卜大居士

忠之喪事となりて  
長政の葬禮を  
行つ

忠之監督の奉命  
下り酒井讃岐守  
の返書

實を証せしむるに當時大膳酒井讃岐守へ使し讃岐守より  
忠之の對也い返翰の存せしあり在比掲ぐ(艦井)

昨日八栗山大膳方預御使者然ハ筑前守殿(長政)去四日  
に御遠行被成矣由御力落可申上様も無御坐矣御心中  
之程奉察矣昨日 公方様被問百土井大炊頭殿為御使  
者御趾式之儀無間違實被仰付之旨 上意之趣奉被  
思召矣由奉得其意矣當將軍様(環)未所存不被成矣間雅  
樂頭(酒井)致相談御口上之通(大膳使者の)可達矣近日大  
坂へ被為成矣故早々申入矣恐々謹言

八月十九日(元和九年)  
癸亥

松平右衛門佐松

忠勝花押

酒井讃岐守

酒井讃岐守の返書  
八月十九日

前掲の文書ハ奥州盛岡なる大膳の子孫内山  
源兵衛が家に保存せしものにして寛政年中南部  
の人北條仲島之を馬にて空府村(山形)に係り  
置瑪と号すハ贈りしものにして係り

此より先き小河内蔵丞ハ忠之と共に長政の遺骸を奉り  
福岡に帰り大膳公京都より直に江戸表へ出て忠之家  
前(の)事を出願し即ち其月十六日を以て真命下りしハ  
ハを齎らし急行帰國し翌閏八月四日を以て忠之を喪主  
奉り長政の遺骸を千代松原崇福寺へ禮葬す興雲院殿  
口道ト大居士と謚す以上之札を長政の臨終大膳花書  
願末のまじり

③ 奸邪の匪行 大膳の諫諍

儲て大膳既に長政托寄の遺命を負ひ一意忠之を補翼し  
國政を正し以て其守成の業に任せても奈何せん忠之

血氣正に熾にして侍暨其傍に意を得へ比周私欲を逞く  
せんごとを欲し大膳の忠良を嫉み浸潤諂愚を容れて之  
を擯斥せんとす大膳の忠之の行状日に非に傾くを憂ひ  
辱々諫諄して其良心を呼起せしむるに忠之の旨に侍  
ること斯うらす遂に主従乖背して容易ならざる難証を  
惹き起すに至れり編者ハ大膳ハ其諫諄の艱末を説人と  
するや必ず先づ彼の倭奸者ハ如何に其事を巧み忠之の  
聰明を翳蝕せしめて其事實を述べて以て本を張りさるへり  
らす然して彼れ社稷城狐の輩ハ舉動を擬説せんにハ其  
巨魁たる倉八太夫及淺井四郎左衛門ハ事蹟より之を  
説き始むべきなり  
茲に奸臣の巨魁と呼はれ倉八太夫(直)ハ素性を尋ぬ

大膳の素性  
倉八太夫ハ  
素性

可に父を長四郎と呼ひ文禄元年壬辰征韓の役長政に従  
ひ朝鮮に航し即等水ハ長四郎ハ資性極めて敏捷なり  
朝鮮晋州城攻の際長政の軍勢兵糧に便を失ひ日没し  
てし猶ほ食せざりしハ長四郎長政の馬前に進み謂けら  
く某今朝秣野に至りしに此より南方教町を隔て小山あり  
其谷底に米を圍ひ倉あるを見たり急き之を取るべ  
しと長政乃ち長四郎を案内者とし竹森新左衛門(後石)  
をして教人の士卒を遣し米八俵を分捕して還り之を炊  
きて軍勢の飢を醫す長政長四郎ハ働きを賞し士分に取  
立て其姓名を倉八俵助と呼び給ふ(後村田兵助)  
(田吉)  
即名長四郎爾後長四郎ハ中津に在り茶臼に隨ひ石垣原  
の戦に効あり福岡に隨後して三百石の禄を食ひ奉仕す



十太夫ハ其次男にして幼名を長之介と呼び十三歳に  
て忠之の近習たり資性克く父に肖て狡猾倭辨事を用ひ  
忠之の寵遇淺くならず常に其右に在りて諂諛百出至ら  
ざるなり一長之介死あり不所業にして嘗て長政の坐  
室に忍入りて賊を為せしことあり父の勘當を受け逐電  
せし長四郎ハ之を已り家ヲ匿せしとの嫌疑にて切腹  
す依て家名断絶し長之介も坐せられて暇を遣はされし  
が忠之渠ハ辨材發明にして且つ容良の美譽かりしを愛  
し再度近習に召はれし百石を給はり十太夫と稱す寵  
遇旧に倍す忠之の出遊及び参観等に従はざるなく内外  
の事悉く十太夫により決せらる幾もなきて三百石に  
加増す寛永元年甲申忠之家督相續の禮式を述ん為め参

十太夫近習と  
なりて忠之の寵  
遇を請く

親せらる十太夫扈從して内に諸般の事を執り蓋す忠之  
の意を得る千石の加禄ありて都合千五百石となり長政  
より附せられし傳役小林内匠、岡善左衛門と列を同くし  
富田仁右衛門（従末仁右衛門ハ夫人保科氏の側役にして）  
等同味比周して阿諛諂諛を以て事とし私欲横行至らさ  
る所なく忠之の徳性を賤賤せし其二三を概記せんに箱  
崎赤幡坊の小姓竹屋磯之丞（即ち磯井四郎）を薦め忠之の  
近昵として事を巧みしこと（事ハ赤幡坊の項に具載す）忠之の  
東觀（寛永二年三月）に従ひ忠之の別荘なる羽州秋田の城主佐  
竹右京大夫の愛妾采女なる妓女を忠之ハ勸め忠之之を  
寵望ありて固く連れかへられしこと（十太夫の側役にあつ  
たりハ此等の輩島ハ忠之を諫めて差止めしに之を諫め  
ざるのみならず十太夫仁右衛門等ハ返て忠之に勧め

十太夫同味者富田  
仁右衛門を薦め共  
諂して忠之に佐竹  
の愛妾采女方を  
寵望ありし

忠望せしめたる又六十老夫が同味なる富田仁右衛門を  
 事実のありあり又六十老夫が同味なる富田仁右衛門を  
 薦め七百石の禄を加増し小姓頭に昇せしこと十老夫ハ  
 仁右衛門をして忠之の帰國に先祭せしめ能装束注文と  
 者言し京都に至り妓女七人を召抱へ忠之伏見着を迎へ  
 彼の妓女を薦めしむ忠之甚し喜び仁右衛門をして彼の  
 妓女に附添はせ跡より帰國せしめらる彼の米女ふる妓  
女ハ忠之の寵愛  
殊に厚く之を北の丸に置かる世之を北の丸の所方と稱  
す娘は深く後次第ある此忠之ハ四郎左衛門の妻を去しめ  
半老を以て娶せらる此一条より醜聲を登し其志之の  
名譽を毀傷せし事実ハ四郎左衛門の頭を具載す其間  
 去れハ大膳之を聞き仁右衛門が實兄明石四郎兵衛を呼  
 び策を授け若松表人差遣し仁右衛門が彼の妓女を召  
 連れ着船あるを待受け仁右衛門へ迫りて屠腹せしめ急  
 病にて死去せしと披露し召連れし妓女七人ハ銀子を添  
 へ運ばし

仁右衛門忠之の  
 帰國を先登し  
 京都に至り妓女  
 七人を召抱へて  
 帰國す

大膳明石四郎兵衛  
 をして若松に送り  
 仁右衛門が妓女を載  
 せし着船あるを待  
 ち仁右衛門へ語腹  
 切らせ妓女を京都  
 へ運ばし

十老夫内諷を  
 容れて刑政を  
 案す

十老夫博多商人  
 某を矯殺して  
 古画の屏風を  
 奪ふ

十老夫博多商人  
 以上西宮密爰に又十老夫の富高某に  
 古来より家に傳へし古画の屏風あり十老夫傳聞して類  
 りに乞求むると彼れ與へざるを以て深く憤り彼れが罪  
 を構造し主命を假り彼を捕へて獄に投し死刑に處し其  
 家産を没し件の古畫屏風を已れり家も奪ひ取りしこと  
 又十老夫々知行所志摩郡の百姓某盜賊の罪を犯し死  
 刑に極りしを已ら推威を以て其罪を免し不問に措きた  
 り件の百姓ハ十老夫々爰妻の死に於て内諷を用ひて刑

十老夫博多商人  
 以上西宮密爰に又十老夫の富高某に  
 古来より家に傳へし古画の屏風あり十老夫傳聞して類  
 りに乞求むると彼れ與へざるを以て深く憤り彼れが罪  
 を構造し主命を假り彼を捕へて獄に投し死刑に處し其  
 家産を没し件の古畫屏風を已れり家も奪ひ取りしこと  
 又十老夫々知行所志摩郡の百姓某盜賊の罪を犯し死  
 刑に極りしを已ら推威を以て其罪を免し不問に措きた  
 り件の百姓ハ十老夫々爰妻の死に於て内諷を用ひて刑

十太夫立身一曰  
妻を厭ひ新妻を  
娶ふの意あり  
依て忠之野村人  
の女を嫁み其命  
其命に應せず  
奇病に罹りて  
没す

政を紊り一こと又十太夫妻ハ黒田島十郎とて采地  
五百石を領し由緒ある譜代の士の女なるに以て  
立身して権職を昇るに至り糟糠の妻を去り少依の妣嬪  
を娶らんと欲す忠之を知り野村真人(祐)が女美にして艶  
なる間あるを以て側役岩崎平兵衛をして其女を十太夫  
の後妻ハ差遣すへきの旨を諭さる(真人の妻ハ後藤又兵  
兵衛出陣の後長政ハ関東を憚り離婚せらるる)真人ハ素  
意ありし共貞節なるを以て之れを惜み(真人ハ素  
より信義の士なれハ十太夫等と結婚することを肯せず  
堅く辞して其命に従はず忠之甚く之を念まふそれハあ  
らぬハ他日真人ハ忠之に侍食し遽に病を發して遂に死  
す當時頗る物議を起し大膳美作ハ毒に中らぬ男なりと  
の風評行るに至る十太夫ハ大膳其外美作真人等の宿

忠之大膳ハ妹を  
十太夫後妻へ  
嫁みせらる大膳  
其命を拒むす

老に對し未容易舉動あり一こと(以上西宮卷依て忠之ハ  
大膳ハ妹を養ひ其後妻として娶すへき旨飯田南兵衛を  
以て大膳へ諭させらる蓋し此時十太夫益す意を得へ已  
ハ利益を逞くせんと最も忌憚る所のものハ獨り大膳  
なれば大膳ハ涙ま述べし如く國家の前途を顧み辱々  
諫諍を進め十太夫等を黜んことを圖り一ことなれば知  
らざして大膳と十太夫とハ殊も互目執障の外觀を  
呈するに至り忠之を憂ひ其間を調停せんとせらるるの  
意に出しとも云ふ然れ共大膳答ふ臣ハ妹ハ臣ガ父利安  
武勇横訥の血累あれハ十太夫ガ如き奔明達才の配にハ  
不相應ならんと申し固く拒み其命に應せざりや去れば  
忠之の之を調和せらぬんとせらる手段ハ却て益其譽

大膳十太夫之象  
始を廻けて一時  
采邑に屏居す

敵の度を激せしむるに及びしこと栗山大又し十太夫益  
可意を得斯かる理由の存せしより大膳ハ思ふ仔細あり  
り一時十太夫等々氣を避けて所托の任を辞し采邑志波  
村に屏居するに至り寛永十年成康中のことあり此れ十  
太夫ハ大膳を忌み敬して之を遠ざけし奸計に由ること  
全七年庚午八月十太夫忠之の東觀に従ひ三千石加禄一  
都合五千石となり彼の磯之丞も既に元服して浅井四郎  
左衛門と稱し全しく信じて千石を加増し五千石を賜は  
り側後たり津彦表に於て十太夫又と加禄して七千石と  
なり四郎左衛門も全しく五千石となる十太夫四郎左衛  
門ハ謀りて翌年に大膳ハ富田仁右衛門ハ詰腹切らせ若  
松表より差遣へせし彼の京都の妓女七人を再度召抱へ

十太夫忠之の  
参観に從ひ侍  
路曾て大膳と差  
返させし京都の  
妓女七人を再度  
召抱へて帰城す

忠之ハ召連れて帰城せられ北の丸へ置る十太夫ハ帰  
國して特別を以て家老に列し四郎左衛門ハ側用人とな  
り甚く権あり日夜忠之の左右に在り彼の妓女と共に酒  
宴に長く内謁公行し忠之に遊蕩を勧め政事を怠らめ  
しこと奉は東田家の重寶たる合子の甲冑は外水の遺命  
を以て長政より大膳ハ父備後ハ忠勤を賞し特別を以て  
備後子預けられしこと前田栗山の系統の類は記せし  
か如く大膳ハ之を相城に家に保護せし一日忠之より  
大膳ハ向け汝ハ家に預けし彼の甲冑を返還すべしとの  
沙汰あり是れ十太夫ハ大膳ハ職権を折んと欲し忠之に  
勧めて爰に及ハせしものなるを知らる大膳謹んで之を  
奉還す大膳既に志波村へ屏居し端片の規式を述んと欲

忠之合子の兜を  
十太夫へ賜ふ大膳  
之を扱て平丸の  
寶庫へ藏せむ

一采邑より出館し大廣間に在れり寛永六年己未の十太  
夫兜一枚提来りて大膳へ向ひ今日此の御兜を拜領せ  
し旨吹聴して誇り顔なるに大膳寛永之れを視れば此  
程奉還せし合子の兜にてありしハ大膳再拜して扇を  
披け其上に捧げ抑も此の御兜ハ御當家の軍神とし補  
すべき重寶なりしを仔細ありて余々家に預り奉り居た  
りし此程謹んで奉還ししことなれば其許等の家  
に置べき品物にあらず假令主君より拜領せしめらる  
し辞退ころ致すべきに其儘に受ることハ為何不敬や  
決して其許等に手渡し多べきものにあらすとして大膳ハ  
城代頭大音安太夫及目附役を呼び侍の兜を捧げ本丸の  
庫裏に蔵せしめける去れハ十太夫ハ却て面目を失ひ甚

忠之十太夫へ  
万石の采地を賜  
らんとす大膳  
美作内蔵丞等  
之を諫止す

ハ大膳を恨み直に忠之の坐室に入りて其顛末を告げ仕  
を致して立退くべき顔色を示す忠之之を慰め諭して甚  
大膳ハ所置に不快を措かれしこと東山大膳記大  
膳屏居後ハ十太夫最早憚るものもなけれハ職権を以て  
人を威服し益す忠之の意を得て早良郡に於て万石の  
禄を賜らんとす大膳之を聞き大に驚き内蔵丞美作等と  
謀り謹んで言上すらく総して万石以上の禄を宛行ハ  
れしハ如水長政に随ひ数度の戦功を積み將軍へも謁見  
して其名幕府に貫きしものたり今や其功臣にして或は  
減禄或ハ放逐せられ其子孫岐路に困却せしものあるに  
も拘らす十太夫何の功もなく唯口弁材は主意に  
協ひしとして万石の高禄を賜ふに於てハ一家中の不

平ハ無論幕府の向きを如何せられんと抗論す依て忠之  
 は已を得ず穂波郡に於て九千石と一従前の早良郡の采  
 地を併せ内証ハ貳万石とし及び一禄を賜はる十太夫斯  
 る高禄を貪りて益す私利を募り國家の権柄を蔑にして  
 毫も顧みざりしこと全八年辛未に在り加藤肥後守忠廣  
 の家改易に係り幕府の檢使松平讚岐守の一行領内通行  
 せらる(無本城請取の上使として)依て忠之ハ山家  
 宿へ猶の使者を差出さる十太夫自から進んで正使とな  
 り副使ハ黒田市兵衛なり(新規)十太夫ハ新規の足輕(新規)  
二百人徒士百五十人都合三百五十余人の同勢  
 て整々装はせ副役市兵衛ハ僅う上下三十五人に装はせて  
 出向す檢使讚岐守我々使者の姓名を聞き亦だ筑前に於

肥後改易の檢使  
 領内通行十太夫  
 正使として山家宿  
 日攝十太夫十太夫  
 接員を拒み副使  
 黒田市兵衛一人に  
 對す

了重臣は倉八十太夫あることを羨らざる必す新参なるべ  
 し黒田市兵衛ハ其筋目のものなるへとして副使ある市  
 兵衛のみに對顔し正使十太夫を拒絶して接見せられさ  
 りし十太夫甚しき面目を失ふて還る此事忽ち國中に傳聞  
 し一時の笑柄とななりし十太夫已を誹議するものある  
 を聞き甚だ怒り主命を假用し家中ハ元より町人百姓に  
 至る迄彼の事を評するものあらハ斬捨つへいと命を儻  
 徒士のものをして福博市街を巡邏して誹評するものあ  
 り見當り次第其場に於て斬捨せしむ博多網場町にて  
 何者とも知らず二人立並びて何ヶ口すぎみせしものあ  
 り杉原平助之を見當り其場に抜ちて一人を斬り一人  
 ハ遁去りたり又だ福岡呉服町にて三人立並ひて何ヶ耳

十太夫、横唐  
 已を誹議する  
 ものあるは市中  
 に於て斬捨を  
 為す

語りて坂田嘉左衛門之を見當り一人を坂打に二人ハ適う殺されしものハ全町警女の兄弟なりしと又唐人町にて行商二人荷を擔き通行の路次何事ヲ語合せしとて濱田太郎左衛門ガ其一人を斬り其一人ハ遁去たりと其他吉田吉岐、赤米林掃部、下部ハ其嫌疑にて彼の目附役より途中にて斬殺さる十太夫ハ已を誅議せしものを忠女主命を假用し斯る横虐を行ひしこと誣言密抄出

因に云ふ幕府の檢使々國守より派遣せし正使を指し副使のみへ對面せしハ少く諸侯へ對せし禮を失ふが如くなりし此の前後の事案を考へ合されハその意趣ありて然るものなりしことを知らるべし如

何となれハ此より先き大膳老職を辞し米邑に避けしこと既に幕府の聞し所となり老中より忠之に勸告して大膳を呼返へし再職して政を正せしハ新参の十太夫等々意を得て以て政を亂らんとせしことハ既に幕府の探問せし所なるべし讚岐守ハ當時賢明の聞あり肥後改易の檢視に立てる人物なりしハ或ハ殊更に十太夫ヲ接見を拒みしハあらざりしハと思量す爰に又十太夫と立並んで主寵を得しものに明石四郎兵衛大音安太夫と云へ者あり安太夫ハ即ち十太夫ハ叔父なりしと忠之安太夫をして物頭為らしめんとせらる蓋し十太夫ヲ推薦に據りしなり為め子四郎兵衛をして足輕明石百人を新に召抱へし其召抱られしものは其氣類の



十太夫足輕言く  
を新に足槍へ長  
政の諺を破る

即等にてありし元米長政の諺に鉄砲千挺を大頭鉄砲大頭と稱  
先手の鉄砲四人預け足輕千人に限りしに當時僥武  
の際なるにも拘らず兵負を増すこと幕府の嫌疑に觸  
れやすきに十太夫等ハ之を顧みず淺墓に己の黨類を  
張らんとして爰及び果して他日幕府の譴責を招くに  
及びしこと次に十太夫が推挙に出せし淺井四郎左衛門  
が舉動に係りてハ他日大膳訴訟事件に大關係の在せし  
所なれハ此より彼々素性を尋ね其不行業の始末を摘記  
すへ以下重に四郎左衛門が行為を略記すと雖も時事  
に關せし事蹟ハ十太夫を以て附帶して之を叙録す  
護者此意を承せよ  
彼の淺井四郎左衛門が素性を尋るは糟屋郡箱崎に竹屋  
源右衛門と云へる甲斐國より来りし浪人あり其子に磯

十太夫箱崎赤  
幡坊の姓磯之丞  
を薦む

之丞と呼びし美少年あり此兒天縱の美麗ありて性も亦  
た聡明なりし幼年の頃より宮崎八幡宮の社坊赤幡坊の  
院主南月と稱せし博學明識の老僧八十有餘歳が小々姓  
たり一日廊生と名乗る旅僧来りて赤幡坊の前裁なる假  
山を覽觀して休息す干時磯之丞来りて茶を呈す旅僧磯  
之丞の容貌の羨なるを見て忽に妄想を起せしが將別  
に仔細もありし磯之丞を膝元へ率き寄せ懐刀出して  
之れを刺し已も亦自殺なせし奇怪の事を生す然れ共  
磯之丞も負傷ハ急所を先れ後療治して蘇生す院主ハ其  
場の出来事を直に寺社奉行四宮市九郎へ届出てしに其  
砌檢視として淺井新左衛門なるもの出張して其事を濟  
ます一時其風聞世間に驚々なり十太夫即ち之を忠之の

耳に入らぬ忠之彼の小姓を見んと思はる大膳之を諫止せんとするにも拘らず十太夫ハ忠之に箱崎の社参を勧め自から供して赤幡坊へ入り彼の磯之丞に預るものを謁見せしむ忠之一見して甚喜ハれ此見ハ予に預くへいと沙汰あり南月に引出物として江川の茶壺銀子百兩を取りて手つから賜り引出物の茶壺銀子ハ十太夫彼の磯之丞を伴ふれ同輿して帰城せらば頭て忠之ハ彼の磯之丞を坐室に召置る此事又ハ世々風評せる所となり長政より附置れし側用人岡善左衛門小林内匠ハお揃ひ忠之の前に出て落涙して諫めらく先日大膳より痛く御止め申上居たる彼の赤幡坊ハ小姓を御側へ召置るにと若し目附より江戸表へ言上に及ばば至りなす主君

忠之の傳因善左衛門  
小林内匠諫めて磯  
之丞を召置る

如何と御申分けあらせらるべきや臣等ハ切腹仕度而御補佐の不行届の申譯を仕るべきも主君ハ如何なさせ給ふや早く御返へし在らせられたりと諫むるにそ忠之ハ是非及はず彼の磯之丞を十太夫之屋敷に預けさせられ時々音信給ふ十太夫ハ磯之丞を再度薦め益す主君を得んことを思ひ種々策略を運せしなり院主南月をして其劬接視に來りし縁として新左衛門ハ養子となさしめ忠之に説くに新左衛門ハ子を側役に召出さるるに何の妨があるべき大膳と雖も喙を容れざるべし又ハ容る能はざるべしとのことを以てせりと忠之の感悦斜ならず直に新左衛門を呼出ありて其子磯之丞を召出し側役に出仕さへしとの沙汰あり特は百石の知行を賜

十太夫再度磯之丞  
を薦め側役なら  
しむ

磯之丞 左衛門 門  
と稱して御用人に  
通じ

り後四郎左衛門と稱し段々出世して側用人となり十太  
夫と共に忠之の聰明を愛惑して他日一大難証を来せし  
四郎左衛門、出身の顛末とするなり以上西宮密書斯より抄録す  
忠之の行為ハ果して江戸表なる長政の間者なり前  
項に述入し如き長政より忠之へ三大難題を發し懲誡  
せられし結果とハなりしなり他日此の四郎左衛門、前  
妻の事より一條の出来ことを醸し采り甚だ忠之の徳性  
を敗り國家の政道を失ひ容易からざる紛擾起して一藩  
に横ハリし時ち十太夫四郎左衛門等々私慾妄想の由  
りする所よりして編者ハ其事實を擧げ世に稱せし忠之の  
行為に對し少く其冤を雪ぐんことを欲し此より進み  
て四郎左衛門、前妻に於る彼の采女、色香に迷溺盲心

して以て其身を喪せし顛末を係り概述するあらんと欲  
するなり

因に記す磯之丞、實父竹屋源左衛門ハ磯之丞、四郎  
左衛門と稱し主寵を得るに從ひ召出され百石の禄  
を賜り故ありて深見と稱す磯之丞、從弟を養ひ嗣  
とす之を深見源兵衛と云ひ後加禄して五百石となり  
側役たり即ち忠之の逝去に際し殉死せし一人たり又  
た浅井四郎左衛門ハ養子磯之丞、召出され跡にハ  
實子なきにより竹田某、次男を養ひ嗣とし竹田と稱  
し子孫ありしと西宮密書に據る

茲に寛永四年丁卯五月の頃なりし忠之早良郡橋本村に  
出獵せらる一人の婦人を見み之を喜び別荘を其村に構

忠之壺坂の側  
室若子を橋本村  
の別荘に住む

へて側室とせらる此の婦人の素性を尋るに名を用子と  
呼び父は壺坂十左衛門と稱し京都西本願寺の雜掌たり  
し次第ありて浪々し筑前に來り暫時らく那珂郡春日  
村へ住居せしり近來此の橋本村に徙居せしもの、一女  
よて筋目も正さしく殊に京都の産にて容貌の美麗なる  
のこならず傲徳靜美の風采あり彼の采女如きの比はあ  
らず故に忠之の寵愛殊に厚うりし程なく懷妊ありて實  
に寛永五年己未五月十六日辰の刻男児を分娩ある之を  
萬槌君と呼び即ち嗣君光之とすなり(光之は中興の賢  
年四月襲封あり壽八十歳にして室永四年乙亥五月二十  
日薨去せらる江龍院殿淳山宗真大居士と諡す)  
又た婦人の若子誕生の後三の丸へ移らる之を三の丸  
の御方と稱す元來忠之の正室ハ松平甲斐守忠良の女に

して將軍秀忠の養女を以て元和八年中に入興ありし  
子なり不幸にして二十三歳にて逝去せらる(寛永五年七  
月二十九日  
逝去江戸麻布祥雲寺に葬る法名を梅溪院天秀妙貞と稱せらる)故に婦人の江戸に登  
り忠之の継室とならる(寛永十年中の事なり以上  
寛永十年中續家譜より抄出す)  
因に記す婦人の江戸に於て次男を擧らる(寛永十三年  
丙子の事なり)  
高政の嗣となり東市正之勝とす婦人の延寶五年七  
月十六日逝去法号を養巽院松巖永壽法尼と号し江戸  
天真寺に葬り遺髪を福岡藥院真宗光壽寺に納め墳墓  
あり蓋し大膳、次女全寺の坊守たり之を請ふて菩提  
を弔ひしものなり又婦人の父壺坂十左衛門ハ  
召出され新見と稱し千五百石の知行を賜はり婦人の  
弟喜太郎を以て嗣として之を新見吉郎兵衛と云ふ寛

永十五年廣東島原の役に奮戦して死す家名于命存せり(黒田續家譜より抄出す)

爰に又た曾で十太夫等が勧めによりて納られ彼の采女なる女ハ表子窈窕たる好顔を装ふと雖も内心にハ夜叉悪鬼を蓄へ蛇蝎毒からさり志れものぢれハ婦人の寵愛深くして若子さへも設けしを見て豈に嫉妬の心を起さざるべき哉彼の采女ハ幼君誕生の祝儀として小袖二重を手つゝら仕立て三の丸へ贈りしに幼君之を着せられしに何となく心地悪く病氣ヲ沈ませ給ふ依り歸ふハ彼の采女より贈りし小袖を捨てられしに其襟元より呪詛らしき籤文のあるを發見す忠之大に彼の采女ハ所為を怒り給ふと雖も積年の寵愛を以て思入血下ししかる難く思入

采女ハ嫉妬の  
敵呪詛となりて  
忠之の寵を失ふ

忠之四郎左衛門を  
去りて其妻を去り采女  
を娶らむ

れ采女を十太夫が妻へ賜はんと思はれ然れ共采女は十太夫に配することを肯せず自から死せんことを求む依りて忠之ハ再三彼の意を問はせめられしに十太夫なれハ死すと雖も嫁すことを欲せざるし四郎左衛門なれハ適くへしと云ふ采女が曾十郎左衛門と私ありしことを知らるへし然るに四郎左衛門ハお綱と呼べる妻あり二人の子近(兄を幸六弟を)設けし忠之より速に其妻を去り采女を娶るべしとの沙汰ある如何に菲薄淫輕の四郎左衛門と雖も妻の恩愛と二人の子の情實に遮られ此の主命に對してハ頗る當惑せし色ありしに采女の綱子ハ頗る節義は富める婦女なりしハ此由を聞くと落涙して謂らく良人と千秋を契らんことを思ひ既に

前妻お綱ハ志操

二人の子返し設けしに斯く主命を蒙ることハ妻の宿縁  
の然らむる所何を怨る<sup>所</sup>あらん良人の元米主君の御  
取立の御身なれハ若し主命に背き給ハ<sup>所</sup>忽ちに御身に  
禍罹り此家の亡ぶべきハ必定なれハ妻ハ此家を去るへ  
し併し二人の子供ハ心く御身の種なれハ良人の形見  
と思ひて養育奉りすへ<sup>所</sup>別宅を設け妻ハ一生を  
終り老ぬ給へ<sup>所</sup>若又<sup>所</sup>淋情あらんに八月に一二度音信  
なし給へ<sup>所</sup>と云ふに<sup>所</sup>四郎右衛門も涙を垂れ妻のお  
細り望に任せ別荘を那珂郡馬出村へ構へ<sup>所</sup>恩愛盡き  
ぬ事々に<sup>所</sup>暇を與人家僕中村嘉太夫今原惣兵衛なる二人  
を添へ其別荘に差遣しける妻のお細り<sup>所</sup>泣く二人の幼  
子を具して日比住馴れ<sup>所</sup>福岡堀端の屋敷を去り<sup>所</sup>心

四郎右衛門前事を  
馬出の別荘に  
置きて向見を  
養ひませむ

の内こ<sup>中</sup>押計られて哀れなり<sup>所</sup>煩て四郎右衛門ハ謹んで主  
命の在り所を領し<sup>所</sup>恩愛の妻児を離別し<sup>所</sup>平の丸殿と<sup>所</sup>呼  
れ<sup>所</sup>彼の采女方を迎<sup>所</sup>新婚の禮を結ぶ<sup>所</sup>及べり忠之ハ  
采女ハ婚儀に美を盡し<sup>所</sup>良辰を撰びて合色の禮を挙げ<sup>所</sup>志  
めらる<sup>所</sup>即ち後回に掲げ<sup>所</sup>大膳三十五糸の諫書の内<sup>所</sup>に國  
主の輿入に齊しく<sup>所</sup>乘輿の家采多く<sup>所</sup>随ふ<sup>所</sup>上下の差別な  
しと論せし<sup>所</sup>を見て<sup>所</sup>其儀式の盛なり<sup>所</sup>ことを推さる<sup>所</sup>へ  
し采女ハ日比戀慕なせし<sup>所</sup>四郎右衛門へ<sup>所</sup>比翼の心を通し  
あさぬ<sup>所</sup>宿の妻となり<sup>所</sup>ハ<sup>所</sup>春待<sup>所</sup>花の盛に<sup>所</sup>異ならず<sup>所</sup>假  
想<sup>所</sup>連理の夢を<sup>所</sup>結ひて<sup>所</sup>後の禍とな<sup>所</sup>り<sup>所</sup>知らざり<sup>所</sup>し<sup>所</sup>實に  
<sup>所</sup>たてき<sup>所</sup>事ならず<sup>所</sup>や<sup>所</sup>是れ寛永五年中の<sup>所</sup>事なり<sup>所</sup>  
偕て馬出村の別荘に於て<sup>所</sup>八前妻のお細り<sup>所</sup>二人の男児を

采女盛装して  
四郎右衛門へ  
嫁す

相手に抱住せし四郎左衛門初め八月に三度も消息れ  
し今咲く花の香にめで、二度が一度となり且つや前  
妻に遺ふ毎口鏡を聞くとうるさくなり今八月に一度  
の消息しせぬこと、ハちりぬ又ハ彼の采女ハ四郎左衛  
門の前妻を馬出村の別荘に賄ひ置き時々おとつろくと  
のことを聞き出さし一日四郎左衛門に向ひ妻ハ主君  
り彼の前妻ハ遂出すべしとの御沙汰あらせられしを真  
実と思ひ此家に参りし此頃聞けハ彼の女ハ馬出の別  
荘に置き良人ハ猶々心を残し毎々消息し給ふ所たのみ  
か、なき良人のころも甘妻ハ自害して此恨を晴まべ  
しなと嫉妬の鋒鏡ハ顔色も腫れ迫りぬれハ四郎左衛門  
ハ詞を和らけ我等ハ常々あき果てし女なれ彼を離別し

采女嫉妬の毒言

思ひかけなくも、と契りしことを得しハ誠に此世  
なれぬの喜なれハ何を苦にして彼の女に心を率いへま  
去なからぬき二人の男児ハ猶捨かどくい々子生長しつ  
るやと心ならず時としてハおとつれしこともなきにあ  
らざれば願ひハそ、情にて彼の二人の児を屋敷に  
呼ひ返へし養育し給ひ、再度ハ彼の女の許にハ参るま  
しと云ふ采女ハ其詞を聞きて益す嗔志の焰を熱し彼女  
ハ産み、乳児を妾に養育せよとハ何事を男児ありと聞き  
へうる、良人ハ彼れ産みし児を妾に成長せしめ即  
身の跡相續に立てらるるなるへ、然れハ彼女ハ実母な  
り、とてちやされんハ必定あり妾ハ此家に来りて男子  
を設け家を嗣志めんものぞんせし甲斐もなく良人百



山部左衛門直心  
の奉勤

年の後にハ妻ハ此世に於て人便もなしといふそのことに御身の手にかけ殺して下さるゝ又ハ自害して相果より致さば去れ共妻も来りて枕を如せし時ハ良人の外何の給ひも二世三世迄も契らんと宣ひしお詞ハよもや虚言にハあらざるへし此上は再度彼所ハ音信も給ふまゝと神佛より附ての誓詞を立てられすハ妻ハ決して堪忍せずと泣き詫言はす四郎左衛門ハ彼々色香に迷溺す心やなかりけん眺く誓詞を表して再度前妻へ音信すまゝと詫ひなりと去れハ四郎左衛門ハ其後再度先妻ハ許に消息せざるのこならす月々の用度も給せざりけり節操正しきお綱がことなるは始めハ我と我の身を恨み管涙に暮居なりし早や三ヶ年の星霜を経過す

お前妻お綱  
別荘の因縁

今は必至と月の用度にも迫りしは一日嘉太夫惣兵衛の二僕を上屋敷に遣し困窮の情状を訴へ両児の養育料を請求せしむ四郎左衛門二僕に向ひ甚だ怒り彼女ハ主君の思召もて追放すべきものなりし二人の児を憫み其方共を附け置きし我等も行々ぬ恨み不法を鳴すハ何事を雨後其方兩人も我屋敷へ出入を差止むとて散々に叱りて逐ひ出されしハ正直なる嘉太夫ハ博多堅町正定寺に入りて切腹して相果て惣兵衛ハ歸りてお綱と對し面目ふりて途半より出奔して踪跡を失ひたりお綱ハ別荘に在りて其愛事を聞き忽ち狂乱せしものなりし婢女なるお米を呼んで香花を持しせ嘉太夫亡骸を取收として参寺を促し其隙を闚ひ無状にし兄の幸

義僕嘉太夫  
正定寺に於て  
切腹す

前妻お細狂死して  
二児を利録四郎  
大佛門夫婦の  
寝所へ追ふ

六弟の清次郎を刺殺し逆豎つ髪毛に鉾巻し長刀小脇に  
挟込み悪鬼羅刹の姿と變し跳足して別荘を出て堅糟村  
を逢ふ春吉に出で一心不乱に簀子町堀端なる上屋敷を  
指して急ぎけり此際惣兵衛ハ一旦出奔せんとて紫栗  
街路に出ると何う取遣せし品物あれハ途中より引返  
了別荘に歸り此の有様を軒の下にて見つけありし餘  
律身法なる生質と見入畏怖して入ることを得ず皆崎赤  
暗坊に入りて一夜を明し後子出家してお細も菩提を弔  
ひしと又ハ曇時に正定寺へ行きし下婢のお米ハ嘉太夫  
ら死骸取納めに時刻を送り夜半の頃帰宅なせし二児  
が惨死の状を見取驚愕し必ずお細ハ狂氣して上屋  
敷へ向ふなるべきことを知り其跡を慕ひて追行きし也

前妻お細万恨を  
吞んで浅野彦五  
郎を殺さす

のなるへ堅糟村抱の溜池に身を投げて死せり其池を  
干今お米々池と其名に残りたり奈と多に下婢のお米は  
途中までお細に追及み津ま留めしなるへきお細ハ決  
心され斯の如くなれば諒むべからざるを知り投死せし  
にハあらざりし頃てお細ハ案内知りたる上屋敷の裏  
門をたき馬出の若子が急病なれハ早く門扉を披くへ  
しとおとつれ門番が門を閉くと拍くお細ハ薙刀もて  
只ハ一打子斬り休し四郎九衛門夫婦が寝所を見かけ夜叉  
の荒る如く進み入りし茲に四郎九衛門ハ屋敷に肥  
後浪人浅野彦五郎なるもの寄宿せしハ彦五郎ハ其物  
音目目を覚し太刀追取りて立向ふお細も透さず切結ふ  
と雖も哀れ婦女の軟弱なる腕を札ハ剛勇なる彦五郎に

お米々

敵する能はずして忽ちには薙刀を落され返す刀でお綱ハ  
灰の肩先より腕にかけ刀鋒深く切込れしにぞ残念や口  
惜や彼女を討滅らせしとの一語を残しお綱ハ方恨を啞  
して其場此絶命せし有様ハ如何なる其氣の彦五郎し身  
戦ひなせしとなん此れ實は寛永七年庚午十一月廿七日  
夜半の出来事ありト以上逸宮密書の原文に就き少く  
於て彼の女端の禍如何に勝毒の難註を呈せしことを  
せん、為めは其張本とす讀者それ一般の小説釋史とし  
て觀過すこと幸甚矣翌廿八日に於て四郎左衛門の妻ある彼  
の采女ハ急病を起して死没す此れは係りてハ當時種々  
の風聞行はれ采女ハお綱ハ安執の祟り取殺されたりと  
の噂ありしも必定采女ハ自己の嫉妬の然らざる所ハ  
其良心に咎められ畏怖心凝りて自から斃死せしなりト

まじ暫時其風説を概記せん采女ハ已々淫慾の致す所  
其結果遂々お綱ハ狂亂し所愛の二児追刺殺し万恨を會  
み刺へ彦五郎ハ身ヲ掛りて妾侍の最後を遂すしことを  
眼前に見ながら懺悔して彼の怨靈を吊ふことハ扱置ま  
其翌廿八日の夜にハ四郎左衛門と共に其子彦五郎ハ手  
柄を賞し深更に及迄酒宴を催ふし口を極めて前妻お綱  
ハ嫉妬の深きを罵り笑ひ四郎左衛門と枕を並へて并卧  
せしに不思議や一陣の妖風颯と起りお綱ハ亡靈惡鬼と  
なりて屏風の中に入りしと見えし采女ハ呼々と一聲  
叫きて舌三寸食ひ出して死し居たり四郎左衛門も其妖  
氣に斃されしハ一時心性を失ふ怖も死人の如くなりし  
と去れハ十左夫等ハ斯る怪異の出来事を聞き一度ハ驚

采女怨靈に斃せ  
られ悦天可

四郎左衛門直心  
頼朝

お綱遺骸集  
示粉碎せらる

取扱ひ極事  
十二人奇病に斃

き一度、怒り、甘らん忠之の前へ、如何に取成せしむ  
十大夫等先、前妻お綱、狂乱して其子を殺し、四郎左衛  
門屋敷へ忍入し、彦五郎、為めに殺されしこと且つ米  
女ハ急病子推り死せしことを言上す、忠之を聞き、大  
に彼前妻、挙動を怒り、又米女が死せしことを悲まれ  
たるなるべし、それ、あらぬ、十大夫ハ主命ありと、言  
し、お綱、遺骸を博多兼天寺へ埋座せしを掘出し、竹串に  
貫き、捨札を添へ、石堂橋の畔に曝し、博多柳町濱へ引出し  
其遺骸を粉碎し、む不思議、や其遺骸を取扱ひ、穢多指  
か人ハ悉く即日奇病を發し、憤死す（此穢多指十二人の死骸  
を穢多指松原に埋む、今  
なりと云ふ）又た之れに關係せし役人の内、ほと狂病を發  
し、死せしもの數、らさりと（西宮密書  
より抄出）

紀伊遠江として  
寶劍を四郎左衛門  
の病に飾らる

四郎左衛門直心  
病没す

四郎左衛門既に前妻、妖氣を厭せられ、自己の畏怖心に  
侵されし、即日より發熱して奇病に罹り、必至と病勢に  
在り、毎夜魔夢に驚き、飲食も進まず、瘦せ衰へて命脈も  
既に絶なんとするに至りし、ハ忠之聞知、甚だ之を  
憫まれ、惡靈退治として、剛雪の士を撰び、井手兼之助、木屋  
且兵衛、杉原平次等の廿餘人を、四郎左衛門の寢室に交  
番して晝夜詰切申付らる、又ハ惡靈ハ名劍を恐る、もの  
なりとして、日光一文字の刀、岡本正宗の短刀、碓切城井切の  
名劍、及權藤の長刀（此は黒田家  
重寶器の名）及び忠之の曾て江戸表に  
於て式千兩の價を以て購入せられ、最も秘藏せらる、  
岩屋正宗の寶刀を添へて、其枕元へ飾らせられしと雖  
も、其甲斐なくして、四郎左衛門ハ遂に病死す、安國寺に葬



彦五郎罪障を  
畏怖しておぼ  
お綱とて霊を  
供養す

りうあらんと其れ畏怖せし餘りお綱と亡霊も併せて吊  
らりんと思ひならんも忠之の前を憚り安国寺にて回  
向する事にも由り幸と縁故を有せし福田天神所なる  
浄土宗萬電山壽福寺の住僧空譽なるものありしにそ  
彦五郎、叔父なりとの  
説ありし由空譽書に載す彦五郎ハ竊に白銀式拾枚を  
布施し壽福寺に詣り、彼のお綱と亡霊の菩提を吊はん  
ことを依頼せしと住僧空譽ハ怨霊の回向をなすハ念佛  
往生の本願なればとて直に承諾して其十漆木ハ長性寺  
大円寺盛福寺行願寺一行寺円覚寺六ヶ寺の僧侶を招き  
追吊の法會を行はせしめたり又彦五郎ハ嘗て忠之  
より四郎丸所門ハ病氣に係り悪霊鎮めとして重代の宝  
剣を卧室に飾りしめられし重罪の内彼の最も秘蔵せら

壽福寺の住僧  
空譽の保果

れし岩屋正宗の一刀を穴切に他方振替返上し其寶刀ハ  
壽福寺の僧空譽に附して忠之の呪詛を為せしとの嫌疑  
を蒙りたりと此事ハ恐く彦五郎ク一時出世せしを疑  
し十太夫其罪を檢索し主命なりと名言し彦五郎ハ領地を  
召上げ浅井の姓を就き召捕りて福岡橋口町の獄に投せ  
るむ又ハ壽福寺の僧空譽も彦五郎ハ依頼を受けて悪女  
亡霊を吊びしものとす彦五郎ハ盗みし岩屋正宗の  
寶器を以て敢て固守を呪詛せしハ彦五郎と共に大逆謀  
反の罪に問われ哀れ箱崎松原に於て慘刑に處せられた  
り此れ兼以寛永九年壬申七月の事なりと彦五郎ハ遺骸  
ハ箱崎松原へ引捨ありしに其怨霊ならん妖氣に觸れ人  
人多く死す時之を彦五郎風と呼び彼ハ刑場に近寄る

彦五郎及空譽  
慘刑に處せらる

傳子堅正寺  
淨野彦五郎  
墳墓

福岡浄念寺  
供養會の起

福岡浄念寺  
清識観音の起

ものもなかり一程経て供養を行ひ菩提を吊ひて怨霊  
を消散せしむられありぬ博多堅正寺に其墳墓  
あり于今香絶下りし(彦四郎の戒名を義翁宗忠居士と  
せり斯の通水の戒名の西室を畏れ  
後に追弔りて其怨魂を  
慰めしむる)  
又空譽が遺骸も福岡洲奇濱に引捨ありしを福岡浄念  
寺住職が全宗たるを以て病に其寺に葬り毎年七月六日  
を以て供養會を営み于今繼續せり  
又大田郎左衛門の屋敷の今の箕子町堀端の角屋敷にて  
其忌よりき地なるを以て水く瘞地となりし後延宝年  
中子於て肥後國より清識と云へる行脚僧来り住み観音  
堂一字を建立して怨霊を吊んことを乞ふ光之為めに其  
地及造営料をも多少寄附せらる即ち今の長宮院是なり

依て俗に之を清識の観音と称す

又大馬出村なる彼のお綱の居住せし別荘にお綱の兩児  
を殺せし忌々敷き地なれは瘞地として近附くものな  
うりに寶永年中晡川菴が墓も其地も存せり(正徳三年  
三月晡川菴主  
之墓とあり)其後荆棘生茂り蒙々たる藪蔭なりしも明  
治二十六年十月に於て小菴庵市陸無物庵棟邨等の徘徊  
師晡川菴の二百圓の遠忌を吊ひ藪蔭を伐垣き妖怪の  
瘴氣を攘らひ一淨地を開墾し芭蕉塚を新築し左の俳句  
を彫刻しある

馬出村芭蕉塚の  
起原

旅子病て夢は枯野をかけめぐる

却説も大膳は忠之に長すること十一ヶ年なれは忠之の  
生立ち常子左右に在りて傳保の任を盡せしことハ蓋



長政の志を以て大膳の忠之を嗣君として奉せしは未  
だ托子の遺命を負ひざり以前に在りしことは當時の  
事實に徴して証せらる況んや其遺命を以て托子の重任  
を負ひしに於てや長政夫妻に於ても前子記せし如  
く忠之の性質慷慨なりしを以て國家の前途を慮られ  
し意なきにあらざりし如くせりしも大膳ハ人倫の大  
道を正しくして忠之を嗣君に仰きて其憂を分ち忠之の性  
質を矯正して以て國家に長たら志むるに足ら志むべき  
托子の任を負ひし已に責任を盡して盡すべきものなり  
と一其一身を顧みざりし所たり然れ共奈何せん俚武倫  
安の弊として社鼠城狐の輩比周して君側にも其意を得  
前子聯記せし如き私慾匪行を逞くし

一二を蒐輯せしものなれば彼等が忠之の聰明を擁塞し  
陰謀ハ別に多かりし諍を知らずし國政修らす時事の日に非に傾くを鬼大膳ハ慨歎し  
或ハ忠之の顔を犯して諫諭或は諫書を呈して諫諭  
其意を忤り其疏せらるるも厭はず一意托子の責任を盡  
しなり爰に大膳の諫書として世に傳はりしもの二策  
を掲げ以て大膳の如何に其心慮を焦せし其一斑を証す  
べきなり

乍恐申上候條々

- 一 御鼓之事 かりそめりし故さしあふ何と云は
- 一 さびし口の間に被成出内ものも月見仕ま  
まは縁をまきりし口のみまきりしめつめて  
居申しものとも折々酒をいそぎて心つ

元和三年三月の  
大膳諫書

けさせらるる事第一 第一 けさせらるる事第一 けさせらるる事第一 けさせらるる事第一

一弓兵法御馬など心自身体斗め一更いひも折へハ  
小姓衆など事も被仰附品受ぬ夫をいふくさる事  
され下存存事

附り志をいふちちとわわさるる日被仰付事受  
下存存事

一は客人の伊挨拶つちも志つゆりと事いつまて  
はあきふ事出ぬりを事下存存事

一長政様さつ一見舞可存存事

一九兵へ取へは存人ころ日なされおあめ一入る  
事下存存事折々人をつうこれ又とさく

くささつなのやうなるものも世又も折々志つほ  
りとあふるまひなされおほく免し入る格となさ  
れぬむもなぬかち格もあつへと今度のやうなる出  
入の時もうちとけぬだんくもなされぬなぬも下存  
存事これいせんもさつ一申上事

一四郎五郎殿幕臣 阿部 五郎 右同前 右同前事

一あり一の事いほとあめいこくこととさつ一いさな  
され可存存事

一さふらいたたきまなされ事な事用事存存事  
政様なされてもこれいふ事して事な事いあま  
りいほらな事いことかきなりと一さつせせひ  
といちこれとさつ一さつ一く事





此外孟子も方四十里為阱於國中と申祭干而食  
人と申儀有之矣事

一罪疑惟輕功疑惟重

如斯さへ有之候ニ毛利左近手前なとも不被逐御穿

鑿知行被召上候事

因に記す毛利左近々父母里太兵衛友信（後に得馬）ハ大  
膳父利安と共に創業の元勳として實に壹万四千石を七  
領一嘉麻郡大隈の端城を預りしう左近家を嗣き家老  
となり當て忠之の參觀に従ひ忠之の行状に係り大に  
諫め其旨に悖りしことあり又ハ太夫ハ左近と權を  
争ひ其隙を闕ひ左近を構謀なせしと干時左近の家来  
ハ人爭故ありて江戸屋敷を逐電せしことあり左近々

深慮なりとて國元へ差返され謹慎して其命を待ちし  
後忠之歸國箱崎宿着の上左近々罪を問ひ元勳の家  
筋なるも拘らす領地（領）上げ追放せらる又ハ其弟多  
次兵衛千八百石の知行を取上げ七百石に減祿せらる  
寛永三年中の事なりし之を云ふなり  
一喜則（喜）濫賞無功怒則濫殺無罪愛而不知其惡憎而遂亡  
其善

如斯ハ闇君のまさと申候事

大學に愛而知其惡憎而知其善

如斯ハ明君のまさと申候事

然る処ハ被掛御目被召仕候者し又程なく蒙御勅氣  
一國定り不申體ハ相見へ申候事

呂氏春秋  
一令苛則不聽禁多則不行

此度御鷹場の御法度俄に稠敷罷成他國之者迄往還  
不仕矣而追附天下ニ風聞可仕哉笑止千万ニ奉存矣  
事

附リ過不如不及と申ニ御標目過矣而四民とも  
屈伏仕矣踏天踏地なく申もかやうの儀と相聞  
へ申矣

孟子  
一巡狩春省耕而補不足秋省斂而助不給夏諺曰吾王不  
遊何以休吾王不豫何以助

然則御郡廻りごと被成矣時ハ家老中者とも被召連  
矣而所々之様子をも被聞召夫々御思慮なされ御  
仕置を被仰付矣而こそ可為本儀矣処ニを様子もな  
又子字の御  
御之

論語  
一非其鬼而祭之諂也見義不為無勇也  
其其上御坐被成矣所も寸の間子相替り申事世上の  
詐り國家之凋弊民の騷動不及是非事

然處に十七日ハ天下之御精進殊更  
忠之様ハ御一門と申其上此項 大御臺様前將軍秀  
頼氏御他畏ニ付而京都より直に江戸にさへ可被成  
御坐と被仰上矣程之御事ニ御坐矣間取分此度ハ常  
々よりも清淨に可被遊の處御精進ハさて置御鷹野  
被遊矣儀不可然奉存矣第一 大御臺様へハ  
忠之様御為るハ御母公様分ニ御坐矣事忠之の正  
室松平氏  
ハ前將軍秀忠の養  
女御入興せらる

附リ人より大御臺様之御帛を御國まで御執行

被成御下着より追附御吊中ハ殺生禁断と被仰  
觸御衆有之由申矣事

一君子務本本立道生孝弟也者為仁之本與。

然則廿日ハ如水様御銘日ニ矣。久敷御歸城之事ニ矣  
糸如水様道下様長政の法号御廟へも御詣被為成矣而こ  
そ可然処ニ左様之御事ハ御沙汰も無之結句御鷹野

被成御坐矣事

一慎終追遠民德歸厚矣。

然則惣別本儀ニ矣。御歸城之日直に道下様御廟  
へ御參詣可被為成儀ニ矣。廿日ハ翌日歎遅く  
し廿日ハ旁以御參被成矣半而ハ不可叶事ハ御坐  
矣既ニ以當將軍様毎月十七日紅葉山へ御參詣の儀

能御兼知之前ニ矣事

一奈如在祭神如神在。

然則當月四日道下様御廟ニ御參詣も早天に被成御  
參詣於崇福寺御齋をも被召上茅一ハ久敷矣而御  
歸城と申其上御廟立矣而初而御參詣被成事ニ矣間  
旁以其御禮儀も可有之矣處ハいづも緩々と御參  
詣常敷之御焼香之御為躰不可然奉存矣事

一主與臣同者昌。主與臣不同則亡。

然處ニ只今の躰を見申矣。御家頼の者とも悉皆一  
日暮の覚悟と相見へ申矣。是も御國長久難斗奉  
存矣事

一天地不為一物枉其時。明主不為一人枉其法。



然處は申樂共之迎船ハ不移時刻御上せ被成江戸并豊  
後御横目衆杯への御使者ハ延引仕矣惣別速なるを  
速ニ仕寛き事ハゆるく仕へきに表裏ハ被成矣てハ  
不可然奉存候事

一其身正則不令行其身不正雖令不行

然則只今の御行跡みてハ御法度も未あり申すく  
亥第一公義を大切ハ被思召上りてハ内外共ニ奉存  
間敷矣御改め不被成矣ハ終ハ亡國之基と奉存  
矣事(大膳の精神全)

一君子不食言

然處は江戸へ御吊の御使者始ハ大膳を可被遣と郡  
正太夫を以いりもも儘に被仰下一日之内に相違仕

矣やうの御使者ハ蕪而御吟味を以可被相完儀と奉  
存矣事

一號令如行出而不返者也

然處は江戸への御使者ハ初森正右衛門を可被遣と  
郡正太夫を以被仰下用意半之処ハ其後月瀬石馬元と  
被仰下右馬允俄ハ行當り申筋ニ矣処又森正右衛門  
と被仰出又坪田正右衛門へ罷成矣ケ様に定り不申  
而ハ御家人安堵可仕裁之事

一無遠慮必有近憂

然時ハ只今之御覚悟ニ而ハ御身上あやうく奉存候  
若自然の時ハ必定御後悔眼前之儀ハ矣ケ様ハ所内  
之者御為を不存貯もハ何を以公義への御忠節

可被遊式禍ハ蕭牆の内より出ると申傳々事  
一忠言逆耳利於行良藥苦口利於病。

然時ハ當時不入御意儀必然之至子御坐矣得共偏に  
御為奉存支而之儀子支系能々御吟味被遊々様奉  
存矣

右之條々ハ多分此項之儀子御坐矣去年以來御在江戸  
共ニ當年御在京中之御行儀其外世上之取沙汰不可然  
之通慥子及兼矣御禮日なとも辱く御登城或ハ路次子  
り被成御歸矣儀又ハ時分あしく申樂之所へ御振廻杯  
子被成御坐矣儀世上之取沙汰数多難有之餘り事長く  
罷成矣間先致省略矣論詰も君子過如日月之食過人  
皆見之。更人皆仰之と申君子過勿憚改なとく申儀も御

坐矣糸幾度も被成御改矣儀肝要ニ奉存矣事

右之條々之内十二八九ハ内蔵丞御傍に罷出矣而之儀

ニ矣道下様御最後迄も忠之様へ乍憚御異見申上矣様

子と御直子内蔵丞大膳子ハ被仰聞矣間大膳儀ハ度々

不顧憚申上矣其上江戸子てし書附を以申上御判被遊

矣而被下之矣を于今教多頂戴仕矣得共（前項に掲げし

三  
廿七日附の諫書も其内にして本諫書と共に奥州南部  
大膳子孫内山源兵衛の家にて保存せしものを南部  
北條仲馬子人馬取りて定府今子ハ御務被成矣様子  
村山亦賜へ贈りしものなり

も不奉見及矣第一道ト様し内蔵丞子ハ入御意ハ被仰

聞矣子細其身能々可申上矣然處無幾度御遺言を忘却

仕我身斗りを大事に存忠之様御事ハ世上より誹り申

儀末々ハ御國の破れもし可罷成所を不存當矣我又

存當矣而も當時御意に入矣を專に仕諫言をも不申上  
矣哉々様の臣可為忠信矣哉前代未聞無是非次第奉  
存矣帝範もも君擇臣而授官量已受職。かきし儀も  
有之事も御坐矣能々御思惟御肝要奉存矣此等の次  
第申立矣ハハ執権をも論申様理非くらまものハ存議  
も可有之矣得共不申立矣ハハ亡國の基と罷成矣御家  
さへ長久矣ハハ一身の安樂只今の上無之儀ハハ毛頭  
私曲之心中不有之もの也

伯  
左傳も孝經も諫諍而死臣家之度也所謂上士者奉  
命中士退身出奔他國下士者過出頭所知又寶鑑忠臣不  
拘死拘死不忠又帝釋主暴不諫非忠臣也畏死不言非勇  
士也見過則諫不用則死忠臣之至也又莊子孝子不諫其  
而

親忠臣不諫其君。又家無諫子則其家必亡。國無諫臣則  
其國必亡。々様の儀兼傳矣ハハ付開口阿諛不申上ハハ臣下  
たる者於戰場君を捨てて逃げ命をつぎ申はると同  
前と偏奉存矣又者先年被仰付矣起證文之表違背仕  
矣而ハ天罰如何旁以不顧憚如斯御坐矣毛頭私曲之意  
旨無之儀ハハ慥に御披露所仰矣已上

寛永三年十二月十二日  
栗山 大膳  
黒田 義作

井上道伯老  
栗山ト菴老

右披見申矣處一々尤至極ニ存矣我等杯内々如此存矣  
然共兩人儀隱居之為体マて差出矣様ハ各を初可被存

矣得共弥御家長久矣得がりと朝夕念願ニ候第一於江  
戸 大御所様(秀忠)を御直ニ被仰聞矣ハ 忠之様御若  
年ニ矣間萬事無用捨御異見申矣様と重疊被為仰  
聞矣其上大炊頭殿(上井利)御宿所へ兩人被召寄御説之  
趣忘却不仕矣様と被仰念再三被仰聞矣糸彼是慥ニ  
可有御披露若御同心於無之ハ弥亡國之基と奉存矣万  
々可然様御披露所仰矣已上

同年同月

井上周防入道道伯  
栗山備後入道上卷

小林内匠殿

衣笠卜齋殿

因に云ふ大膳諫書ハ前子掲々けり二策の外酒厚於て

三十五條の諫書なりものあり此諫書ハ他日大膳ハ江  
戸表に於て訴訟對爰の席子持出して証憑となせしむ  
のにもて大膳策を定め断然為すことあらんとするに  
及び同志梶原十郎兵衛を以て忠之へ呈出せしめしむ  
のなりしと云ふ依て其諫書ハ大膳臨機處措の項に具  
載す讀者併せ考へて奸臣等が忠之の聰明を榮惑せし  
こと如何矣好悪なりしこと又ハ大膳が主を懐ふの深  
き如何に悲惨かりしことを想像せらるべし  
彼の十太夫四郎大衛門が如き奸邪の小人一旦其意を得  
て即郵の榮耀を極むと雖も天道何え其罪を容れんや四  
郎大衛門は前妻を怨靈に祟られて喪心死し十太夫も  
他日賢宰の明断によりて知行召放ち國退せられ高野山

十太夫、未踏

に入り剃髮僧となり心及び稱す然れ共忠之其情に忍  
み可<sup>切</sup>給<sup>中</sup>も以<sup>年</sup>扶持を贈與せられ僅に一身を完  
せし其後寛永十四年丁丑の島原陣。正保四年丁亥  
の南蠻の黒船カレカンを呼ぶの當<sup>時</sup>長崎に於<sup>て</sup>渡来の  
際十太夫八福岡表非常警戒の事を聞き切に高野山より  
歸り来りて何り為すことあらんとせし一藩の士衆ハ  
彼を疾<sup>恨</sup>むること蛇蝎苦ならず言語さへも交へざるの  
にならずは<sup>面</sup>に唾せんとするに至りし去れハ十太  
夫ハ今ハ福岡表へ其身を措くこと能はず寧ろ立去り  
しと忠之逝去後享和三年甲午二月十三日ハ彼の扶持銀も  
失ひ所々流浪して殆んど乞食同様に其身を棄<sup>て</sup>京都邊  
にて其身を終りしと云ふ（函宮密書）以上之を奸臣の運

行木膳の諫諍の顛末とするなり

（五）主従の乖悖 大膳の屏居  
備々大膳ハ始<sup>り</sup>忠之を推して嗣君と仰ぎ長政夫妻の  
國家の前途を慮<sup>ら</sup>れ未<sup>だ</sup>之を確定せられざる如く  
ありし忠之の性質を矯<sup>正</sup>して為君に堪へさせむる  
は宜しく臣下<sup>り</sup>力むべきの任なりとて其心を慰め又  
長政の臨終に於<sup>て</sup>托<sup>す</sup>の重任を負<sup>か</sup>しことなれハ既  
に前項に揭<sup>げ</sup>け<sup>り</sup>如く二策の諫書を呈<sup>出</sup>して忠之の改<sup>め</sup>  
せんことを使<sup>せ</sup>し<sup>も</sup>倭那の小人其傍に在<sup>り</sup>る煽<sup>動</sup>  
も諂<sup>諂</sup>諛<sup>諛</sup>大膳<sup>を</sup>主<sup>を</sup>懐<sup>ひ</sup>國を憂<sup>ふ</sup>の諫諍ハ醜<sup>て</sup>主従乖  
悖を醸<sup>す</sup>の反對の結果を呈<sup>す</sup>るに及<sup>へ</sup>り一日忠之は黒  
田美作をして大膳に諭<sup>さ</sup>る<sup>所</sup>あり曰く大膳ハ格別<sup>の</sup>

夏へん  
竟

後天

功勞より家老の上席として予も客待せり所より表向  
出坐の節ハ長興高政に亘きて高坐を許し且つ父利安に  
替らす上坐郡を右良なる要衝の地を領し以て南方の押  
へをなす身なれハ久敷福岡表に居りて無そや退屈なる  
へけれハ爾来常務を免す宜し米色に復りて半遊獵先  
下もどし承の苦勞を慰め閑々に其氣を養ふへ一若し  
又ハ國家の大事あるときハ召して謀る所あるへ一と所  
謂國家の臣ハ召すへくらすとの優待を加へ大膳をして  
福岡を去らしめらる此れ十丈寺ハ大膳居りてハ巴の  
利慾を逞しする能ハさるを以て敬し之を遠ざけり  
屈竟の奸智に出したり大膳も亦ハ思ふ仔細の存せり  
ハ暫時彼等が氣敵を避け機子扱し運に應じて處する所

大膳職を解きて  
米色江波村へ解居す

あるへ一と思ひしむらん後事を美作内蔵丞等の宿老に  
嘱し快々として福岡表を立去り米色上坐郡志波村へ屏  
居し志を養ふて以て氣運を養つ所となれり是れ實に寛  
永五年戊辰中の事なりあり木膳既に屏居せらる相續  
きて十丈夫ハ側用入り家老職を撰し君側にありて國  
政の推擲を執り專横をさるなく内謁行かれり  
國政日に非に傾けとし之を憂ひ之を諫むるものとしてハ

なりしなり(編者前後の事情あり考ふるは美作ハ大膳  
の夫ありて智謀あり前掲り江戶表に在  
諫書にも木膳ハ署名を寄せ在らざりし如く獨り在  
りて夫人保科氏子侍一國に在らざりし如く獨り在  
る内蔵丞ハ宿老を以て居りて一重に國の全教用度  
を司りて事ハ大膳等ハ等々動に格別忠告を容れ度  
の安を偷みし如くなり其ハ物推し諫を量るへ去  
れハ大膳も前の諫言に於て内蔵丞ハ忠告の遺言を忘却  
し其身斗り大事とせりとして内蔵丞ハ忠告の遺言を忘却

△同

に捕しこと係り不足を蓄きたるなり又内蔵殿に  
る書に大膳の途に内蔵丞を遣はして禮せしむることを以て  
大膳が傲の状を駁せしむるに大膳は内蔵丞の家来の筆  
成りしものなれど難を未萌に防ぎしを知らず大膳は  
身を以て國家の危難を未萌に防ぎしを知らず大膳は  
氣象を以て遣はして大膳の内蔵丞を遣はして然れ此  
等のことハ忽ち幕府の聞く所となりて翌六年己巳の春  
老中より大膳が補佐の任を去り采色に引退せしむるは此  
忠之家督の際大膳ハ内蔵丞と共に登賞し特別を以て將  
軍に謁見し誓詞を呈せしに對して相濟まず不忠に似た  
りとの詰問ありしに(編者又ハ業障に此際美作國の終江  
未を聞き大日憂ふ所あり失中の内蔵丞知音の方々の  
其結ぶ業を固りしにありさりと大膳再職の幕命下  
りしハ改して偶然の事にありさりと大膳再職の幕命下  
る事ハ思ふ讀者の参考ト供す)忠之ハ之を聞き幕府  
の申を憚りし事ありしハ大膳ハ優旨を下し福岡に

忠之家督の際大膳を  
呼返し再度政務に與らむ

呼返し再度政務に従ふとめらる(大膳)大膳力めて  
之を後以て城下に還りて舊職を復り忠之を諫め國政を正  
すに汲々せしむる大膳が全味比周して再度大膳を遠  
んことを謀りつゝあり隨つて主従の際をして一層乖僻  
せしむる及び大膳も亦ハ愧々として樂まず病と稱し  
て出館せざる事ありし其年八月に在りて忠之  
參觀せらるる大膳が此時式千石加禄あり五千石とな  
り又ハ彼の西郎左衛門も側用人となりて全く供し新  
に千石を賜はり其他十老夫等ハ一味の者ハ渾て加禄し  
て供する所となりし政道益す非を疊しハ家老用人  
を揃めて諫言を容れしに素より十老夫等ハ主聰を擁蔽  
して茲も及びしことなれハ忠之ハ實に之を聴うれさる

十老夫再度大膳を  
遠んことを圖る



のとなりす甚く氣色を損せられ為めに閉門を命せられ  
 しの十一人の多きに及へり其十一人の姓名ハ今之を  
 知るに由なきも大膳及黒田監物等其内にてありしな  
 らん然れ共五日を過きて赦免あり忠之ハ十太夫一味  
 を従ひ福岡登駕せらる江戸表子於て十太夫又ハ式千石  
 加増一都合七千石となり家老に列し浅井四郎大衛門千  
 石加増して式千石となり側用人の首班に進む在江戸中  
 忠之の行状ハ随て益々非行の多かりし事を知る者  
 七年庚午三月忠之帰國あり其帰路に於て十太夫等ハ累  
 時大膳ハ富田仁右衛門ハ誥腹切らせ若松より差返へせ  
 し京師の妓女七人を再度召抱へて帰し忠之ハ之を三の  
 丸子置うれ晝夜十太夫等ハ其た右子侍して酒宴耽り

忠之の孝親十太夫  
 等保して益々横  
 宗國政を紊乱す

國政を亂し醜聲を聞ゆ所となり大膳ハ全志を盡久  
 右衛門ハ詞を盡して極諫す為めに大に苦渋悖る所あり  
 此れをあらぬ久右衛門ハ曾て騎して堅糟村なる別  
 荘に行きしことあり路にて側役某に逢ひ下馬せざりし  
 との咎を以て三十日の閉門知行三千石の内千五百石を  
 召上げらる久右衛門ハ其際道路狭くして避るに由なく  
 君側を乗おせしにあらざるの事實を陳せしに主命違  
 背との事更にて更に五十日の閉門を命せらる此の事ハ  
 大膳等全志を離断せられしことを前項に  
 掲げし十太夫ハ立身して萬石の禄を給ふんとせしめ  
 大膳等ハ之を諫止めし此時ありし事ハ  
 十太夫等ハ挙動ハ世上に顯れ之を誹議するもの多し

大膳等所門極諫  
 して減禄せらる

らさきりしハ十を夫ハ忠之ハ告けし見新は目附数  
十人を撰び國政を誹議するものを捕縛して獄に投じ死  
刑に處せられしもの數十人の多きに及べり事情斯の如  
なりし僞武の弊として敢て諫諍するものもなく耳聾  
して一時の安を偷めしかば大膳之を愛ふる事  
雖も奈何せん城狐を誅戮せんともこれハ堂宇を燒くの恐  
ありしを史等を芟除せんと欲せん事之忠之の身に違ハ  
んとするを憚りしなるへ木膳ハ抱嵩として樂ます  
半ハ福岡に居り半ハ米色に帰し時機を見て断然策略を  
施し以て國家の危殆を未萌に救済せんとするの意を茲  
に交せしもの如くなりし翌八年辛未八月忠之ハ十を  
夫を從心参觀せらるる翌九年辛申三月暇を告げ帰城あり

十を夫ハ奸智廢立の  
事を経て大膳を  
てさんことを圖る

此より先き十を夫等ハ再度大膳を擯斥するを以奸智  
を運し居たり忠之の江戸に在るや十を夫が同味なる國  
元目附より大膳の身の上に係り秘密の告訴をなせりと  
蓋し其事はるや大膳ハ病と稱し時々米色に引籠り何  
謀る所あり氣なる動靜なりしは是れ主君に對し怨  
を抱きしこと知らず忠之の行状にてハ到底國を有つこと  
能はずこれ依り押籠め奉り秋月藩主なる長興を木家  
ハ復せしむる易からざる際を謀るとの悪言にてあり  
しと云ふ是れ十を夫ハ大膳を亡さんとある死屈竟なる  
秘策にして十を夫ハ味をして斯る告諭を為さしめ又  
其側に在り羅織して之を証す去れハ忠之此の報を聞  
りれ烈火の如く怒られ予近き肉に帰國して親ら其詮

大膳十左天り  
奸策を聞きて  
警戒す

議を遂くハト果して實を得なハ直に彼を取潰すべしと  
親しき人々も其由相談ありしと聞ふ其風聞は江戸に  
於て大膳十味（同）の某よりも宛に内通して大膳に其注意を  
與へしものありしと（編者云ふ黒田美作ハ始終江戸表に在  
りしと思量す）大膳も之を聞きて甚ふ之を警戒しつゝ  
あり且つ忠之の帰城近にあれば思ふ仔細ありしは  
米色より米色より福岡より出て病と稱して引籠り彼の  
断然の處措を以て其急便を告げしむる及べり（栗山大  
膳記）  
諸君忠之は豫期の如く参観の暇を告げ江戸屋敷に八黒  
田美作を残して留守せしめ十左を夫供し四月半（何日なり  
書母久末知）帰城あり従米の例により井上道伯小河内蔵

忠之の帰城大膳  
疾を稱して出迎  
せり召さるるに  
應せず米色に  
引籠り警戒す

丞黒田監物井上内記（道伯の三男）を初め一家中の諸士残らず  
箱崎松原へ出迎ひせしに獨り大膳のみ出向せさり忠  
之ハ道伯内蔵丞等並ひ居し前に於て馬より下り道伯  
に向つれ大膳ハ何とて来らさりしと問はる道伯答らへて  
大膳ハ近來病氣多しお臥せ居り罷出せし若し御尋  
あらせられなハ某より病氣の旨披露申上呉れ矣と今  
朝使を以て申越してまらへと言上す忠之帰城ありて殊  
に側役山下平兵衛を以て大膳ハ病を問はれ養生怠りな  
くしつゝ快氣次第直に出館せし對顔して事々申聞  
すべしと使者の口上はてあり此れ十太夫等が兼内  
一舉に亡さんとす（膏藥の想もありしも争ひ智謀深  
の計也）





来りて斯くと十左夫に報す十左夫甚く大膳を安状を憤  
り翌朝出館して事の顛末を忠之に具申す大膳ハ上屋敷  
に着し早速は使者を以て出府の旨を届け其他家老中へ  
し其由を報し速に病氣を預り専ら療養中の事なれ  
ハ全快次第出館し拜謁可仕との旨を届く徳之之れを  
聞かれ甚く怒られし時侍醫鷹取頼松庵を命じ大膳  
の屋敷に就き其病を尋ねさせらる頼松庵は速に報して  
申す大膳病氣と雖もた迄のこととなり脈も強にして面  
色も別子替るとなり依て忠之ハ側役を遣はし  
れ明日出館可致旨申す大膳をりし病氣多し何  
分歩行は憚む少くしては平癒せなむ押さし出館仕へ  
しと云ひ一日を送り二日を送る忠之ハ重ねて側役を

用部  
失心

遣はされ急に面談可致ことあり病氣ならハ長髪を  
らず又も歩行相成がくハ玄閑道乗物を許す何是非  
共出館すべしとのことなり大膳又も長髪を  
免のことハ難有専存と雖も即玄閑道乗物許しとのこ  
とハ勿体なく長政公御遠堂の御城のことと知れし主君  
の御許に在りし何事なれ追御待前被成との旨なり忠  
之ハ大膳ハ強情に頼附せられ大膳ハ屋敷ハ何事  
替りしことハなきやと問り使者答り何し事替りし  
ことハ見當らざりし何より家来共集りて武器を取亂  
かす専ら軍事を整へし如くなりしと言上す忠之  
赫然と怒られ已れ大膳虚病を搦へ主君向ひて敵討は彼

大膳の二の機略

手を廢せんことを企てしと果して虚ならずい  
まや乎自から行きて彼れ病の定否を地蔵に  
らんは即坐し彼れ首討つべしと権藤の長刀脇挟み  
在合ふ近習の者どもを召連れて早やお立んと  
此事忍ち家老中の聞け所とありてお揃ふて出館し忠  
之の袂を率き諫めし大膳若し罪あらば切腹申附  
らるゝと臣等が在るあり一應彼れ討談して其罪を  
糾すべし主君が親ら臣下に向ひて軽々敷手を下し給  
ふへきにあらねとて痛く之を止め奉りて曉諭し日敷  
三四日し経過しぬ忠之の怒れお揃ふて大膳の之  
れに應じて如何な策略を施せしを此より進んで大膳の  
機略の顛末を説くべし(以上家山人膳記 函宮  
卷書等より抄出す)

大膳権藤十郎兵衛  
上原新左衛門 権長  
左衛門の三人を自  
宅より呼んで談話す

却説も大膳の策を定め志波村の深色を引上りて福岡城内  
の屋敷に還り居せし病と稱して出館せず  
稍や機軸の熟せしを見ぬ家来津田市兵衛を以て同志な  
る権藤十郎兵衛上原新左衛門 権長左衛門を申遣しける  
此度主人出府し貴所等へ向け圓家の行末に係り直談  
し度儀有之をへ明日迷惑ならねばお揃ふて出向あ  
りしに當日ハ八月四日ありて信長公の祥日なれば床  
子茶漬の如く水長政の肖像を掲げありし大膳三人を書院  
に延き共に香を焼きて両公の尊影を拜し了り潔齋を供  
し参酒を圍み談話数刻に及み畢りて大膳ハ三人を茶室  
に誘ひ聲を潜めて頼めけらく今日各方を招請せしハ別





長左衛門使者を  
辞す

宿屋

人ハ大膳よりの特囃<sup>特の儀</sup>を領し義氣満面溢れ即坐に神文  
を以て其事を誓ひけるに大膳ハ再度三人と共に快く  
訣別の杯を酌み返へし深更に及び三人ハ辞し去りぬ是  
月小月四日夜のことにておきてと云ふ斯て翌五日に抵  
り榎長左衛門早朝に大膳ウ屋敷に來り告げて曰く某昨  
夜貴<sup>君</sup>より大切なる用向を依頼せられ家日帰りて刀に  
妬刃を附け<sup>けり</sup>に誤りて手疵を<sup>つ</sup>残念ながら今日  
の使者ハ免せられたり又も重ね用向もあらんに何時  
たり其命せられたりとして巨擘を紙みて巻き血潮の點滲  
せしを見せしむ大膳之を強<sup>く</sup>すそれハあふなき事なり  
克く療治あるべしとて異議なく其使者を免<sup>は</sup>けるに  
長左衛門ハ辞して帰りぬ相踵きて來りハ新左衛門ハ

上原新左衛門の  
義氣

とあり大膳へ見へて謂らく今日の使者ハ某ハ免され  
たり如何となれハ君前ハ十郎兵衛一人なれハ十左夫  
方へも長左衛門一人にて然るべし某ハ十左夫を<sup>て</sup>殊  
更に二人参りたりと云はれてハ口惜けれと後あめた  
き<sup>き</sup>謝<sup>り</sup>大膳ハ聞きて半を尤とし去ながら彼十左夫  
ハ好<sup>好</sup>意<sup>意</sup>に<sup>に</sup>勧<sup>め</sup>告<sup>を</sup>に<sup>に</sup>應<sup>じ</sup>ず其<sup>其</sup>場<sup>場</sup>臨<sup>臨</sup>機<sup>機</sup>の<sup>の</sup>手<sup>手</sup>段<sup>段</sup>上<sup>上</sup>是非  
は二人を要せしり先刻より長左衛門來りまじの由に  
て本日<sup>本日</sup>の<sup>の</sup>使者<sup>使者</sup>を<sup>を</sup>辞<sup>し</sup>せり然れハ貴方<sup>貴方</sup>で<sup>で</sup>なく<sup>なく</sup>てハ外<sup>外</sup>に<sup>に</sup>頼<sup>ら</sup>む  
べきの人なりと云ふ新左衛門之を聞き其<sup>其</sup>長<sup>長</sup>左<sup>左</sup>衛<sup>衛</sup>門<sup>門</sup>が  
卑怯<sup>卑怯</sup>を<sup>を</sup>笑<sup>ひ</sup>上<sup>上</sup>は<sup>は</sup>拙<sup>拙</sup>者<sup>者</sup>一人<sup>一人</sup>にて<sup>にて</sup>其<sup>其</sup>使<sup>使</sup>を<sup>を</sup>移<sup>移</sup>貴<sup>貴</sup>所<sup>所</sup>の<sup>の</sup>心<sup>心</sup>慮<sup>慮</sup>の<sup>の</sup>  
在<sup>在</sup>る<sup>る</sup>所<sup>所</sup>を<sup>を</sup>致<sup>致</sup>さ<sup>さ</sup>べ<sup>べ</sup>し<sup>し</sup>と<sup>と</sup>て<sup>と</sup>昨夜<sup>昨夜</sup>の<sup>の</sup>書<sup>書</sup>翰<sup>翰</sup>を<sup>を</sup>請<sup>請</sup>取<sup>取</sup>り<sup>り</sup>直<sup>直</sup>に<sup>に</sup>十<sup>十</sup>左<sup>左</sup>夫<sup>夫</sup>  
ウ屋敷に使ひせしと云ふ

栗山大膳記、函信  
密書より抄出

新左衛門十太夫、  
屋敷に使者へ大  
膳より勸告書を  
致す

因に記す大膳昨夜新左衛門十郎兵衛長左衛門入寮談  
を交へし未だ其心中を察する所あれし明日出警の  
際重ねて我々屋敷へ参らるべし其節書翰ハ渡さへし  
とて昨夜迄ハ交附せざりしと云ふ智謀深き大膳ハ所  
作さしありしなりしに(密書)  
茲に上原新左衛門が倉八太夫の屋敷へ使せし願末を  
討ぬるに新左衛門ハ大膳より件の書翰を領し私宅に帰  
りて装成し常職十太夫の屋敷に抵り玄閑へ案内して  
栗山大膳(密書)上原新左衛門越たり主人より面接  
して使命を致さんことを述べ十太夫家来出て、款接し  
書院へ通す暫時らくして十太夫亦装成して立出る  
新左衛門恭しく一封の書翰を取り出し大膳に使命ハ此

大膳十太夫へ  
勸告書文

の書翰にあり披見せらるへしとて謹んで差出す蓋し書  
翰の文ハ左の如くなりしと(密書)  
一筆申達其元儀 主君へ奸悪を進め段々不法の仕  
方多く就中浅野彦五郎并に壽福寺の僧を非常之罰に  
取行國政取乱矣段々不届ニ存矣惣家老中ハ拙者より  
宜敷可取計矣間貴殿切腹之用意可然矣於左無之ハ江  
戸表へ申立貴殿不法之所罰御指圖次第可致矣季細上  
原新左衛門可申入矣已上

八月四日 栗山大膳

倉八太夫殿 利章花押

十太夫ハ前々掲けし書翰を披見し暫時思案の体なりし  
が貴殿の使者太儀なり此よりの答ハ建兩家来を以て

申遣すへしとして其坐を立んとするに新左衛門ハツ  
ツと十右夫が膝前より寄り聲を励し其ハ大老の倚  
頼を受け國家の一大事に係り使者に立ちしものなれハ  
答書なるとして復命出来ず此坐を認めらる  
べしとして十右夫の袴の裾を押へ家来を顧み早く料紙を  
爰手持来れと命す家来已を得ず料紙を持来り十右夫ハ  
墨摺り流し筆を取りて何う認めんとせし又其筆を  
置き新左衛門へ向ひ某ハ思ふ仔細のあるあれハ主君へ  
拜謁して一應事の由を申上たり夫迄答書ハ預りたりと  
云ふ新左衛門大に怒り答書出来ずハ速に切腹の用意あ  
るべし某見届申さんとて新左衛門ハ恥を裂き血を瀝  
否と云へハ即坐に投おにすべき血想なりはと十右夫

十右夫大勝、初告  
昔の答詞に同却す

も之れ子聽せしと見へ詞を和け謂らる某ハ職を辞して  
隠居せんことを思ふ洋一切腹のことハ一應主君ハ申上  
け其御差因得ざれハ應かきしと云ふ新左衛門詞を墨  
み貴所果して隠居召さるなれハ髪を薙ぐこと其印  
りとして十右夫又家来を顧み早く髪剃刀奉れ持されよ  
と云ふ十右夫ハ何申ひけん自から小刀を抜き髪を切  
り投出せしハ新左衛門ハ之を請取懐中より收め充分使  
事を済ませ玄閑へ退き十右夫ハ家来に向ひ用事あらハ  
あれまで羨らんと呼し一人も應するものなかりし  
ハ新左衛門ハ静々と十右夫の屋敷を立出て大膳ハ屋  
敷より其頼末を復命し拙者不肖身を以て貴所の使  
命を致し十右夫ハ隠居の証として彼ハ髪を切らせしハ

新左衛門ハ家来  
十右夫をして自から  
髪を切り退職  
隠居のことを言  
せし

國家の爲め一分の義務を盡せしと雖も此事果して主君の聽に達し如何なる罪科に行はれんと測られし此より家より降りて切腹して其言譯をなす決心なりと云ふ大膳其子其忠勇を賞し其方子あらずんば争う我々使命を果すことを得人併し死に易し生に難し彼十太夫存命せし上如何なる奸曲を巧み我等に對し復讐せんことと豫期せし處たり我等も亦た其機を投じ断然處措するあらんとの決心なれば國家の浮沈社稷の安危茲中日の間にあることなれば貴方の如き忠勇の士今命を授くべき時はあらず尚早に警暗切腹を猶豫して國家の成行を見られたりと相論し再會期かきとて大膳の形見の引手物せんとて大膳の側子に在りし脇指取りて遺しけるに死

大膳新大衛門の切腹を有め引手物を與へ其忠勇を賞す

新大衛門も涙を流し貴方のみ忠節は知るものか知るべし紀念として此の一品は拙者の子孫の爲めに戴かべしとて新大衛門ハ其引手物を受領し家門謹慎して主命を俟ちしと云ふ(栗山大経記 函宮 茶書より抄出す)

新大衛門閉門して主命を待つ

又た梶原十郎兵衛(景)も翌五日大膳の屋敷に來りて一封の諫書を受領し之を奉じて出館し用人郡正次郎本附源兵衛、明石四郎兵衛へ接見して大膳の被<sub>レ</sub>仰<sub>レ</sub>て件の呈書を渡し書院に控へて其命を待ち居たり正次郎家老も内藏丞監物等も達し目附時枝主鈴を以て忠之の聽に達し家老用人列坐正次郎其書を讀む蓋し大膳の諫書ハ尤の如くなりしと云ふ(函宮密書より登錄す)

丁御兵衛大膳の諫書を持し世節て忠之を呈す

一國主たる人ハ下民を憐み常に親の子を愛する如く

大膳三十五條の條

なくしてハ却て君を仇敵と思ふ故君臣の和合を以て國政の第一とす是を君忘却し給ふ一の辟なり  
一新参の士を取立謾に禄を賜り先君長政譜代忠臣の家を断絶し給ふ二ツの辟なり  
一寵妾を以て晝夜酒宴に長く給ふより國務を懈る多く主君の道を取失ひ給ふ三ツの辟なり  
一京都より妓女を下し給ふて近臣の筆と音曲を取扱ひ給ふ故殿中狂言役者類の者多く召仕給ふ四ツの辟なり  
一倉八太夫を取立給ふて當職家老とし給ふて國中の政道を乱り矣故諸臣恐れなつゝさるハ五ツの辟なり

一十太夫を取立給ふこと城下より取沙汰誹謗者多矣処目附を以て十太夫の事を申す者を召捕へ無体の罪科被申附國政正しむらさる六ツの辟なり  
一私父備後へ如水公御遺命を以て長政公より拜領の御免御取上ありて後より十太夫に賜つゝハ謂れなき非法の次第實ハ十太夫の御勧め故と察申す七ツの辟なり  
一衣笠久右衛門御側衆に乗おせしとの御咎と号し減知仰付られハ甚し敷非法なり實ハ久右衛門諫言申せし御咎めのみハハツの辟なり  
一毛利太次兵衛故なく減知仰付られハ實ハ毛利太次近う曾て御諫申上す不首尾して其弟たる多次兵衛





の辟なり

- 一 田獵を好まれ郡々村々に御出獵あり下民の妻女を撰取給ふて御側女中に取上げ給ふ十九の辟なり
- 一 商人の運上を齎て苛政を專に志給ふハ重に十太夫う仕業なしたること則二十の辟なり
- 一 大堀子船を浮へ夜中の往來を志給ふ二十の僻なり
- 一 大身の家老は僅の落度を申掛死罪は取行給ふ故臣下恨み奉ること多し二十三の辟なり
- 一 大坂の米穀相場を考へ商人と利益を争ひ城下の表微は及ひしも重に十太夫う仕業たること二十三の辟なり
- 一 觀世音寺を廢地と宛給ひハ毛利左近ハ内縁を有

廿一住職故と申取沙汰ニ及ふ二十四の辟なり

- 一 野村隼人う毒に中りて死せしことを諸士及下民取沙汰しし一を重者を重罪は被仰付事こと二十五の辟なり

一 衣服の制度ハ長政公御極有之矣處護に縮服を許し給ふ廿六の辟なり

一 寵臣の輩に建山と号し護に私に寺始長政公より拜領仕矣山海共子取上げ給ふ廿七の辟なり

一 鳳皇丸を解除給ふ公命ありしを荒戸山へ沈め給ふて其財用費の足銀と一軒ニ付錢百文宛博多福岡より取立給ふ不法の政道則其廿八辟なり

一 肥後浪人飯田覺兵衛三宅覺助月瀬右島允筑後浪人



之の怒をして其極度に重畳せしめ隨て策略を投せんとするの機略はてありしならん如何となれハ前子掲  
けし三十五條なるものは横暴なりと雖も其事たる  
忠之平素の行為上に過ぎず彼の慘刑と又其人を凍死  
せしむるに至りてハ國守の治國上國家問題として其  
罪ハ免れざるべし大膳ハ之を蔽ひしならん果して  
他日大膳ハ誠意の在る所ハ賢宰の見做る処となりて  
社稷安んずるものならず忠之の職は無事なりハ後  
の三々條を省略せしを以て乃世の論者或ハ謂ふ彼  
の事ハ大膳ハ三十五條に洩れしを以て後人附會の  
説なりと疑ふも必ず然りざる如し編者は益々大膳  
の智謀の深きを感想し措く能はざるなり書きて以

て大方の識者に質す

忠之ハ既ハ大膳ハ虚病を構へ耳中屋敷内ハ兵備を整へ  
敢テ主命ヲ抗敵せんとするの姿を呈したるを聞き自  
ら行きて彼を手討にせらるべきめ執りし宿老たる  
道伯内蔵丞等ハ擁へられ忍んで其手討を猶豫せられ道  
伯等が彼れハ應接して歸るを俟たれ其氣色激昂し  
甚勇猛最も犖敵なり大膳ハ梶原十郎兵衛  
を使ひて三十五條の諫書を呈出す大膳も亦最後の  
諫書として呈出せしことなれ其書ハ  
暫時論せし忠之ハ其書ハ  
忠之ハ聞し敢えず忽ち中止を命ぜられ突然坐を  
して彼れ使者十郎兵衛を手討し給ふべき氣色なるにぞ

忠之諫書を怒りて  
使者十郎兵衛を手  
討にせんとす

内藏允等ハ兎角して其場をなぐめ黒田監物明石四郎兵衛ハ十郎兵衛をひき立て次の間へ退らせ郡正次郎来りて十郎兵衛ハ退居を命じ家に帰り謹慎して主命の在る處を俟たむ依て十郎兵衛ハ恐れ入て退館ハ大膳ハ屋敷を過りて其顛末を告げ直ニ帰宅なし妻女を呼び今ヨリ密談の客あれハ女童ハ立駭きてハ妨げあれハ幸ひと淡町濱に船の早乗あれハ見物に参るべしとて妻女をして家内残らず引具ハ見物に出行らせ十郎兵衛ハ急ホ同族首を夫を呼び一室ヲ招き今因某家ハ大膳ハ使として諫書を主君へ呈せしに推中なるものならず甚く主君の旨は守り其場まで御手討に申上り斗りたりし家老中の宥めにありて一旦帰家せしと申上りて君を諫め聴

十郎兵衛家へ戻りて  
切腹せし全族  
角を夫に引られ  
謹慎して主命を  
候

られされハ切腹して申譯けを為さへきハ今ハ始末ぬとたり某ハ今切腹すべし貴殿を呼びて後事を囑り併せて介錯を頼んハ為せりとて十郎兵衛は家の系圖と書封の秘書即ち関ヶ原に於て家康より長政へ賜りし感状を取出し角を夫へ授け抑止度大膳其身心死の覚悟して事を處し其場より仕損して却て國家の危殆を迫らん測られし其場合にハ此の感状を出し國家の回復を圖るべしとて兼て大膳より其を見込み預け置きしものたり其切腹の後幸よして主君の行跡直りなハ某に代りて之を奉還すハ又國家の急難に遭んにハ此奉書を江戸赤木持上り其難を救はんとて既に安死の覚悟なりしハ角を夫ハ之を領し一度ハ驚き一度ハ悲しみ謹んで

書

大膳殿大事を圍られ未だ其成行の如何なる  
をし見ざる内、貴所貴重の一命を果さるゝことハ少  
く太早計なるべし若し又奸臣君命を假り討手来る  
こととあらん其時こそ尋常ハ御腹召さるべしとて痛  
く當坐を嘗め、彼是時刻を移し家内の者も船場より  
見物を了りて帰り来りしハ十郎兵衛も切腹の機を失  
ひ暫時ちく存命して世の成行きを見るに方嚮を決し先  
以閉門して主命の在る所を待つ所ハなかりぬ  
却て忠之ハ大膳ハ異園を控くことを疑ひ自から行き  
詰問し其場は於て手討にせんと迫に憤怒あり途端  
二十五條なる忠之の行状を誅謗せし過激の諫言は接せ  
られぬのぢらす搦てかへて大膳ハ使者を以て十太夫

忠之側後を率ひ  
十太夫大膳屋敷  
を攻めんとせらる

に迫り其髻を切らせしこと共を聞かれ忠之の怒氣ハ忽ち  
ち破裂し出館なせし番頭喜多村甚左衛門を始め其他側  
役小姓ハハ悉く具足せしめられ自身も甲冑を着せられ  
日川権八ハ権藤の長刀持たせ鉄砲三十挺は切火繩をか  
け之を率き具直に出馬あり十太夫ハ屋敷に入られ十  
太夫ハ面ハ髻を切りハ何事かと嚴敷く御叱あり  
此ハなり大膳ハ屋敷ハ押寄せ一舉に彼を擒に多し  
汝も亦ハ家来引具し先鋒として彼を攻めかゝるべしと  
の命ありハ十太夫ハ家来残らず結束せしめ其身し  
鎧めて忠之を守護なし今も大膳屋敷ハ向江攻入んと  
し其の騒擾を惹き起しぬ此ハ先き忠之ハ野口左助ハ  
屋敷ハ臨まるべきの沙汰あるにそ左助ハ其供張の準

忠之野口左助  
屋敷ハ臨まれ  
頼末

忠之野口左助  
屋敷ハ臨まれ  
頼末

備をせしに其前日に至り明日ハ延引ありしとの事  
なるに或ハ大膳、身の上係り何事、起りしにハあ  
らざりしと疑念せしものもあり、斯る処、又モや明  
日ハ臨まるへしとの事なり、其當日（前後の事状より考  
日なれど）を畫過、忠之ハ近習を引具して左助、屋敷  
に臨まれ配膳少し前忠之ハ近習を呼びて何々耳語せら  
れ大膳、宅へ遣ふせらる（野口左助の屋敷ハ大膳が屋敷  
大音屋敷、頭て供膳酒杯も廻りかゝり、條件の近習大膳  
なり）、屋敷より帰り来りて何々其返詞を述べしに忠之ハ宴  
席の半に於て遽に立て帰城せらる左助方に於てハ夜迄  
居らるゝとの事なれば未だ後段の供饌も進めざる内、  
左ハ左助ハ何々忠之の旨に悖りしことありしと

甚だ配心しつゝ、ありしに暫時して近習一人馳せ来り主  
君ハ再度臨ませらるへまこととを報すと共に忠之ハ  
再度采臨あり血想常ならず数酌を強飲あり茶を喫して  
帰館せらる前後の顛末を併せ考ふるに忠之ハ此時余程  
大膳に何々含まれたることハ自から血相に溢れしと云  
ふ（箱崎全破故具服  
辨より抄出す）

茲に忠之は一旦十太夫、屋敷に臨まれ十太夫が手勢を  
以て先鋒として大膳を攻むの軍配をせられつゝ、ありしに  
井上道伯、小河内藏、野口左助等の宿老之を聞き馳せ来  
り忠之に謁し主君々軽々敷目下敵抗せらるゝの非を  
説き若し此事、江戸表へ聞へなハ主君如何なり給ふ  
か、や肥後熊本加藤家の覆轍ハ主君々知ら世給ふや

井上道伯、小河内  
藏、忠之を誅  
して帰城せし

大膳ノ事ハ臣等ハ任せ給ふヘ一追附首討テ差出申ヘ  
北ハ主君ハ先々御帰城可被為城と頻りに宿むるに忠  
之ヲ燃カる憤怒を押ヘテ本丸ハ帰城せらる

新野宙三郎履歷書





一文化元年三月養父四助退隱家督相續之  
御弓組三組入命食禄拾貳石三人扶持ヲ

世襲ス

一文政八年正月小笠原流射礼目錄師家加  
藤孤雲ヨリ相傳ス

一同九年ヨリ慶應四年迄四十九年間長崎御裁  
座御供其外ニテ十五度出寄ス

一同十年六月安陪立命道印伏師家吉田幸  
太夫ヨリ相傳ス

一同十一年十二月竹林流射礼目錄師家首藤  
五一右衛門ヨリ相傳ス

一同十二年三月神援刀術目錄師家持田權六ヨ

リ相傳ス

一同十三年御弓手入役之命

一天保二年七月高野流砲術目錄師家小山領  
武平太ヨリ相傳ス

一同年五月神当流抜刀術免許師家持田權  
六ヨリ相傳ス以後門人教導ス

一同三年九月所廻役之命

一同四年七月真当流和湖目錄師家庄林  
又七郎ヨリ相傳ス

一同五年正月去秋長寄御裁座節長寄可  
奉行御行逢ニ付無御間欠様相勃候上日  
以テ賞

一天保六年五月年来拔刀術致備行得免許  
以後無懈怠替石致候旨ヲ以テ青銅若干支給  
セラレ

一同年御詮議掛リ一季加リ命

一同七年八月肥後表、考外聞ニ指致

一同年石外聞急速罷致骨折候旨ヲ以テ五月  
銅若干支給セラレ

一同年江戸御参勤御供々命

一同八年於江戸表ニ去秋兩御道中出精石勒  
御休泊御振替ニ付骨折候旨ヲ以テ青銅  
若干支給セラレ

一同年長寄御越座之節御休泊差掛御支ニ付

骨折候旨ヲ以テ青銅若干支給セラレ

一同年当春御下國之節御道中宿驛御差支  
有之且米穀拂座ニ付宿々願立候趣モ有之候

房申論骨折候旨ヲ以テ青銅若干支給セラレ

一同九年五月大目付下書没命

一同十二年御迎立トミテ江戸表ニ指致

一弘化二年正月小笠原流射礼及大追物故書  
共免許所家加藤孤雲ヨリ相傳ス

一同四年八月依病氣願退隱長男岩太郎  
家督相續セシム

一嘉永四年閏二月依詮議ニ召出弓組小頭  
没命在勤中三人扶持米拾五俵支給セラレ

一同年同月小笠原流射礼皆傳 師家首藤在右  
衛門ヨリ相傳ス

一同年同月竹林流射術免許 師家首藤在右  
衛門ヨリ相傳ス

一嘉永七年三月安陪立劍術免許 師家吉田  
幸太又ヨリ相傳ス

一同年四月詮議掛兼務ノ命

一同年十二月詮議掛精勤セシ旨ニ賞米若干支  
給セラル

一安政二年十二月侍從様御下國為御迎立江戸  
表ニ指越

一同三年御下國、節受持筋精勤セシ旨ニ  
賞青銅若干支給セラル

一同年右御下國、節受持筋精勤セシ旨ニ  
折付者ニ賞青銅若干支給セラル

一同年御詮議掛別テ精勤シ人少ニテ御詮議  
筋助博取志ヲ相立候旨ニ賞米若干支給セラル

一同四年五月京都表ニ指越

一同年右御用筋助内濟取組都合能相調御外  
聞ニ相拘候義志ヲ相立候旨ニ賞銀若干  
于支給セラル

一同七年二月当勤申舟置候外 地旅共出精ニ受  
持筋ニ委敷心ヲ寄專ニ用達セシ旨ニ賞米半礼

ニ命 切米拾石三人扶持支給セラル

一文文元年八月御当用内詮議掛定役命  
置修外受持筋季敷而調御詮議竹助明白  
取約ノ罪人ニ連ニ相片舟修様骨折候旨ヲ以テ  
青銅着于支給セラル

一同二年三月江产表、以指裁

一同三年九月年来別テ志ヲ相立一廉致用達且  
諸藝ニ技群博取役是寄持ノ旨ヲ賞弓組別家  
ニ社相立

一慶應元年六月不審之次有之旨ニテ召せ罷被  
命 同年八月ヨリ旅宿元ニ六年居命

一同年十月好曲ノ者、同氣ニ心得方不置ト、旨ニテ  
加美志石預カラト半礼取揚トナリ小頭役及詮

議掛兼務ヲモ放役命

一同三年三月弓組小頭役命

一同年同月任法習ニ依リ弓組ノ号ヲ相換ルル  
ニ付小頭役ニ免側筒ニ命

一同年十二月終ニ以後慎方宜敷旨ヲ以テ預ノ旨置  
タル切美志石ヲ指返

一明治元年正月側筒小頭役命

一同年五月半礼ニ命

一同年同月詮議方々傳ノ号ヲ相立石役命  
一代直礼ニ命

一同二年三月數十年來地旅共精勤セシ旨役  
賞永代直礼ニ命

一同年八月、藩中所務推、付吉人扶持相増  
一同三年二月、依願退隱、四男七生、家督相

續社命

一同年六月、累年勤王之志、厚く不幸一時、  
克在、羅下、忠節不相撓、恒守持、上旨  
賞、金子若干支給セラレ

一同六年、主七生、東京教導團入團中、病死セ  
之故、同年十月、七生遺跡、宿三郎再相續ス

一同七年十月、依願退隱、三男直得、家督相  
續社命

一同二十年九月廿六日、病卒、年八十歳

右之通位也

明治三十九年三月

